



令和2年 第3回
本別町議会定例会会議録

自 令和2年 9月 8日
至 令和2年 9月18日

本別町議会

令和2年本別町議会第3回定例会会議録（第1号）

令和2年9月8日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第61号	令和2年度本別町一般会計補正予算（第13回）について
日程第 7	議案第62号	令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
日程第 8	議案第63号	令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
日程第 9	議案第64号	令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
日程第10	議案第65号	令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について
日程第11	議案第66号	令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第61号	令和2年度本別町一般会計補正予算（第13回）について
日程第 7	議案第62号	令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
日程第 8	議案第63号	令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
日程第 9	議案第64号	令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
日程第10	議案第65号	令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予

算（第4回）について

日程第11 議案第66号 令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長	久司広志	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪忠男	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司
建設水道課主幹	宮崎恒一	建設水道課長補佐	小出勝栄
総務課主査	石川雅康	教育長	佐々木基裕
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	高橋優
農委事務局長	倉崎景一	代表監査委員	畑山一洋
選管事務局長	村本信幸		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和2年第3回本別町議会定例会を開会します。
開会宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、柏崎秀行議員及び水谷令子議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 報告いたします。

令和2年6月18日第2回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日9月8日から9月23日までの16日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、9月10日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに3件の提出がありました。

種苗法の改正に関する意見書採択の陳情。

以上1件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書採択の陳情。国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書採択の陳情。

以上2件については、議会運営基準138運用例6によることとし、議会運営委員会発議にて、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

次に、提出議案の取扱いについて申し上げます。

提出議案中、認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件の議案については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員で構成する、令和元

年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り運びを予定いたしました。

以上報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、9月8日から9月23日までの16日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月8日から9月23日までの16日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議事の都合により、9月9日から15日及び19日から22日までの11日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から15日及び19日から22日までの11日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 諸般の報告を行ないます。

報告第12号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて報告を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 報告第12号専決処分報告、公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分しましたので同条第2項の規定により報告いたします。

それでは、内容について御説明申し上げます。

令和2年7月16日午前9時00分頃、公用車両ヴァンガード帯広〇〇〇〇〇〇〇〇が、中川郡本別町新町29番地8十勝NOSA I本別家畜診療所駐車場において、駐車のため後退右折にて駐車区画へ進入したところ、十勝農業共済組合所有の車両に接触し、損傷させた事故について、下記のとおり和解し損害賠償額を定めました。

1の和解の相手方につきましては、住所、帯広市川西町基線59番地28。

氏名、十勝農業共済組合。

組合長理事、〇〇〇〇様。

2の和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金17万1,952円と定め、本別町がネットヨタ帯広株式会社に対し支払うものでございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、町村有自動車共済金により賄われます。

交通事故の防止につきましては、今後、公用車の交通安全の徹底について定期的に注意を促すなど再発防止に努めてまいります。

以上、公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、専決処分報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、報告第13号令和2年度本別町一般会計補正予算（第12回）について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第13号専決処分報告、令和2年度本別町一般会計補正予算（第12回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告致します。

今回の補正は、ただ今報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,188万2,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、21節補償補填及び賠償金17万2,000円の補正は、相手方車両修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

上段1、歳入の20款諸収入、4項1目6節雑入17万2,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、報告第14号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について報告を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 報告第14号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,410万2,000円とするものであります。

それでは事項別明細書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

上段の歳入であります、3款1項1目寄付金、1節指定寄付金100万円の補正は、匿名の方から100万円の寄付をいただいております。

下段の歳出であります、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、10節需用費、医薬材料費、医薬材料といたしまして、血中酸素濃度測定器パルスオキシメータ5台の購入6万6,000円及び17節備品購入費、施設等備品といたしまして、リクライニング車椅子2台の購入及び自走式車椅子2台の購入41万6,000円、入浴用移動椅子1台の購入9万9,000円、入浴マットの購入26万7,000円、フードプロセッサ1台の購入15万2,000円に充てるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、報告第15号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）について報告を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 報告第15号専決処分報告、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入、第7項寄付金を7万円増額補正し、資本的収入の総額を9,544万円とするものであります。内容は、本別町にお住まいの匿名の方から7万円の寄付を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出、第3項投資を7万円増額補正し、資本的支出の総額は1億3,520万8,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、報告第16号令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第16号令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資

金不足比率の報告について。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査を経て議会に報告し、公表することが義務付けられており、令和元年度決算に基づく各比率を報告するものでございます。

次のページをお開きください。

1、健全化判断比率であります。実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支額は1億2,931万1,000円の黒字となっておりますので該当はございません。また、連結実質赤字比率につきましては、本町の全ての会計の収支を合算し、黒字か赤字かを判断する指標でございますが、全会計合わせて3億8,136万7,000円の黒字となっており、連結実質赤字は生じておりません。なお、国民健康保険病院事業会計における資金不足は、令和元年度において解消しております。

次の実質公債費比率ですが、公債費等の借金の返済に一般会計の標準的な収入がどの程度充てられたかを示す指標でございます。算定結果は10.3%となっております。

将来負担比率ですが、地方債残高等の一般会計が背負っている将来負担すべき額と一般会計の標準的な収入を比べ、負担の大きさを示す指標でございます。

算定結果は41.9%となっております。

参考といたしまして、法律で定める基準比率でございますが、早期健全化基準は実質赤字比率15.0%、連結実質赤字比率20.0%、実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%。

財政再生基準は、実質赤字比率20.0%、連結実質赤字比率30.0%、実質公債費比率35.0%となっております。健全化判断比率のうち、いずれかが基準比率以上の場合は、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません。本町はすべて基準以下となっております。

次の2、資金不足比率であります。資金不足比率は、事業の規模に対する公営企業ごとの資金不足額の割合でございますが、水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計のいずれも資金不足額は生じておらず、該当はございません。

参考としまして、経営健全化基準の資金不足比率は20.0%であり、全会計とも基準以下となっております。

以上、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和2年7月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、令和元年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検、評価報告書が教育長か

ら提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、とまち広域消防事務組合議会の令和2年第2回定例会以降における、主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、令和2年第2回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 令和2年度普通交付税の算定結果について報告をいたします。

7月31日に総務省から普通交付税の算定結果の通知が示されたところでありますが、本町は対前年度比3.2%、8,176万3,000円増額の26億4,366万5,000円となり、2年連続の増額となったところであります。道内におきましては、交付団体であります178市町村のうち152市町村で増額となっており、増額率は対前年比、北海道町村では3.2%、十勝の町村では3.4%となったところであります。

昨年度より大幅な増額となりました主な要因は、地方団体が地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策に自主的、主体的に取り組むための経費として、本年度より新たに地域社会再生事業費が創設をされましたこと、また幼児教育、保育の無償化に伴う社会福祉費の増加、更には本町の特殊要因として、辺地対策事業債、過疎対策事業債等の償還額算入の増加など、基準財政需要額が1億3,931万3,000円増加をし、消費税率の引き上げに伴います基準財政収入額の増を、大幅に上回ったことによるものであります。

一般財源の不足分を補います財政調整基金及び減債基金につきましては、本年度の当初予算におきまして、3億2,000万円の取り崩しを計上したところでありますが、今般の新型コロナウイルス感染症によりまして地域経済が落ち込みを見せるなか、今後の収支見込から判断いたしますと、同額の積み戻しは困難でありまして、年度末の残高は昨年度と比較して減少する見通しとなっております。今後も新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せず、その対策のための財政支出が必要となる一方で、町税の収入が落ち込むことが懸念され、また、地方交付税の原資となります国税である法人税、所得税の減収に伴います地方交付税総額の減少など、財政運営は一層厳しい状況となることが予想されます。

これからの財政運営の方針といたしましては、地方財政対策、地方交付税制度の改正など国の動向を注視するとともに、基金依存度の縮小や経常経費の削減等、行政改革の

推進により財政運営の安定化を図り、歳入に見合った歳出の原則のもと、地域の活性化や諸課題を解決していくための、予算の重点化、効率化の徹底が不可欠であると認識しているところであります。

今後も、町民が夢と希望を持てる施策の展開を進める所存でありますので、町民の皆さまをはじめ議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、第7次本別町総合計画の策定状況について報告いたします。

令和元年6月から検討を進めてまいりました、第7次の本別町総合計画につきましては、これまで、町民の皆さん14名、職員8名によりますワークショップを用いた地域づくりセミナーを3回、総合計画策定委員23名によります審議会を8回、審議会専門部会を3回、庁内組織によります総合計画推進委員会を3回開催し、新しい総合計画づくりに向けて協議を行なってきました。

総合計画策定審議会では、町民アンケートの結果をどのように計画に反映するかをはじめ、第6次本別町総合計画の総括点検から、これまでの方向性を継承していくことを確認するとともに、人口減少や激変する社会情勢に対応した方策をとる必要性について議論がなされました。また、総花的なものではなく、イメージできるゴールを数値目標として設定するなどして、わかりやすく、町民の皆さんが手に取って見てもらえるような総合計画にすることなどの意見をいただいているところであります。

今年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の影響によります審議がままならず、紙面会議なども行なってきましたが、これまでいただきました御意見を集約した中で、まちづくりの方向性として、現在の健康的、文化的な生活をあたりまえに持続できる社会を確立していくこととし、8月21日の第8回総合計画策定審議会において、総合計画原々案をお示したところであります。

今後は、審議会にていただきました御意見の修正作業を終えた後、議員協議会において報告させていただきますとともに、パブリックコメントも実施し、町民の皆さんからも御意見をいただく予定としています。

なお、パブリックコメントの結果を受け必要な修正を行ないました後、第7次本別町総合計画基本構想、基本計画についての議案を町議会に提出をさせていただきたいと考えております。

議員各位におかれましても今後とも御理解と御支援をいただきますように、よろしくお願いをいたします。

次に、農作物の生育状況について報告をいたします。

営農指導対策協議会によります第2回目の定期作況調査が9月10日に実施されるために、農業改良普及センターが9月1日現在の農作物生育状況調査を行ないましたので、それに基づき報告させていただきます。

本町の気象経過ですが、植え付け期の5月から6月上旬までの気温は高温で経過し、日照時間も平年を上回り、干ばつ傾向で推移していました。しかし、6月中旬に入りますと一転して7月中旬までの約1カ月間、低温と日照不足が続く状況でありましたが、幸いにして降雨量が少なく、畑の管理作業、一番牧草の収穫も順調に行なわれてきまし

た。

小麦につきましては、春から順調な生育で推移をし、JAの収穫作業も天候に恵まれた中で7月28日に始まり、8月4日に収穫を終了いたします。その結果、乾麦で平均10.4俵、製品歩留まりにつきましては90%程度の確保を予想しているところです。

8月以降も高温、少雨が続く中干ばつ傾向にありまして、金時、小豆、大豆の生育は例年より早く進んでいますが、大豆の子実の肥大が緩慢であることから、今後の生育に期待しているところでもあります。馬鈴薯は、いもの数が平年より少ないものの、1個当たりの重さが平年より重いことにより生育は平年並み、また、てん菜も干ばつの影響を受けていますが、おおむね順調な生育となっているところでもあります。

また、飼料作物につきましては、関係機関からの情報として、デントコーンは平年より良い生育とみています。2番牧草については平年並みとしているところです。

現在のところ、各畑作物はほぼ順調な生育となっていますことから、これからの収穫時期に向けて好天に恵まれ、平年を超える出来秋となることを期待しているところでもあります。

次に、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で国民生活支援策として実施をいたしました特別定額給付金事業について報告をいたします。

令和2年4月27日を基準日とする本町における給付対象世帯及び対象者数は3,611世帯、6,798人でありまして、事業基準、事業要綱に基づき令和2年5月12日申請受付開始、8月11日を申請期限として、8月18日の最終の給付をもって給付金給付事務を終了いたしました。

最終給付数は、世帯数で3,608世帯、99.92%、給付者数で6,795人、99.96%で、未申請は3世帯3名となりました。

この間の申請の呼びかけ等につきましては、広報ほんべつ、くらしの情報紙かけはしや同報無線での周知、未申請者には再案内文書の郵送、更には戸別訪問などにより申請の呼びかけに努めてまいりました。

なお、申請方法の内訳は、オンライン申請が0.9%、窓口申請が19.7%に対し、郵便による申請が79.4%となり、町民の方々のコロナウイルス感染予防に対する対策意識の高さが伺われる結果となっています。

以上、本別町議会第3回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第61号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第61号令和2年度本別町一般会計補正予算（第13回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第61号令和2年度本別町一般会計補正予算（第13回）

について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、町道の雑木処理に係る機械借り上げ、勇足中学校校舎ボイラー更新工事による増額補正及び本別高校の教育を考える会補助金の減額補正が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,156万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,344万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節共済費102万8,000円の増額補正は、追加費用等負担金額の確定によるものであります。

次の、5目財産管理費、12節委託料、支障木伐採業務委託料182万6,000円の増額補正は、上押帯神社周辺の町有地及び錦町墓地周辺の支障木の伐採、撤去を行なうものであります。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、22節償還金利子及び割引料1,181万4千円の増額補正は、令和元年度障がい者自立支援給付費及び医療費負担金等の実績確定により、令和元年度に交付されました国と道費負担金の精算により返還するものであります。

下段の3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1節報酬、会計年度任用職員95万3,000円の増額補正は、幼児教育、保育無償化実施円滑化事業補助金の採択により、児童福祉施設費で計上しておりました1名、7か月分を児童福祉総務費に組替えるものであります。

その下、18節負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金50万円の増額補正は、交付金事業の採択により、認定こども園ほんべつに対し保育環境改善等事業として補助するものであります。

10ページ、11ページをお開きください。

2段目の2目児童福祉施設費、10節需用費、施設管理用消耗品費50万円の増額補正は、学童保育所3カ所の感染症防止対策として消毒用エタノール等を購入するもので、次の3目特別保育費、10節需用費、施設管理用消耗品費50万円の増額補正は、勇足へき地保育所の感染症防止対策として消毒用エタノール等を購入するものであります。いずれも新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業の採択によるものであります。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費、管理用消耗品費267万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、10月から来年3月までに使用する公共施設トイレ用のペーパータオル、消毒液等の購

入及び非接触型体温計、飛まつ防止アクリル板等を購入するものであります。

次の2目母子保健費、10節需用費、母子保健対策消耗品費40万6,000円及び17節備品購入費、衛生用施設等備品9万4,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業により、子育て世代包括支援センターの感染防止対策消耗品及び間仕切り用のスクリーン等を購入するものであります。

12ページ、13ページをお開きください。

2段目の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金中、鳥獣被害防止総合対策事業補助金582万9,000円の増額補正は、金属柵の設置戸数の増による調整であります。

なお、農業振興基金を財源として充てる予定となっております。

その下、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金6,215万1,000円の増額補正は、収益性向上対策、生産支援事業として、小麦用のコンバイン、自走式スプレーヤー等のリース導入事業で、1法人に対する補助金であります。なお、この事業は国による補助事業となっております。

一番下段の8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、13節使用料及び賃借料、各種機械借上料283万8,000円の増額補正は、町道の雑木処理に係る林業用バックホー等の機械借り上げであります。

14ページ、15ページをお開きください。

2段目の5項住宅費、1目住宅管理費、10節需用費、公営住宅等修繕料155万7,000円の増額補正は執行見込みにより調整するものであります。

次の18節負担金補助及び交付金、住宅新築助成事業補助金200万円の増額補正は、申請件数の増による調整であります。

下段の10款教育費、1項教育総務費、4目諸費、18節負担金補助及び交付金、本別高校の教育を考える会補助金1,219万2,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う海外研修派遣事業の中止による調整であります。

下段の2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、学校施設修繕料416万9,000円の増額補正は、本別中央小学校温水ボイラー2基の修繕として391万6,000円、仙美里小学校トイレ温水洗浄便座取り付け3台25万3,000円となっております。

下段の3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費 勇足中学校校舎ボイラー更新工事586万3,000円の増額補正は、勇足中学校校舎温水ボイラー1基の更新を行なうものであります。

以上で歳出を終わりにして、4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入ですが、上段の10款1項1目1節地方交付税2,649万7,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

下段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金中、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金200万円の増額補正は、歳出で説明いたしました学童保育所、子育て世代包括支援センター等における感染症防止

対策経費に対し交付されるものであります。

2段下にごございます、15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金6,215万1,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました収益性向上対策、生産支援事業として全額が補助されるものであります。

下段の17款1項1目寄付金、4節教育費寄付金20万円の増額補正は、歳出で説明いたしました仙美里小学校のトイレに温水洗浄便座を整備するため、本別町にお住まいの匿名の方からの指定寄付金でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

18款繰入金、2項基金繰入金、5目1節農業振興基金繰入金582万9,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました鳥獣被害防止総合対策事業補助金に充当するものであります。

次の13目1節個性あるふるさとづくり基金繰入金1,200万円の減額補正は、歳出で説明いたしました本別高校の教育を考える会補助金の減額による調整であります。

下段の20款諸収入、4項1目6節雑入中、北海道市町村振興協会助成金100万円の増額補正は、就学前教育、保育施設で実施しております、子ども英語チャレンジ事業に対する助成金であります。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第13回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

ございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） まず4款衛生費中、2目母子保健費中の委託料、新生児聴覚検査の内容について伺いたいと思います。

これは、検査の委託先でありますとか、対象になる子どもたちはどういう形になるのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 藤田議員の御質問にお答えいたします。

新生児聴覚検査委託料でございますけども、こちらは今年度10月1日以降に生まれた新生児の方に対しての聴覚検査をできる産科の医院に委託をする形になっております。

道との締結とかがありますので、基本的に十勝管外で出産されて、検査を受ける場合も対象になります。

検査をする時期としましては、入院中、生まれてから退院するまでの間、なるべく早い時期にこの検査をしていただくということになります。

補助の内容といたしましては、1回目の検査と、そこでもし何か正常ではないような所見があった時に確認検査という、2回検査がありますけども、今回の検査につきましては初回検査に対して、町のほうで全額補助をするということで計上させていただきます。

した。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、12ページ、13ページお伺いをいたします。

まず6款農林水産業費の18節負担金補助及び交付金、補助金のうち鳥獣被害防止総合対策事業582万9,000円でございます。

こちら金属柵の設置というところの御説明がございましたが、まず事業内容の詳細、またこの補正の必要性等についてお伺いをいたします。

続きまして、8款土木費、13節使用料及び賃借料、借り上げ料を各種機械283万8,000円、道路維持事業でございます。

こちら町道の雑木処理に際する林業用のバックホーの借上というところの御説明がございましたが、こちらにも事業内容、補正の必要性や理由等についてお伺いをいたします。

続きまして、14ページ、15ページ、10款教育費、18節負担金補助及び交付金、補助金のうち、本別高校の教育を考える会1,219万2,000円の減額補正でございますが、こちらの内容の詳細と補正の必要性、理由等についてお伺いをいたします。

続きまして、3項中学校費の14節工事請負費、勇足中学校校舎ボイラー更新工事586万3,000円、こちら給湯ボイラー1基の更新というところでございますが、こちらの内容の詳細、補正の必要性、理由等についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 梅村議員の鳥獣害防止総合対策事業の補正についての内容について、御説明いたします。

事業主体につきましては、JA本別町でございます。

今年度の申し込み戸数といたしましては19戸。電牧柵で8,120メートル、金属柵で3万3,100メートルでございます。

事業費ですが、6,274万9,000円で要望しておりましたが、交付額が5,692万円で582万9,000円の交付額が減額となったことから、金属柵でおきまして3,200メートル分が設置できなくなることにより、鹿による食害を防止できないために農業振興基金を使い、農業者の経営安定に努めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） ただいまの梅村議員の御質問にお答えします。

まず補正内容につきましては、林業用バックホーの借上が5万8,300円、これが税込み価格です。その40日分で233万2,000円。これの運搬料を12回見しております。これが12回分で19万8,000円。

そして、高所作業車、これが12メートルから13メートルもの高所作業車になっております。これが3万800円、これも税込みで、これを10日分見ておきまして、これが30万8,000円で、合計283万8,000円となっております。

あと必要性ですが、住民からの町道の雑木処理、こういった要望が近年多くなってきております。

これも農業用のトラクターですとか防除用のスプレーヤー、こういったものが大型化になってきており、人為的なチェーンソーですとか高枝のこぎり等では手に負えないような状況になってきておりますので、こうした住民からの要望に応えるために、こういった補正をいたしまして、そして雑木処理を行なっていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） それでは梅村議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、18節の本別高校の教育を考える会の1,219万2,000円についてでございます。これにつきましては、前段説明の中でもございましたとおり、当初予算で議員の皆さんに予算を通していただいたものではございますが、新型コロナウイルスの状況が、オーストラリアにつきましても発生が現在も収まらないということでございまして、現地のほうもそれぞれ学生の皆さん含めてオンラインでリモート授業をしているような状況にもなっているということをお聞きしているところです。

子どもたちの安全、安心を考えますと、とても向こうに派遣するような状況には、今年度はないということで、高校を考える会の役員会の中にお諮りをいたしまして、協議をした上で決定をしてきているところでございます。

ただし、当初見込んでいた額から30万円だけ、今後のオーストラリア、ミッチェルとの交流を継続していく上で、交流を図っていたほうがいいのではないかと、ただただここで派遣をしないことで終わるということではなく、来年以降も続くという趣旨の中で30万円を残させていただいて、その中で向こうとの通信料、要はオンラインによって向こうの学校が落ち着いた時に交流を結ぼうということの準備として、ポケットWi-Fiを4台で6カ月分9万2,400円。それと通信機器として65型のモニター、大きいものを体育館等に置いて交流できればと思っておりますので、これに13万円。それからこれに要するウェブカメラを3万円、あとスピーカーマイクとして2万円。あと雑費の中で消耗費、あと郵便料等も出てくるものですから、これに2万7,600円ということの内訳で30万円を残させていただいて、今回残りの分について減額をさせていただくこととさせていただきました。

続きまして、勇足中学校の校舎ボイラー更新工事についてであります。これにつきましては、勇足中学校の校舎のボイラー現在1基、校舎用として当然暖房機能を果たすように平成15年にボイラーの改修工事を更新して以降、17年が経過している現状でございます。

これまで、必ず冬に使用する前に年1回の保守点検を行ないつつ、内部清掃と点検を行なってきているところでございます。昨年の保守点検では、指摘事項はございませんでした。ただ、過去に平成30年と平成元年、この2年度に渡って一部修繕を行なってきております。昨年の検証の中ではなかったのですが、冬に入りまして、2月に入ってからすぐにボイラーの調子が悪いと、温まらなくなっているということで、学校から連絡があって、保守をしている業者のほうにも見ていただいたのですが、原因が分からなかったのもので、それで経過を見ましようということで調整をしながら期間をおいて複

数回見ていただいております。その時に確認した中では、真空ボイラーになっているのでございますが、機器的に真空にならなくて温水にすることができない状況になっているというところまで突き止めました。

ただ、時期がもう2月末に入ってきておりまして、現状新型コロナの関係で2月27日から学校が臨時休業になってしまいましたので、とりあえず新年度まで我慢しようというお話と、学校のほうには1カ月延びてしまったということも見えてきたので、我慢しようということで我慢をしたことと、学校においては教職員、職員室だけストーブを用意して、なんぼかでも炊けているのですが寒くてだめだということで、ストーブを用意しながら対応してきております。

今回、そういう状況がございまして、今後冬に向かって修繕作業を計上できなかった状況もございましたので、冬に向かって更新をしたいということで今回計上させていただいたところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは改めてお伺いをいたします。

12ページ、13ページ、6款農林水産業費の部分でございます。負担金補助、鳥獣被害防止総合対策事業の部分でございますが、こちらについては現状の認識といたしまして、本町においてもいわゆる鹿による、鹿だけではないののでしょうか、主に鹿による農作物の被害というものが甚大なものがあるということが継続されているという認識の上での御提案だということでよろしいのかという確認でございます。

続きまして、8款の土木費、13節の借り上げ料の部分でございますが、こちらについて当初の予算では832万4,000円でございます。今回の補正で283万8,000円というところで、当初予算の30%超にもなっているところでございます。

これ当初の見込みとして、いかがだったのかなと感じるところもあるのですが、御答弁の中では近年そうした支障木の、住民からの相談があるというところございまして、近年というところであれば、本来冬期間に主にこうした雑木処理というものは行っていたという認識があるのですけれども、この本年の単年度で済むものなのか、次年度についても予算的なものとして、検討していく事案なのかについて御認識をお伺いいたします。

続きまして、10款の教育費、負担金補助の本別高校の教育を考える会の減額1,219万2,000円の部分でございます。こちらの当然、これは周知の中である、いわゆる世界的にこの新型コロナウイルスの感染が拡大しており、なかなかそうした、いわゆる対面式であるとか現地へ訪問するということが困難であるというところは共通認識にあるというところでございます。

御答弁の中からでございますが、いわゆるその中ででも接点をきちんと持っていこうと、その中で具体的にはオンラインの中で接点を持っていこうというところで、これが途絶えることなく、しっかりとしたそもそものミッチェルとの国際理解教育というところは、形は変わりながらも継続されていくものだという理解でよろしいのかという点と、この辺について考える会を始め、生徒さんとか保護者さんとかというものとも、十分な

協議がなされた上での御提案、または場合によってはさらに進化させていく、深めていくとかそういったところのお考えもあるのかという点について、お伺いをいたします。

続きまして、14節の工事請負費、勇足中学校の校舎ボイラー更新工事の部分でございますが、こちらの真空式のバコティンヒーターかなと察するところでございますが、こちらに不具合があると、当然冬に向かってというところでございまして、このヒーター自体、今の使い方と言いますか、機種によって温水の給水経路を3回路とか4回路にしたりもできると思うのですが、具体的に温水の利用の部分についてなのですけども、校舎内のどこで利用できるものなのかという点について、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 梅村議員の御質問にお答えします。

梅村議員、おっしゃるとおりでございます。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） 梅村議員の再質問にお答えします。

今までの予算の中での執行状況だったのですが、これはほとんどバックホーにつきましては、側溝の土砂上げですとか横断管の入れ替え、あとのり面の修理、そういったものをメインにやってきております。

そして、その中で予算を見ながら冬に雑木処理等を行なってきております。ただ、近年と言ったのは、それが追い付かない状況で、それで今年なのですが夏場でもすぐ処理をしていただきたいという声が結構出ていたものですので、それと合わせてこのバックホー、グラップルでやれば、例えば1カ所やれば4、5年は大丈夫かなということもありますので、これは計画的に次年度以降も進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） それでは、梅村議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず本別高校の教育を考える会についてでございます。先ほどもお話したとおり、残った30万円で、リモートで向こうのミッチェルのほうと交流授業をしながら深めていこうと、今後に繋がるような形をとることで、次年度の2年生に対しても繋がっていこうと、全校で集まってというようなイメージを描きながら、向こうと協議を進めると、まだ向こうが落ち着かないという状況もあるのでできないというところで、その準備だけはしておこうというところでございます。

それから勇足中学校の部分でございますが、今お話のあった回路の部分、経路の部分につきましては1階と2階の2回路という形で、あくまで校舎の中だけのものという形になってございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

12ページ、13ページ、8款土木費の13節借上料の部分でございますが、こちらバックホーの中でグラップルを使って支障木の処理をしていけば、その箇所について4、5年は大丈夫だというような御答弁をいただきまして、今後その計画的にというところでございましたが、当然本町においても町道総延べ400キロメートル以上あるのか

などというところで、そのうちの農作業車が通るようなところとか、大型車が通るようなところというのが、これから徐々に処理していく中で、当然そういった今年度着手できなかったところについても、今後巡回等を深めて次年度やっていくというようなお考え、そういった必要性というのは今感じていらっしゃるというような理解でよろしいのかという確認が1点でございます。

続きまして、14ページ、15ページ、10款の18節負担金補助及び交付金の部分、本別高校の教育を考える会、ミッチェルへの海外研修の部分でございますが、こちらの30万円を使って次年度以降に繋がるようなオンラインのつながりを作っていこうというような御答弁をいただいたところですが、そもそもこれ額もそうですし、事業内容としてもこれまでの中にはなかった新しいものとして提案されたものでございますが、これが実質こういった現況下におきながらもできなくなった、なくなってしまったというところについて、今後の影響、またこの新型コロナウイルスの感染拡大というものは収束の見込みというのが世界的にも立っていない中で、今後この事業ができなくなったよ、予定どおりできなくなったよというところについての、今後及ぼすであろう影響等について、またその対策等についてどのようにお考えか、改めお伺いをいたします。

最後、工事請負費の部分でございますが、勇足中学校の校舎ボイラー更新工事、1階と2階の2回路、給湯として使っているというところでございますが、こちらいわゆる蛇口として使える部分については何カ所くらいあるのか、また利用できるのはどのような方々なのかについて、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 宮崎建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（宮崎恒一） ただ今の御質問にお答えします。

当然、雑木処理1年ですべての町道の処理はできませんので、今後何年かで計画的にこういったグラブを借りながら雑木処理、こういった対応を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 再度質問にお答えしたいと思います。

まず本別高校の教育を考える会の部分でございます。これにつきましては先ほどもお話をさせていただきましたが、確かに当初には上げておりません。本来ですと現地に行っ、交流をしてというところではありましたが、そこで断ち切ってしまうと次年度以降向こうとの交流ができないということは当然ですし、子どもたちもおそらく悔いが残るのではないかとということもありますから、きちんとした形での交流事業を行なっていきたいという思いも含めて、役員会の中でお諮りをして御理解をいただいたというところでございます。

おそらくそうすることで、2年生だけが交流するということではございません。次年度以降含めて、一応全校を対象に体育館等を使いながら今の1年生も含めて次年度行くであろう今の1年生も含めて、そういう形をとってリモートで向こうとの英語による交流ができると、なおいいだろうということも含めて打ち合わせをさせていただいたところでございます。

それから、勇足中学校のボイラーの更新工事でございますが、これにつきましては蛇口で使うものではございません。あくまでも暖房として、パネルヒーターに送り込む温水を作るためのボイラーであるというところで、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号令和2年度本別町一般会計補正予算（第13回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号令和2年度本別町一般会計補正予算（第13回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第62号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第62号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第62号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策における国民健康保険税の減免及び国からの財政支援、令和元年度の決算に伴います前年度からの繰越金、基金積立の増額補正が主な内容となっております。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,172万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,961万5,000円とする内容で

ございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明申し上げます。

5 ページ、6 ページをお開きください。

2、歳出ですけれども、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 2 節委託料 6 万 1,000 円の増額補正は、オンラインによる資格管理連携業務を国保連に委託するものですが、当初、下の 1 8 節、負担金補助及び交付金で計上してございましたが、道からの補助事業の対象経費として通知があり、委託料に組み換えるものでございます。

下段の 6 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費、1 2 節委託料 1 9 8 万円の増額補正は、当初、特定健康診査及び特定保健指導に要する金額を計上してございましたが、医療費適正化事業が追加になったことによる増額となっております。

なお、全額、特別調整交付金で賄われます。

下段の 7 款 1 項 1 目基金積立金、2 4 節積立金 1,269 万 8,000 円の増額補正は、令和元年度の決算により、剰余金を基金に積み立てるものでございます。

基金の状況ですけれども、令和元年度末現在 1 億 3 6 0 万 2,000 円、今回の積立金 1,269 万 8,000 円を加えますと、合計で 1 億 1,630 万円になります。

下段の 8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、2 2 節償還金利子及び割引料 5 万 2,000 円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症緊急対策により令和元年度分の国民健康保険税の減免により発生した還付金でございます。

次の 3 目償還金、2 2 節償還金利子及び割引料 6 9 9 万 9,000 円の増額補正は、令和元年度決算にともない特定健康診査等負担金及び保険給付費等交付金普通交付金の超過分に係る返還金でございます。

以上で、歳出を終わります。3 ページ、4 ページをお開きください。

1、歳入ですけれども、上段の 1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分 4 4 万 5,000 円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係ります令和 2 年度国民健康保険税医療給付費分の減免及び財源調整となっております。

その下、2 節後期高齢者支援金分現年課税分 9 万 4,000 円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係ります令和 2 年度国民健康保険税後期高齢者支援金分の減額で、その下、3 節介護納付金分現年課税分 7,000 円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係ります令和 2 年度国民健康保険税の介護納付金分の減免でございます。

下段の 3 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金、2 節保険給付費等交付金特別交付金 2 1 8 万 9,000 円の増額補正は、支出で説明しました特定健康診査等事業に追加されました医療費適正化事業に対する交付金、また、令和元年度及び令和 2 年度国民健康保険税減免分に伴います財政支援によるものでございます。

下段の 6 款 1 項繰越金、1 目 1 節その他繰越金 1,969 万 7,000 円の増額補正は、一般被保険者分の前年度からの繰越金でございます。

下段の 8 款国庫支出金、1 項 1 目国庫補助金、1 節災害等臨時特例補助金 2 3 万 6,000 円の増額補正は、令和 2 年度国民健康保険税減免分に伴います財政支援でございます。

その下、2 節社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1 5 万 3,000 円の増額補正は、歳出で説明しましたオンライン化による資格管理業務委託料のほか、そのシステム修正にかかります国庫補助金で、道から通知があり新規で計上を行なうものでございます。

以上、議案第 6 2 号令和 2 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）につきましての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 6 2 号令和 2 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 2 号令和 2 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 6 3 号

○議長（高橋利勝） 日程第 8 議案第 6 3 号令和 2 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第 6 3 号令和 2 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）につきまして、提案内容を御説明いたします。

今回の補正内容につきましては、令和元年度の決算に伴います繰越金の清算となっております。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,247万3,000円とする内容でございます。それでは、歳出から事項別明細書により、御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

初めに下段の2、歳出ですが、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金28万2,000円の増額補正は、令和元年度の清算に基づきます一般会計への繰出金によるものでございます。

上段の1、歳入ですけれども、3款1項1目1節繰越金28万2,000円の増額補正は、令和元年度からの繰越金でございます。

以上、議案第63号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）につきましての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第64号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第64号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第64号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、保険者機能強化推進交付金並びに介護保険保険者努力支援交付金の内示による調整及び令和元年度の決算に伴う清算であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,359万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,442万8,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

予算書の5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、4款1項1目基金積立金910万円の補正は、前年度繰越金を基金に積み戻しするものです。

なお、積立金の状況ですが、令和元年度末の基金残高5,666万6,000円。

今回積立金910万円を合わせますと6,576万6,000円となる見込みであります。

次の段の5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金105万6,000円の補正は、前年度の決算に伴う清算で、介護給付費を国、道に償還するものです。

次の2項繰出金、1目一般会計繰出金343万9,000円の補正は、前年度の決算に伴う一般会計への清算償還金であります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目保険者機能強化推進交付金225万9,000円及び5目介護保険保険者努力支援交付金204万4,000円は、交付内示を受けての増額補正であります。

下から2段目の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金430万3,000円の減額補正は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付内示により、繰入金を減額するものです。

次の段の8款1項1目繰越金1,215万3,000円の補正は、前年度決算に伴う繰越金であります。

以上、令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第65号

○議長(高橋利勝) 日程第10 議案第65号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(前佛清治) 議案第65号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4回)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、施設の修繕及び医療廃棄物処理業務委託料の増額が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,500万6,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

下段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、10節需用費、修繕料87万5,000円の増額補正は、消防設備修理、ボイラー修理及び当初見込んでいた小破修繕対応修理費がございまして、7月末段階で不足すること、今後の見込みを含めて増額するもの、次に12節委託料中、医療廃棄物処理業務委託料5万5,000円の増額補正は、医療的処置が必要な利用者が増加し、医療廃棄物の量が増加したことに伴い、今後の見込みを含めて増額するものであります。その他につきましては執行見込による調整であります。

戻りまして、上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金89万4,000円の増額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上、令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第66号

○議長(高橋利勝) 日程第11 議案第66号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長(坪忠男) 議案第66号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)について、提案内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、個別排水処理施設整備事業による浄化槽設置基数増によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ213万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,884万7,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

下段にあります、2、歳出ですが2款土木費、1項下水道費、2目個別排水処理施設新設費、14節工事請負費213万7,000円の増額は、共栄及び美里別地区の建物新築物件2件の浄化槽の設置申込みが、新たにあったため、増額し対応するものです。

上段の1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目一般会計繰入金103万7,000円の増額は、歳出で説明いたしました浄化槽の設置基数増によるものです。

7款1項町債、1目土木債、1節下水道債110万円の増額は、歳出で説明いたしました浄化槽の設置基数増によるものです。

3ページにお戻りください。

第2表、地方債補正。

1、変更。内容といたしましては、起債事業の事業費の変更に伴い限度額を変更する

ものです。

起債の目的。個別排水処理施設整備事業の限度額3,100万円を3,210万円に改めるものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日9月9日から15日までの7日間は休会であり、9月16日午前10時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は、9月10日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

暑い中、御苦労さまでした。

散会宣告（午前11時45分）

令和2年本別町議会第3回定例会会議録（第2号）

令和2年9月16日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝 | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
| | 1番 | 水谷令子 | | 2番 | 柏崎秀行 |
| | 3番 | 梅村智秀 | | 4番 | 石山憲司 |
| | 5番 | 篠原義彦 | | 6番 | 大住啓一 |
| | 7番 | 山西二三夫 | | 8番 | 黒山久男 |
| | 9番 | 方川一郎 | | 10番 | 阿保静夫 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|------|----------|-------|
| 町長 | 高橋正夫 | 副町長 | 大和田 収 |
| 会計管理者 | 花房永実 | 総務課長 | 村本信幸 |
| 農林課長 | 篠原順彦 | 保健福祉課長 | 飯山明美 |
| 住民課長 | 久司広志 | 子ども未来課長 | 大橋堅次 |
| 建設水道課長 | 坪 忠男 | 企画振興課長 | 高橋哲也 |
| 老人ホーム所長 | 前佛清治 | 国保病院事務長 | 藤野和幸 |
| 総務課主幹 | 上原章司 | 住民課主幹 | 小坂祐司 |
| 建設水道課主幹 | 宮崎恒一 | 建設水道課長補佐 | 小出勝栄 |
| 総務課主査 | 石川雅康 | 教 育 長 | 佐々木基裕 |
| 教育次長 | 阿部秀幸 | 社会教育課長 | 高橋 優 |
| 農委事務局長 | 倉崎景一 | 代表監査委員 | 畑山一洋 |
| 選管事務局長 | 村本信幸 | | |

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 三 品 正 哉

総務担当主査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

なお、マスクの着用につきましては、発言される場合は外しても構いませんので、お知らせをいたします。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 報告いたします。

意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに3件の提出がありました。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書、種苗法の改定に関する意見書、以上3件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

6番大住議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました1問について質問をいたします。

冒頭に、一昨年9月6日に起きました北海道胆振東部地震から2年が過ぎ亡くなられた方々、被害を受けた方々に御冥福をお祈りし心よりお見舞い申し上げます。

また、現下コロナ禍の折、感染拡大防止のため日夜御尽力をいただいている医療関係者の皆様に、敬意と感謝の意を表させていただきます。ありがとうございます。

それでは、令和3年度予算編成に向けた行政改革の進め方は、についてお伺いいたします。

新年度予算の編成は国・地方を問わず、新型コロナウイルスの影響で、過去に経験のない対応が求められています。景気の低迷による税収の落ち込み等に対処するため、行政改革の推進が求められています。行政改革の現状と考え方を伺いいたします。

1点目の国のコロナ対策に伴う新規国債発行が約90兆円、また過疎法の考え方な

どを鑑みたとき、地方交付税の減額、さらには町税の減収が懸念されますが、お考えはいかがでしょうか。

2点目の令和2年度から、会計年度任用職員制度が導入されました。定数外職員約220人の動向と賃金の総支給額の推移はどのようになりましたか。制度導入後、正職員になった人数は何人でしょうか。また、職員の中で長期休職者数及び出向・派遣職員数、町外からの通勤している職員の人数は幾人でしょうか。管内町村の中で、同規模程度の町の職員数はどのようになっているかお伺いたします。

3点目の行政改革の中で、約100事業、約4億円の補助金の見直し作業と進捗状況は、また、十勝町村会等に拠出している負担金見直しの考えはどのようにお考えかお伺いたします。

4点目の予算編成に当たっての財政調整基金の残高と全基金、これは約28億円程度になろうかと思いますが、この基金の一元化をする考えはあるのかないのかお伺いたします。

また、今後の財政状況を鑑みたとき、人件費、今年度当初予算で約18億円でございますが、この人件費の削減も視野に入れるべきと思いますが、先立って町長御自身の給料削減の考え方をお伺いたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員の令和3年度の予算編成に向けた行政改革の進め方の御質問ですが、多くの御質問いただきましたので、答弁も少し多くなるかと思いますが、御了解をいただきたいと思えます。

まず1点目につきましては、国の現状であります。令和2年度の新規の国債発行は、当初予算において33兆円程度でありましたが、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、1次補正また2次補正の編成により90兆円を越す規模となったところであります。

また、来年度の地方財政対策においては、新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込みから、地方交付税の原資となります国税・所得税・法人税・消費税ですが、これの減少に伴いまして、地方交付税の総額の大幅な減少が予想される場所でもあります。これらを踏まえ、議員御質問のとおり、本町におきましても新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せず、また、町税収の落ち込みが懸念をされ、また、国の地方交付税総額の減少に伴いまして、普通交付税の交付額の減額は避けられないものと考えているところであります。

次に、過疎地域の自立促進特別措置法、いわゆる過疎法でありますけれども、令和2年度の末で現行法の期限が切れるのを受けまして、令和3年度以降この過疎地域の持続的発展を理念にした新法の制定を目指す過疎連盟含めて、方針を示しているところであります。本町におきましては、次年度以降も過疎対策事業債の発行などの財政措置を受けられるものと考えているところであります。

さらに、町税の減収についての懸念につきましては、町税収入は個人町民税と固定資産税で約8割を占めておりますが、令和3年度の個人町民税では、新型コロナウイルス感染症の影響で主に飲食、サービス業の事業所におけるパート労働者の給与の落ち込みなどから、給与所得の減少が見込まれるところであります。

また、固定資産税では、令和3年度の評価替えによります評価額が減少、新型コロナウイルス緊急経済対策によります中小企業に対する償却資産などの減免制度もあり、減少が見込まれますが、現時点での見込みといたしましては、過去5年間の実績の平均額9億3,680万円が5年間の平均であります。これは確保できるのではないかと考えておりまして、令和2年度の決算でもこの5年間の例年の実績の数字が確保されるものと見込んでいるところであります。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症による地域経済の影響は大きなものでありまして、今後の財政運営は一層厳しい状況となってくると考えているところであります。

2点目であります。

2点目の御質問であります。会計年度任用職員制度の導入前の準職員含む定数外職員220名につきましては、制度導入後の4月1日現在で180名となりまして、共済費を除く賃金・報酬などの支給総額は令和元年度約4億5,100万円が、令和2年度で約3億2,600万円となっております。制度導入後に正職員となった人数であります。4月1日に新規採用職員8名、合わせて準職員30名がおりまして、このうち27名を正職員として採用いたしました。残る3名につきましては、定年退職が1名、自己都合で退職が1名、また、会計年度任用職員を希望した方が1名となっております。

また、職員で長期休暇を取得している人はという御質問であります。残念ながら病気療養中で長期入院されて、療養されている方が1名ということになります。

また、出向・派遣職員につきましては、今年の7月1日から本別町社会福祉協議会へ1名を派遣をしているところであります。町外からの通勤者につきましては、現在、事務職員で1名、保健師で2名、調理師で1名、看護師で12名ということになっております。

次に、管内の同規模の町村における職員数の現状でありますけれども、一般職員を数字で申し上げます。一般職員、現業がそれぞれ病院が持っていたり、保育所持っていたり、現業たくさんあるなしがありますので、一般職員の総数でこれは比較をさせていただきたいと思っております。

まず、本別町は一般職員で125名、清水町が141名、足寄町が152名、池田が110名、広尾が111名ということになります。人口を1,000人当たりの職員数で%で表しますと、本町が17.14人、足寄町が21.94人、池田町が16.30人、広尾町が16.11人、ちなみに隣村の浦幌ですが27.7人、士幌町が17.85人、上

士幌町が18,000人となっております、このような近隣の町村の人数となっております。

次、3点目の御質問でありますけれども、まず御質問の補助金の見直し作業と進捗状況についてお答えをいたします。

令和2年度の当初予算におきまして、補助金を支出する総数は120件で、予算額にして6億5,830万7,000円になります。このうち債務負担行為の議決をいただいた義務的経費に近い性格を持つ給付金・交付金・償還金・利子補給など削減が不可能なものについては16件、2億4,108万9,000円であります。これを除きますと御質問にありますとおり104件、4億1,721万8,000円の余剰となっております。

現在、行政改革推進本部の補助金等の見直し検討部会におきまして、補助金については見直し作業を進めておりまして、その考え方といたしましては、一つ目には昨年度42件の補助金に対し、見直しなどの審査を行なっておりますが、審査結果後の反映状況と影響などを検証しますとともに、さらにほかの補助金についても見直しが必要なものについて審査をいたしております。

二つ目といたしましては、本来、町が行なうべき公共的な事業を担っていただいている団体と、国や北海道と協調した事業を実施すべき補助を受けている団体などへの補助金を除きまして、他の補助金については向こう3年間で補助期間の終期設定を全て行なっていく考えであります。

三つ目ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、予定の事業が実施されないなどの理由によって事業費の執行の見込みがない、また、事業費が縮減となった場合につきましては、補助金交付額の変更によりまして減額の補正を図っていく考えであります。

次、負担金についてですが、令和2年度の当初予算における負担金として支出するものとして、総数ですが144件、予算額にして8億9,013万5,000円となっております。

御質問の十勝町村会などに拠出をしております負担金の見直しの考え方ではありますが、十勝圏の複合事務組合、また、とかち広域消防事務組合のように、広域連携で事業を実施しているものの負担は33件、3億3,472万1,000円で、十勝圏全体、あるいは十勝東部の池北三町が合同で実施することにより、広域連携によるスケールメリットを生かした事業展開で、共通課題の解決や行政事務執行の効率化が図られるとともに、事業費の抑制ができているものと考えておりますので、現段階においては、これらは現状のままと考えております。

その他の負担金につきましては、昨年度、全負担金の検証を行なっておりますので、引き続き検証と見直しを進めていくということになります。

次に、基金の一元化の御質問ではありますが、一般会計における基金は、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金、16の基金、これは都市開発基金も含んでいるわけで

すけれども、6月末時点の全基金の残高は議員御質問のとおり約28億円となっております。特定目的基金につきましては、特定の行政目的のために資金を積み立て、運用するよう設定されたもので、設置目的以外の目的に処分は禁じられておりますので、一方で町の抱える課題と財政状況のもとでは喫緊の行政課題の対応、また、優先度の高い施策への基金活用が必要であると考えておりますので、このため国の制度や関係団体との協議などによって実施をする事業のため、明確に区分しなければならない基金を除きまして、基金の統合・廃止も含めて今後の予算編成に当たり、有効に活用を図る検討を行なってまいりたいと思います。

御質問の人件費の削減につきましては、現時点では削減の考えはございませんので、以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長のほうから、ただいま細かく御答弁いただきました。

問題は、認識は同じだと思うのですが、コロナ禍、国難の現段階でございます。したがって、終息するという見通しもまだ立っていないというのが現状かと思う中で、国のほうとしても1弾、2弾、3弾と、対策を打ってくるということでございます。その分については、国のほうの財源も用意しなければならないということから、90兆円で済むか済まないかということも考えられます。

したがって、地方に1,800ほどある地方公共団体に交付税が1割なり2割なり、減ってくるのが普通の考え方でないかと思うのですが、その中で町の当初予算については、ここ過去5年間、平均で66億円から67億円ぐらいの当初予算のことになってございます。

したがって、1割減るということになれば、60億円ぐらいの予算になるのかなというふうな考え方しています。60億円の予算となりますと、行政改革をしないで60億円の予算となると、これは町民の皆さんに相当負担といたしますか、生活できなくなるようなことも出てくるということでございます。町長の立場ですから、行政を預かる立場として、これはあってはならないことということを考えています。

それで予算編成会議が、11月末から12月の年末にかけては、担当の皆さんが予算編成をされていくだろうと思います。その中で予算をつくる、その段階の中においてどのように考えているか、それは私が先ほど質問させていただいた行政改革を進める以外に何物でもないのではないかと考えております。

それで町長の順番、逆になるかもしれませんが、御自身の給料の話はされてなかったかと思うのですが、1点目、2点目いろいろございますが、まず町税の見通しでございますが、これは9億円ぐらいから余り増減がないのだというようなニュアンスかと思うのですが、果たしてそのような形になるのかどうなのか。これは今の段階で、9月段階で多くを求めるのも無理かと思っておりますけれども、相当シビアな見込額を設定していかなければならないのではないかと考えております。

その中で税収が減ってきます。会計年度職員が若干減った、賃金も減っているということで、その辺の部分での努力といいますか、国の制度にのった部分での努力は認めるところでございますが、同規模町村の職員数等々が今お話ありました。これは数が多ければだめだとか、少なければいいというものでもなくて、町民の皆さんが主体になっていくまちづくりですから、それなりの数がいてもこれは致し方ないことだと思います。どこで削るかということを考えていかなければならない。その中で正職員になった方が100人単位でいるということの、私の聞き間違いだったら訂正していただければいいのですが、そういう中身になっているようでございます。

それと、行革の補助金と負担金の関係でございますけれども、補助金については町民の皆さんの生活を第一に考えた中での補助金を設定していくべきであって、これは額がどうのこうのというのは、それは協議しなければならないということです。行政改革を担当する、これは国も地方も同じでございますけれども、今あるものを1回、言葉悪ければ廃止して新しく立ち上げる。これは余り私、横文字は得意ではないのですが、スクラップ・アンド・ビルドという考え方でございます。これは行政改革をするものにとって、一番先に考えなければならないと。ですから今あるものを削っていくとこととなくて、1回白紙の状態にして、要るものをどうするか、要らないものをどうするかということ深く考えていかなければならないのではないかと考えております。

それで、町村会等々に出している負担金でございますが、これはどうしても出さなければならないというのは、これは負担金ですから、負担金の趣旨からいって理解はするのですけれども、例えば100万円出していたものを80万円にするとか、10万円出したものを7万円にするとかという話を、町長も十勝町村会長という重職を何十年も担ってございますから、その辺の話をきちっとして、どこの町村も今コロナ禍で大変なときでございますから、その辺の考え方があるのかないか、お聞かせいただきたいということでございます。

最後の予算編成に当たっての基金の考え方でございますが、これは28億円、全基金がでございます。これで基金の性質上、どうしても一元化できない基金あるのは私も承知してございます。ただ、基金を積んでいて、予算編成のときに有意義な使い方もできないようなことでは、言葉悪く言えば宝の持ち腐れになるのではないかというような感じもいたしますし、その辺がどのようにお考えになっているのかということでございます。

それと、国のほうで過疎法の見直し、これは令和3年度については現状のままいくというような流れになるかもしれませんが、将来的に、近い将来ですが、過疎法の見直しは間違いなく出てくるものだと私は思っております。その前段でどのように北海道町村会、十勝町村会、我々も含めてどのような政府に対して対応していくかというのは大きな問題でございますけれども、過疎法の見直しがかかった場合に、今、病院の整備だとかいろいろな道路改良だとか、ほとんどが過疎対策事業費でやっているように認

識してございます。それらの事業展開していくときに、町村の中で、まちの中でお金を回す部分も含めれば、やっぱり過疎債の有効利用ということも考えられますので、過疎法の有効利用も考えた中で予算編成を臨んでいくのが、私は筋でないかなと思ってございます。

町長の御自身の給料の、これは人事院勧告等々が出てからということになるかと思いますが、先立って12月定例会でも提案していただければ審議させていただきましますし、その辺のお考えと今お話をさせていただきました基金、これは一元化できる基金については一元化して、過疎法との絡みの中で有効な予算執行を、60億円のお金でございいますから、執行していくべきでないかと思いますが、その辺の考え方を再度お伺いたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） もし、質問で抜けているところがあったら、また質問していただけたらと思うのですが、町財政の見込みについてでありますけれども、税収ですね。これ、そのぐらいできるのかということではありますが、先ほど答弁しましたように、本町では9億円の中ほど、9億5,000万円ぐらいですね。それで5年間平均でもこのぐらいの税収をいただいているところでもありますから、これもそれぞれ税務課長を筆頭にいろいろ分析をしながら令和2年度、3年度へ向けて検討しております。それで必要であれば、その積算の現状など含めて、税務課長のほうから答弁させていただきますのでよろしくお願ひします。

また、4月から任用職員ということになったのですが、これは人数の問題も減っているからいいということではありませんけれども、職員総数もそうですけれども、まさに御質問のとおりであります。まちの規模のいろいろな行政執行方法が違いますから、職員が10人多いとか何人少ないとかというものが、決してそのことがイコールではありませんので、それについては、私どもは特に、総体としては職員は多く抱えなければならぬ。管理部門というのですか、一般事務職部門は相当構造改革含めて職員数が減りましたけれども、病院や老人ホーム、また現場はなくてはならない人材ですから、ここは定年退職、例えば定年退職したから次は少し少なくするなんていうことに、なかなかなるような状況ではありませんので、必要な部署についてはきちっと人員配置をしていくということでもありますから、これもまさに効率よく、そして削減できるところは、またお互いにスタッフ制も導入しながら事務管理側は、相当人数また減員をしたりしながら今の体制になっているところでもありますので、ここは御理解いただきたいなと思っています。

また、補助金であります。議員御質問のとおり補助金はその都度、補助金検討部会がありまして、それぞれ一つ一つ細かく検討部会で、これは廃止をするのがいいのか、また継続するのがいいのか、それともまた拡大するのか、それら含めてこれはしっかりと見直ししていますから、これについては細かく検討部会で検討しながら、補助金のこの

ありようによってしています。総体としてやっぱり、私どもそれやりながら考えているのは、御質問ありますように、ずっとやってきたからこれからもやっていかなければならないという考え方のやつも、中にはあるのではないかと思うのですね。そこを1回白紙というか、御質問のように白紙までいかないかもしれませんが、ほぼ白紙状態の中でもう1度、必要なものとまた削減できるもの、また努力していただけるものなど含めて、大胆に見直しをするというのは、これからも続けていかなければならないことでありまして、世の中がこういうことになると、例えば業績のすごくいい職種というか産業もあってみたり、極端にまた業績が縮小せざるを得ないという部分があったりしますから、かといって全額減収分を町が補助金を出すわけにはいきませんので、それらを含めて十分に補助団体等に協議させていただきながら、それぞれ努力させていただくということにしていかなければならないというふうに思っております。

また、町村会の負担金であります、町村会は本当にそれぞれ各町村との協議をしっかりしながら、これは積み上げているものですから必要最小限、これは議長会も全部入りますから、それから期成会だとか項目いっぱいありますので、これも総務課長のほうから、これらの十勝圏のそれぞれ衛生の管理だとか、また広域消防だとかありますので、必要としてそれぞれ広域でやっている部分についての負担金の考え方については、再度、担当総務課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

基金の考え方ではありますが、まさに御質問のとおりであります。私どもも町長に就任させていただいたときは、財調も4億円から5億円ぐらいしかなかったというのが現状であります。なぜかという、悪いという意味でなくて、6億円以上積んだら国からペナルティがあるから、それ以上積めないのだということでありましたから、それにしてもこれだけのまちづくりの中で、それは余りにも私どもは不満だと。そういうことで目的を変えて、それこそ公共施設の整備基金だとかいろいろ目的を変えて、実は基金を広く募って積み上げてきたということでもありますから、その中でも減債基金のいろいろ含めて、先ほど答弁させていただいたように、これはルールとして一元化できないものもありますけれども、その一元化にできないものは別にして、一元化できるものは御質問のように、予算編成のときに非常に職員も含めて苦慮するわけですから、有効に活用できるよう基金の使用ができるよう、環境にしていくということについては、私もそのとおり思っておりますので、これからの予算編成に向けては有効活用含めて基金の統廃合含めて、それぞれ有効に活用できる体制をとっていきたいなと思っております。

過疎法の見直しですが、これは既に全国的に町村会もそうですし、また、議長会もそうですし、これは強力に要請しています。十勝的に言うと、ちょっと余談になるかもしれませんが、過疎に指定されていない、例えば人口が少なくても過疎に指定されていない村があったり、町があったりするのですが、ここもそれは人口の減り方からして過疎でないということになるのですが、過疎法からすると。その中でも函館だとか、釧路が過疎に入っているのですね。こういうことのそこが悪いという意味でなくて、そういう

ところも含めて、もともと4,000人とか5,000人のまちがなぜ入れないのだろう含めて、過疎法の拡大を願いながら、そして過疎法は議員立法ですから、これを今年度で切れるということでもありますから、また、新年度からこの過疎法が順次継続できるようということ、強力な要請をそれぞれの団体も含めて要請しているところでありまして、ほぼそのめどが見えてきたということでもありますので、先ほど答弁させていただいたように、引き続きこの過疎法の私どもはその恩恵に享受できると、そのように考えておりますので、さらにまた粘り強くこの問題についても要請を続けて、実現させていただければなと思っています。

また、私を含めての給与の削減であります、先ほど申し上げたように職員含めて、また私どもの給与の削減については、今のところはそういう考えているということではありません、これを申し上げて答弁とさせていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 何点か再々質問させていただきますが、ちょっと答弁が分からない部分があったのと、再度、質問させていただくということと、税金の見込みについて担当からというようなお話があったかと思うのですが、私のこの質問した後に見込みどのくらいあるのか分かれば、（発言する者あり）後でもいいよ。（発言する者あり）答弁、先にするの。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 令和3年度の予算編成に向けての税金への考え方についてお答えをしたいと思います。

整理の仕方だったのですが、過去の税金の推移ですとか、令和元年度の実績を踏まえて令和2年度の見込みを作っております。内容としましては、税金の内容なのですけれども、平成27年当時なのですが、9億円の税金があったところ、年々増加傾向にありまして、令和元年度につきましては9億7,800万円ほどの実績がございます。それを基に令和2年度の見込みを計算してございます。令和2年度につきましては、9億6,100万円ということで見込みを算定してございます。内容につきましては、法人町民税の減額ですとか、個人町民税のほうは給与所得伸びておりますので、その増額、または固定資産税も償却資産が伸びてございますので、その増額を見込んで9億6,100万円ということで、令和2年度の見込みを作っております。

過去5年間の平均なんですけれども、町長のほうから御説明があったのですが、9億3,600万円ということで、この数字については確保できるだろうということで計算をしております。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 税金担当のほうから細かくいただきました。

要は、本別町の税金の見込みとしては1,000万円単位では変わってくる部分もあ

りますけれども、ほとんど9億何千万円で遜色がないと、現段階ですね、いう見込額かという報告でございました。それはそれとして予算編成、これからやっていかなければならないところがございますから、再度質問させていただきますが、先ほど職員数の中で町長のほうからありましたけれども、町外通勤者が15名になりますか、足していくと、技術職も入れれば15名程度になるかと思えます。

それと、通勤手当が大体1万円としても、今は1万円から2万円の間ぐらいかと思うのですが、12カ月で180万円ぐらいになろうかと思うのですが、私の計算が間違っていなければ15人として15万円、その12カ月ですから、そのぐらいになりますね。それと、税金の関係も出たのですけれども、15人の方が、町職員の方が町外から通っていて、本別町に住居があるとすれば当然、道町民税というのは払わなければならない。納税は国民の義務ですから、そうなりますと道町民税で、我々の議員報酬ぐらいの給料でいくと大体20万、二十数万円ぐらいになろうかと思う。

それで北海道との分け方ですが、四分六ぐらいになるのか半々になるか詳しくは分かりませんが、半分にしても20万円の道町民税とすれば10万円ということですね。それでいくと、1人10万円ですから黙って150万円、160万円になろうかと思えます。合わせますと300万円、400万円弱ぐらいのお金になると。こういうことを、行政改革をやる前に、やりながらでもいいのですけれども、進めていくのが町長のお立場でないかなと思うところがございます。

これは居住するのはどこに住んでも構わないということは、日本国憲法の中で保障はされておりますけれども、地方公務員になった暁には全体の奉仕者でございますから、町民の奉仕者です。これはどう考えても町外から通っているということにならない、お金の計算をざっとしただけでも300万円からのお金になるということですから、この辺はどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいということと、町長の給料については、人様の財布の中、私も余り言いたくはないのですけれども、これは12月ぐらいには人事院勧告も勧告されます。これはプラス勧告になるか、マイナス勧告になるかは分かりませんが、その時点で町長も判断するということから、そのようなことかなと思えますけれども、行政改革で町民の方々に汗をかいてもらわなければならないときに、まず自分の身を切るというのは大事なことです。その辺のようにお考えになっているかということでございます。

それと、今年、話そらすわけではございませんけれども、総合計画の樹立の年でございます。これは過疎法が適用になるかならないということが大きな問題になってきますし、当然、来年の予算には総合計画が出来上がったとしたら、それは最高上位の計画ですから、その中での予算編成になろうかと。その辺、予算編成していく上で総合計画もままならないような内容の行政改革では、いかがかと思えます。その辺、どのように考えているかということですから、今、2点、3点ほどになると思えますけれども、職員の中での町外の関係、それから過疎法の関係ですか、その辺について予算編成におけ

る総合計画の立ち位置といいますか、その辺は皆さん理解していると思いますが、その辺どのようにお考えなのかお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再々質問の答弁をさせていただきますが、まず、職員数であります。議員おっしゃるとおり、議員も現職のときからそれは矛盾に感じていたと思うのですけれども、一般職、これは私も町長に就任させていただいてから、採用させていただくには必ず要件で、本町に住み続けて仕事をしてもらうということでなければ、本町の職員としてはその任を果たせないの、そのこと条件でということ必ずつけています。それがどうこうと言いたくありませんけれども、それ以降、一般職の採用については、それ以降の町外からの通勤はありません。1人いるという答弁しましたけれども、それはそれ以前の採用の方で、どうしても事情があって通わなければならないという方が1名であります。

あと、現業を含めて、これは本当何ぼ応募してもなかなか人が集まらない、人材が集まらない、そういう技術職の方含めては、少しずつ増えてきたというのが現状であります。最初はそういうことも含めて住んでいただいたのですが、特に家庭を持っていて本町に応募していただいて仕事していただくという分については、なかなか私どもの願いとは一致できませんが、かといってその人材がいなければその職場が回らないということもありますので、そういうことで現業部門は特に病院、保健師はたまたますぐ近郊でありますけれども、それと中に調理師さんが1名いますけれども、そういう一般事務の分と、残念ながらこれはしからばいなければ次の人ということになかなかならないという現状も含めて、そこはやむなく町外通勤ということになりますので、そのことについては、思いは私も同じでありますから、それはこの通勤手当もそのときも議員も記憶にあると思うのですが、例えば、帯広から通勤しているから、月に1万円だとか、何万円だとか払うということはだめですよ。あくまでも本別町役場を起点にして、2キロ以上の方の通勤で手当はもちろん支給しますけれども、それも自己都合で通勤する場合は、本別町から町内で一番遠い区域ということの範囲の中の通勤手当を支給するというですとしておりますので、その辺も工夫ということではありませんが、自己都合で遠くから通うから、その部分通勤手当も支給するというようなことになっておりませんので、その辺も御理解いただきたいなと思っております。

あとは過疎法含めてですけれども、総合計画の中で過疎法ができなかったらどうするかということでもありますけれども、もちろん私どものまちづくりの予算の中で、過疎法とか、過疎だとか辺地債がなければこれは大変なことです。これは事業にもなりませんので、そのために国も含めて本当によっぽど税収のいい、また、特殊な交付金などなどあるそういう財源が豊かなところは適用になりませんが、これは大方過疎法によって地域が、予算が成り立っているのです。先ほども言いましたけれども、過疎法は時限立法ですから、また、令和3年から新しく続いていただくという

ことのめどがつかまりましたので、これがなければ全国的に、本町だけでなくて予算なんかつくれるような状況でありませぬので、それを含めて国もその推進に向けてしっかりと方向性を出していただいたということでもありますので、それは私どもも引き続き確実に、また、過疎法これからも適用されるようにこの答弁とさせていただければと思えます。

また、給与の関係ですけれども、これも前議会でも質問いただきました。何回も質問いただいています。私どもは本当に申し訳ないと思うのですが、それぞれ職員も構造改革で財政が大変逼迫したときに、職員の給与も5%、4%、3%、2%、その前には各種手当も削減を協力してもらいながら、財政再建に向けてきました。町民の皆さんにもごみ収集など含めても議会挙げて、また、それぞれ支援をいただきながら、そのような財政危機状況を乗り切るために努力させていただきました。

それ以降、職員の皆さんは何とか回復をしましたがけれども、私どもまた教育長、当時の助役、今の副町長はずっと据え置きのままですから、先だつての議会でも答弁させていただきましたけれども、それを比較しますと、既に1億数千万円の規模で、金額で貢献ということの話にならないかもしれませんが、そのように努力させていただきながら、さらに役職加算も据え置きのまま、そして今回のコロナでもそれぞれ皆さんと合わせてそれぞれまた少しかもしれませんが、そういう対応しておりますので、決して町民の皆さんの負担を強いるのをお願いするときに、自分は、のほほんとしているというようなことではありませんので、そこら辺は一番厳しく受け止めながら、自らもそういうことでずっと気づき、その任に当たっている間はこのような形の中で、私どもも副町長と教育長には気の毒な部分がありますけれども、でも共にこのまちづくりを担わせていただく立場からすれば、もちろん理解いただきながらずっと続けてまいりますので、何か首かしげている人がいるかもしれませんが、私どもの思いをぜひこれからもこれは続けていくと、こういうことで答弁をさせていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長から答弁、何回もいただいています。

給料については、これは職員の皆さんの給料を下げると、一方的な言い方をしているわけではございません。これはある程度の労働に対する対価と申しますか、非常に町民の皆さんの財産と命を守るという公務員としての立場がございますので、それらは認識しているつもりでございますけれども、ただ、国の状況、現下のコロナ禍の状況を鑑みたとき、やはり自分たちでもということになろうかと思えます。そのときに町長も、先頭になっていくべきでないかというふうに思いますが、その辺は先ほど来から答弁をいただいていますから、それはいいとして、町外通勤者の関係でございます。

これは町長おっしゃっている部分は、現業だから云々というお話に聞こえますが、そうではなくて、このまちに住んでいただいて、町民の皆さんと一緒に税金も払っていた

だくと。これは町民税ですね、道町民税という形で、それは例えば隣まちにいれば、そちらに入らなければならないということになります。通勤手当が1万円にしたから、1万5,000円にしたからいいということではないのですね。これは大昔、よそのまちですけれども、十勝の中央、中心市に50キロ離れたところから通っていて、5万円、8万円の通勤手当払ったということも数十年前にはございました。我がまちも5万円、3万円払った時期もあるように聞こえてきています。それは額の問題でなくて、やはりここに住んでいただくというのが、基本的な考え方でないですかということでございます。

先ほど、私もさっと頭の中で計算しますと、そこそこのお金が浮いてくるといいますか、まちで使えるということになりますので、それこそ町民の皆さんに喜ばれる予算執行の方法になるのではないかと、かように思うところでございます。それと、税収が9億数千万円で、例年どおりぐらいの見込みだということでございます。

それと、過疎法の関係は国が相手ですから、今、どうする、こうするということはできない、努力はしていただかなければならないと。それで12月をめどに総合計画を樹立していくということでございますが、その中で補助金の進捗をどのように捉えるのか、これは行政改革推進員という方々で、町民の皆さんにもお願いしている分があるかと思えます。それらの行政改革、補助金だけでなくほかの部分がありますけれども、これは町民の皆様にも当然お示しをする、これが基本的な話。あと、私どもの議会のほうにも当然お知らせいただくべきかと思えますし、総合計画と連動していくということになれば、それは大きな財源といえますか、総合計画立ち上がるに当たっての根本となる部分でございますから、その辺を議会、また町民の皆さんにどのように図っていくかということをお聞かせいただきたいと思えます。

それと、過疎法については、私どもも目いっぱいいろいろな部分で対応させていただきたいと思えますが、これは過疎なんていう言葉がちょっと余り上品な言葉ではないのですけれども、これは北海道においては非常になくてはならない時限立法であろうと何だろうと必要なことだと思えます。これは強く政府・国のほうにも求めていかなければならないのではないかと思っています。その辺、本別の特別会計等々も入れて100億円ぐらいの予算持っているまちの予算を作成していく上では、非常に難儀をする部分でないかと思えますので、その辺、どのように町村会で持っていくのか、全道の町村会でも話ししていくのか、知事等で話をするのか、その辺も含めてお聞かせいただければと思っております。

問題は町外から通っている通勤者の方々に対して、どのように持っていくかということと、財政調整基金の話、これ最後にしますけれども、調整基金の話はですね。8億数千万円ということで、この間の諸般の報告でありました。この中で2億円ぐらいが、一般会計に入れなければならないということになります。したがって、5億円台になろうかと思うのですが、この辺、財政調整基金が特別会計も入れて100億円ぐらい

の規模で、8億円の財政調整基金というのは、そんなに多いというほどではないかというふうに私は思っています。

それで先ほど来から言っている基金を一元化しまして、目的がどうしても決まっている部分、法的に決まっている基金のくくりをしている部分については、これ致し方ないのですが、ある程度方向性が類似している部分、これについては基金を一元化した中である程度、議会にも相談して結構ですから、その辺で進めていったらどうかと。財政調整基金がなくなったから一元化して、それを全部使ってしまえという意味でなくて、これから柔軟な予算執行していく上で、そのぐらいの考えがあってもしかるべきでないかと思っておりますので、3点ほどになりますけれども、御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 3点ほどということで、3点だというふうに私も思っていますけれども、まず答弁させていただきますけれども、町外からの通勤者ですが、私どもも一番気にしていて、ずっと取り組んでいる部分なのですが、基本的には採用するときは、もちろん御質問のとおり本別町の職員ですから、本別町のために仕事するので、本別町の町民と一緒に住んで、仕事するというのは当たり前のことだということでした。

そういう意味では、一般事務の職員は1名が今、事情があって残っているのですが、ほかは全員本町に住むということでもあります。ただ、技術職については、先ほども言いましたけれども、これは何としてもこういう資格がなければだめだという人を募集するわけですから、その方がどうしても通勤をしなければ勤められない、そういう部分についてのやり取りというのは十分していますし、また、就職していただいた後に特に今、国勢調査ですから、余計そういうことも多く議論になるのですが、1人でも多くもちろん町民として住んでいただいて、仕事していただけないかと、そういうことは常に話しかけながら、とにかく部局のそれぞれ責任者にもその旨、日常から声かけるということでやらせていただきます。

残念ながらそれでもなおかつ諸事情で通勤せざるを得ない、そういう部分については、これは何度も申し上げた結果でありますけれども、その人がそれでは次の人というわけにはいかない。その人がいなければ仕事が回らないということを含めて、やむなくこのような現状になっていることではありますが、ただ、これに甘んじることなく、当たり前として町民としてここへ住んで仕事していただけるそういう努力は、これからも努めていかなければならないと思いますので、その辺については私どももしっかりまた事情を精査しながら、それぞれの地域の皆さん方にもこのお願いはして行って、町民として住んでいただく対応は、これからも続けていきたいなというふうに思っています。

二つ目の過疎法ですが、過疎法は私ものがっかりしているわけでありませんが、

既にこれは過疎法が切るということで早いうちから、北海道も北海道知事先頭にして我々町村長も市長も、それぞれみんなも相当この要請活動があつて、ほとんど、ほとんどというか、結果をはっきり言ったわけでありませんが、そういうめどがついているということでもありますので、ここはその辺については引き続きこの過疎法でしっかりと地方財政も確保してくれて、それぞれ事業が潤沢にできるそういう環境を整えていくということで認識はしていますので、それについても御理解いただきたいと思います。

基金の一元化です。基金が、財調が多いとか少ないとかというとは、決して多くはありませんから、それくらいなのですけれども、議員の御質問のとおり、どうしても一元化できないものについては、これはそこで守らなければなりません、その中で先ほど言ったいろいろな形で積み上げてきたものの中にありますから、それが財調と一元化することによって柔軟に効率よく財調を活用できる。それは使い放しではありませんので、また、そこはしっかりと財調をそれぞれ一般財源の中で、予算の中で組入れてやるということは、積み戻しを含めて、その年によって積み戻しが逆に行くとか行けないところありますけれども、そういうやりくりが柔軟にできるように、まさにそれは私どもの一番願うところでありまして、その辺は先ほども申し上げましたけれども、統合できるもの、また一元化できるものをしっかりと一元化しながら、今度の予算編成含めてしっかりと対応させていただきたいとこう思いますので、以上申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 通勤者の関係でございますから、これは一般の国民の方でしたらどこから通っても、それは余り問題にならないのですね。

先ほど、概算で私も話ししましたけれども、数百万円というお金が町外から通っている方々の部分でかかっていると。今、町長の御答弁では、資格が要る職場、これは当たり前のことですから、無資格でやるわけにはいきません。そういう方々を求めていったときに、どうしても来てもらわなければならないので、その辺は聞き方によるのですけれども、どうしてもその辺は折れて採用しているということになれば、これはなかなか難しい判断という人もいるかもしれませんが、私に言わせたら、採用できて最終判断できるのは町長しかこのまちにおりませんから、きちっとした判断をしていただければ、ここに住みなさいと言っていただければ済むことなのです。そんな難しいことでないと思いますが、その辺、どのように思っているかということと、先ほど私もお話をさせていただきまして、総合計画があるので来年の行革の進め方、予算に対する行革の進め方等々について、町民の皆様への説明は一番先にやらなければならないと思いますが、私ども議会に対してどのようにお考えになっているのか、それちょっと。私の言い方が悪かったかもしれませんが、その辺をお聞かせいただきたいということでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 総合計画の部分につきましては、かなり議員の方も精力的に審議

いただいておりますので、これが一定程度、12月の議会までとは思っておりますので、方向性がしっかり固まったら、議会も含めて議員の皆様含めてしっかりとまず事前にお知らせをして、また、よりよい計画になるように審議いただくと、こういう方向で進めたいなと思っております。

また、せっかく議員の方が力込めて策定することですから、それらの内容も含めて十分に皆さんにお知らせをできる場面を作りたいなというふうに思っています。

通勤ですけれども、議員のおっしゃるとおり、私どもも本当にそのことについては、非常に気持ちを込めてずっと取り組んできました。これは本当に、例えばですよ、看護師さんが、今、どうしてもいないと、1人、やっと応募来てくれた。そこで実は私、隣まちからどうしても家族あって、こっちに単独で来られないのです。通勤じゃだめですかと言ったときに、それはやっぱり原則絶対ここに住んでもらわないと困るということになったときに、そうしたら御遠慮させていただきますと、こうなるのですよ。こなったときに、現場が持たないのですよ。そこが私どもの一番の悩みで、それがクリアできればそれは原則どおり、きちっとここに住まなければだめだということで対応できるのですけれども、それができないばかりに現場回らないから、そのところは介護士もそうですし、特に今、うちの多いのは看護師ですから、そういう看護師がなかなか応募がない中での隣の十勝のこの近隣から通いでも、通勤でも来てくれるということについては、それはそういう事情も十分考慮しながら、そこは背に腹は代えられないという言い方をしたら、失礼ですから、それはできませんが、本当にそのようなことも含めてこれはやむにやまれぬ措置だと。何回も言いますが、そのほかの一般職員については、ここはしっかりいてくれないと困ると。要するに1人抜けたら、その分についてほかの人が変わりができないと、そういう職場というのはどうしても、その人を配置しなければならないという大変な状況の中で、このような現状になっているということをぜひ御理解いただきたいと思っておりますし、また、思っている気持ちは当然であります。買物もしかり、住むこともしかり、また納めていただく税もしかり、いろいろなことを含めてまちの人材としての貢献いただくことも含めて、それは住んでいただくということ大原則ですけれども、なかなかそこをやりきれないと、そういうことも含めてここ少し私どもが理由を下げながら、何とか仕事に来てもらうというような現実も中にあるということ含めて、そこはぜひ御理解いただきたいと。漫然としていいよいいよと言って、それを認めているということで決してありませんので、その辺については、しっかりまた少しでも御理解いただきながら、町民の一員として生活できることが許される範囲ならば、そのことについても、また、引き続き取り入れながら努力していきたいなというふうに思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 通勤関係については、なかなか私の考えと乖離もしていますし、

今の御答弁だと、町民の皆さんも議会も整うのは大変かなというふうに思います。

それはそれとして、議会の一般質問ですから、この部分については後々またいろいろな部分でお話させていただける部分があるかと思いますが、その分はいいとして先ほど来から言っている、総合計画に絡んだ中での行政改革の話は町民の皆様にも報告は当然すべきだと思いますが、議会のほうに議員協議会なり、総合計画の話でなくてですよ。総合計画に向けて議会に議決を取るということになれば、その前段で行政改革、全体ですね、補助金だとかその辺どのように考えていて、どういうふうに進んでいるということも私どものほうに、町民の皆さんも同じですけども、お知らせしていただく考えがあるのかないのか。それ先ほど来から聞いていると思うのですが、その辺、明快にお答えをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） それは先ほども、言葉足らずだったかもしれませんが、それは議会に、多分12月議会に提案するということがスケジュール的に可能だとするのなら、その前段でしっかり中身についてぜひ審議ではできませんけれども、そういうものについてはお知らせすると、そのことについてはぜひ私ども広くやりたいなというふうに思っておりますので、そこについては御質問のとおり、受け取っていただければと思います。

以上です。

○6番（大住啓一） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、議席番号3番梅村智秀、通告済み3問につきまして、まずもって傍聴にお越しいただきました皆様へ、心よりの感謝を込めまして一般質問を執り行ないます。

先立ちまして、平成30年9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震から2年余りが経過し、ここに改めて犠牲となられた方々とその御家族、今なお御苦勞を強いられていらっしゃる皆様へ心よりのお見舞いを申し上げます。

併せて私自身、地域の防災力強化に貢献できますよう研さんしていく所存であります。

それでは1問目、改善せよ、不適切な経理処理で事故隠蔽。

通告文の読み上げを行ないます。

平成30年度に2件の事故隠蔽が明らかになり、新聞報道もなされた。その手口たる

や極めて巧妙かつ悪質なものであり、事実の解明と再発防止が急務であるが、現在までの対応と今後の方針について事実と所信をたず。

1、町道維持管理の瑕疵を起因とする、こちらは道路に空きました穴、またはグレーチングのはね上げでございます。平成30年度の2件の事故について、令和2年4月20日の議員協議会にて説明がなされた。本来であれば、町が加入する保険にて支払われる保険金をもって被害者に対し損害賠償を行なうところ、共謀の上事故を隠蔽し、全く関係のない公用車のタイヤ等を購入した旨の文書を偽造し、2件合わせて55万9,764円、約56万円の不適切な支払いを行なった。事実の究明とその後の事故処理、町に対し損害を与え、またしても町民の信頼を大きく損なった責任の所在について、その実態と見解を伺う。

2、その余の事故隠蔽や不適切な経理処理、材料や消耗品等の扱いについて、改めての調査として全職員に聞き取りを行なうことを申し入れたところであるが、その後の報告が一切ない。その実態と見解を伺う。

3、所管する建設水道課においては、改めて再発防止と町道維持管理を徹底する必要があるが、その実態と見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 梅村議員の3問目のうちのまず1問目の質問について答弁をさせていただきます。

まず御質問の件につきましては、令和2年度の予算審査特別委員会において委員からの質疑中、車2台が損傷を受けた旨のかなり具体性を帯びた質疑があり、当時の担当課長に事実確認をするように指示したところでありまして、本来、損害賠償として支払われるべきものを、不適切に他の科目から経理されていたことが判明をしたところがあります。

まず1点目の御質問についてであります。町道維持の瑕疵を認め、車両修繕の早急な対応が必要と判断しての行為とはいえ、議員御質問のとおり、本来であれば町が加入する全国町村会総合賠償補償保険にて支払われる保険金をもって、被害者の方に損害賠償を行なうべきところ、2件、55万9,764円について不適切な経理処理を行なったものでありまして、法令を遵守するその立場でありながらこのような結果を招いたということは、非常にその職員の公務員として許されるべき行為ではないということも含め、その職責や関与の度合いを踏まえて、厳正な処分を行なってきたところであります。

前課長につきましては、管理監督者の地位にある者でありながら、法令等に反した指示を行ない、部下に対して非違行為を行なわせ、また、同様の非違行為を繰り返したことを勘案して、減給10%1カ月の処分とし、また、元主査にあっては上司の命令に従った行為とはいえ、非違行為であると認識をしており、戒告処分としたところであります。

また、総括的に副町長に対しては、職員に対する指揮監督にある立場でありながら、監督を怠った旨の厳重注意処分としたところであります。

2点目の建設水道課職員への聞き取り調査の結果についてであります。4月22日から5月27日にかけて、元職員も含め30名に対して、副町長、総務課長により、聞き取り調査を実施いたしました。

今回の件に関しましては、元課長と元主査、現場確認に同行した職員以外は、事故当初から詳しく知る者はなく、また、車両の修繕についてもその対応も含め、職場内でも報告されていないことが判明いたしました。

また、車両の修理、物品等の購入につきましては、元主査が独りで担当したことも聞き取り調査で判明したところであります。

このことを踏まえて、3点目の再発防止と町道維持管理の徹底についてであります。4月21日に副町長と建設水道課の主査以上の職員で協議を行ない、職場内で意思疎通をしっかりと図ること、また、適切な経理処理を行なうことを申し合わせるとともに、5月の課長等会議で、課長等がしっかり会計事務の原則を理解をして、指導を徹底するように指示を行なってまいりました。

また、建設水道課におきましても、再発防止に向けてコンプライアンスの徹底を図るとともに、互いに目を光らせる意味で、不正などがあった場合は、公益通報ができる旨の確認もしているところであります。

車両センターにおいても、課長職である主幹をセンター長として配置をして、センター主査職や役場内の職員と連携をして、道路の維持補修や資材の発注業務に当たることとして、特定の職員に権限が集中することがないように取り進めたところであります。発注資材の検収についても、必ずセンター長を通すように徹底を図っているところであります。

町道の維持補修につきましても可能な限り早急に対応して、事故防止のために一層努力をしていきたいと考えておりますので、今後とも特段の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項について再質問を行ないます。

御答弁にあったように、本来であれば町が加入する全国町村会の総合賠償補償保険で支払いがなされるというのが正規な手続きでございます。こちらの総合賠償保険につきましては、一般の自動車任意保険等とは異なり、いわゆる保険を使用した回数であるとか、支払われた金額、こういったものによって次回保険更新をする際の保険料が、高くなったりすることはないというような理解をしているところでございます。

ということであれば、適切な本来あるべき事故処理がなされていたのであれば、この2件の事故隠蔽によって支出がされてしまった約56万円、当然、税金からでございます。この約56万円の税金を不適切に支出をして、失ってしまったというところになる

わけでございます。そこでこうした事態が発覚した後ですが、本来の手続である保険金請求手続に向けて、失われた約56万円の税金を取り戻すために、現在までにどのような取組を具体的には行なってこられたのかという点についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大和田副町長。

○副町長（大和田収） ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

この件につきましては、先般の議員協議会的时候でもお話をさせていただきましたけれども、この損害賠償につきましては、保険会社に確認をしております。保険会社のほうでは、3年間は遡るということでございます。

ただ、これは当時2年前のことでございますので、証拠となる写真、それから示談書等がないということで、保険会社とも確認したところ、事故を確認するものはないというような形で、報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項について改めてお伺いをいたします。

ただいま副町長より御答弁いただいたとおり、保険法の改正によって保険金の請求時効が3年間に延長されていたというような経緯がある中で、遡れば請求はできるよと。ただし、事故の確認ができないというような御答弁であったと、保険会社からそのように回答をいただいたという理解をしたところでございますが、例えば写真がない、示談書がない。当然、不適切な処理で解決されたわけですから、示談書もないのかなというところでございますが、こちらでは写真が本当にないのかとか、実際、自動車の損害賠償の実務といたしまして、何らかの事情で写真が入手できないような場合は、事故状況が分かるための例えば修理先での部品伝票であるとか、関係者の証言であるとか、当然、保険会社にはその損害調査という部門もございますので、いわゆる外部の第三者がそういった聞き取り等を行なうというような実務もございます。

こういったところも当然、熟知されているというふうに私は理解してございますが、それらに向けて写真の入手ですとか関係者、当然、被害に遭われた町民御本人であるとか、修理を行なった事業者等、こういったところへの折衝というものは、当然なされたものだというふうに理解するところでございますが、その辺の実情について改めてお伺いをするところでございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） ただいまの御質問ですけれども、今、議員がお話された内容を当事者、うちの職員に確認をしたところ、そういう部分も取れなかったという部分が、

聞き取りの中では報告がありましたので、そういう部分では保険に請求するだけの資料がそろわなかったと。そのような形で聞いておりますので、今回、保険を使わないで支出してしまったという、遡ったのですけれども、そういうふうには請求に向けて努力をしたけれども、結果的にはかなわなかったということでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたしますが、1番項についてのお伺いでございます。

職員の聞き取りだけではなく、修繕と修理を行なった事業者であるとか、不正の働きかけをして荷担した事業者であるとかそういったところ。また、被害者の方というものに折衝したということでもよろしいですか。そういうことであれば、いつどのような形でなされて、どのような答えがあったのか、それぞれお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） うちの職員がその当時の被害に遭われた方と、そのような形で接触をしたということは聞いておりません。あくまでもそういうふうな支払い、適正な支出を怠ったという部分での進め方でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） というのであれば、私が先ほど申し上げたとおり、被害者である方への連絡を試みるですとか、実際にこうした悪事に荷担をいたしました事業者等に打診をして、当時のそういった伝票や写真、事業者が持っていないかとかそういったところの調査というのはしていく必要があると。ここでそうした客観的な事故の事実というものが確認されれば、当然、時効前でございますから保険会社としても、保険金として支払いがなされるというところでございますのが、その辺についての御見解を改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） その部分について保険を請求するためには、いろいろと先ほどおっしゃったとおり、写真だとか内訳書とか出てくるかと思えますけれども、うちの職員としては、そこまで踏み込んでやっていなかったということでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 私がお伺いしているのは、その後の事故処理の部分でございまして、事故当時のものではなくて、4月20日の議員協議会にて、これが公的に明らかに町としても認められて発表されたというところでございまして、その後、町として新たな調査、事故当時のことではないですよ。わかってから、何とかして不正経理によって支出された約56万円を取り返すべく、最大限の努力をするのは当然のことでございますが、その事故がこうした不正が発覚した後にやられたのですかということをお伺いしています。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 梅村議員、議会の中でこのような事案をお話をされました。その後、うちの担当も現場の建設水道課の職員とうちの総合賠償責任保険を担当する者として、すぐ遡って可能かどうかという部分は確認をしております。その中で3年ができるという部分と、現場のその保険に必要な書類が整わないと、無理だということで、そういうような確認でしております。その後に議員協議会で説明をしたと、そういう経過になっております。

ですから、議員協議会の後に再度、そのような具体的な請求事務について取り組んでほしいです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 今、御答弁いただいた中で私が申し上げているのは、当然、こうしたことについて正規の手續に戻して、失われた約56万円を取り戻すということも、そのために最大限の努力をする、勉強するということも当然のことではございますが、御答弁から察するに、それらについて真摯に向かわれたような気配が伺えないと。こんなのは一般的にこうしたものの取扱い事務として、保険金請求事務等を取り扱ったものであるとか、町においても相談できる弁護士等がいる中で、こうした部品伝票を持って立証するとか、被害者に当たって何らかの証拠となるようなものがないか等当たるなんていうことは、そんなに難しいことではないと私自身は思っているのですが、それらについての努力が今のところ伺えないというところで、改めてそれらについて保険金の請求というものが可能なかどうかというところについて、真摯に勉強して知恵を絞って当たっていく必要があると、私自身は考えるところですが、改めての見解お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 今、議員からの御質問があったもの、職員としてやっぱり勉強不足のところがあるのかなというふうに思っています。書類がないからすぐ損害賠償もすぐにできない、であれば違う方法があるということも今お話聞きましたので、今後、このようなことがあれば具体的にそのような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただくに、職員の勉強不足もあったというようなところでございまして、そういったことによって解決というか、正規な手續に向けての戸が開ける、道が開けるということであれば改めて取り組んでいくというような御姿勢、お考えを示されたという理解でよろしいでしょうか。その辺について、私自身、具体的にこういう方法がありますよということを御提案申し上げたわけですから、そ

れらについて真摯に考えていただく必要があると。

御答弁の中で、当然しっかりした手続に差し戻したいし、本件についての徹底究明していきたいというようなお考えは町としてお持ち、当然のことだと思います。こうした不祥事が発覚したわけですから。そういった中においても、職員の勉強不足というような御表現をなされましたが、調査とか、そういった情報収集能力とかというものについて、行き詰まっているというようなところなのかと。

そうしたところであれば、仮に町としてはしっかりとした対応したいと、ただし能力的なものであるとか、そういったものが欠如しているということであれば、仮に町側から議会のほうにもそうした力を求めるということであれば、例えば調査特別委員会の設置であるとか、百条委員会の設置であるとか、そういったことが町側のほうとしてそこまでしてでもしっかりしたいのだというようなお考えがあれば、仮に町長からそういったものが議長ないし議会側にそういった申し入れ等があれば、私も一議員としてこうした正規の手続に差し戻すための知恵を絞って御協力していきたいという考えもあります。町の姿勢としての部分についても改めてお伺いいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 今回の事案につきましては、今、議員がおっしゃるところまでは考えてはございません。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 私が今申したところというのは、議会に対しての協力を求めるという部分なのか、そもそも私、具体的な御提案、方法というものも披瀝したところでございますが、それについても執り行なうと。改めてのそういった情報収集活動ということも、していかないというような理解でよろしいのですか。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 今の件につきましては、専門家とちょっと協議をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それは議会で、こうして一般質問に取り上げられてから、そのようなことを考えていくということではなくて、やはりこうした重大な事案が発生した際には、常に考えられていくべきだと。そのためにそうしたものも、予算として提案されているわけですから、本町のそうしたいいわゆる調査の姿勢ですとか、こういった不祥事が発覚した際の究明する体制、姿勢というものについては本当に甘い、極めて甘いというふうに考えるところでございます。

一連の元職員による横領事件につきましても、もうないと思っているなどというような極めて甘い見解が示されておりましたが、

○議長（高橋利勝） 梅村議員。議題以外の発言には謹んでください。

○3番（梅村智秀） そうした不祥事が発生した際にしっかりとした調査をすべきだと。徹底的にやるべきだということ、私、申し入れしたら出てきたではないですか。本件についても聞き取り調査だけで、ないと言っているからないのですというようになっていしか、私にはうつらないのです。やはりそうしたところで、事態の重さというものをしっかりと受け止めて、弁護士等にも相談の上、失われた56万円というものについて、しっかりと取り戻していく必要があるというふうにと考えるとございます。

また、改めて町といたしましては、不正な経理処理を行なったというような視点かもしれませんけれども、ちょっと見る立ち位置を変えてしまうと、ではこの手口というものがいわゆる町内事業者に対して仕事を発注する側の役場側から、こういった不正に荷担してほしいというような働きかけをして、仕事を受けている町内事業者といたしましては、当然、やはり対等な関係といいながらも仕事を受注している立場から、こうした狭いまちの中で役場の意向に逆らうということについては、多分、今後について影響を及ぼすのではないかと懸念もされるのかなと、察するところとございますが、そうした事情があり、町内事業者をかばうわけではございませんが、そうした事情等鑑みたとしても、少なくともそうしたそそのかし教唆によって、不正な請求をした者がいるところとございます。

金庫から役場職員が勝手にお金を持ち出したということではなくて、不正な請求書そういったものがあったから、町としては正式なものだというような事務手続、経理手続で支払いをしたというところの理解とございますが、これは基本的に例えば保険金で行えば保険金詐欺、通称保険金詐欺と言われるものでございますし、公金というものを搾取するために荷担した者がいると。考え方によって犯罪行為だというふうに私自身は理解するところとございますが、町としての御認識はいかがなものか、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 前段の部分については、今後、弁護士とも協議をして進めていきたいというふうに思います。

後段の部分につきましては、まず、今後このようなことがないようにしっかりと職員にも周知していきますし、業者の方にも迷惑をかけたというふうに私は思っていますので、その部分に一切今後影響ないようにして取り組んでいきたいと思っています。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたしますが、まず、後段の部分でございます。業者の方に迷惑かけたと、本当にそのとおりだと、私自身は思うところとございます。いわゆる中小事業者のそうした悲哀というものを、役場というような巨大な組織の本町において、巨大な組織の立場というものを本当に考えてもいないで、荷担した町内事業者のお気持ちというところも理解はできないわけではないのですが、やはりでもこ

れ犯罪なのです。やってはいけないことです。不正請求をして公金を得たわけですし、それらについての調査。当然、これ警察署への相談というものも必要になってくると思いますが、その辺についてどのようにお考えなのか、改めてお伺いをいたします。

今、もろもろ質問を繰り返していく中で、冒頭の御答弁の中でも当時の建設水道課長等に減給等の処分を行なったり、戒告、副町長についても嚴重注意は行なったところについて述べられたところでございますが、これについては副町長もそうした責任あるお立場でありながら、課長については管理監督責任というものも問われた、元課長ですね、問われたのかなというところでございますけれども、これ町長御自身については責任はないというふうに考えていらっしゃるのか、また、改めて約56万円、弁護士等に相談してしっかりとした手続をしていくべきだというような御提案をしたところでございますが、これ仮にそれができませんでしたといったときに、この56万円はどのようになってしまうのか。町長の御自身の御責任等と併せてお伺いをいたすものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） それぞれ内部の調査、聞き取り調査を含めて結果としてこういう事実が判明して、こういう処分を含めてありました。

処分する立場であります。私自身の判断の中では、それぞれ倫理委員会等も含めて、このような結論を出したところでもありますから、私自身のところに及ぶ及ばないの話はまた別な話でありまして、それは犯罪という位置づけとなって出てくるのであればまた別なのもかもしれません。私どもは話蒸し返すようでもありますけれども、例えば一つの例を言うと、道路にその瑕疵があったと、穴が空いていたと。そこに車がタイヤをパンクさせたと。それは当時の担当の判断では、タイヤだと早くタイヤの予算があれば早く直してあげたらいいのではないかとといった結果が、こういうことで高額な請求ということで出てきたと。こういうことも含めて報告受けましたけれども、それは決して自分が結託して共謀して懐に入れたとか、利益をむさぼったとかというそういう犯罪ではありませんので、そういう意味ではやってはならない不正な不適切な件でありますけれども、そういう意味ではそういうことも嚴重に注意しながら、こういうことも二度と起こさないというそういう監督責任の立場で、私どもも自分を戒めながらしっかりこれから職員の教育に当たっていく、そういう立場であると思っておりますので、そういう判断をさせていただきました。

約56万円の件につきましては、副町長も申しておりましたけれども、これはどのような対応になるのか含めて、もしそれが回収というのですか、ができるということが法的なことも含めてあるとするならば、それは改めて弁護士を含めて相談させていただきながら、そのことが対応できるということであれば、またその対応も含めて十分に検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま町長から御答弁いただきまして、いわゆる損害を与えてしまった町民に対して早く事故処理というか、弁済をしたいというような気持ちがあったと。これは議員協議会においても、そのように御報告あったところでございますが、これは完全に正義の履き違いでございます、その中で結果として、町民の信頼を大きくまた失っているのではないですか。いわゆる私腹を肥やしたような、裏金を作って私腹を肥やしたような事案とは、この2件については異なりますが、これ誰かいわゆる利得を得た者、得をした者がいないという断定できますか。

というのは、例えば、ではこの不正に荷担した町内事業者が、合わせて約56万円の請求をしたというところでございますが、これ仕入原価でそのまま出しているのですか。ここでの販売の利益ですとか、そういったものを得ているのであれば、これは公金を不正請求をして利得を得ている、不正利得を得ているというようなことになりまして、そういったことであれば当然、刑事事件になるというふうに私自身は考えるところでございます。これが10万円で仕入れた物を10万円でそのまんまの値段で請求書、いわゆる偽造した請求書でございますけれども、そういったものに転嫁したのか、書き写したのかということについては、まだ調査のほうが未了であって、定かではないというふうに私自身考えるところでございますが、その辺について改めて御見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大和田副町長。

○副町長（大和田収） この請求書の件につきましては、当時の課長、主査とも確認をして、今、不正の部分で、もしかしたらプラスがあるのではないかとかという部分なのですけれども、それにつきましては、この2人から意見を聞き取りしたときでは、市場額に合った正当な価格というふうに私は報告を受けております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁からしても、そもそも不正に偽造された請求書の中身をもって、それについて利得が上乗せされていないとか、そういったことについて分かるわけではないではないですか、その荷担した町内事業者の仕入れ伝票確認されたのですか。

私が言っているのは、合計で約56万円の公金の不正請求が業者からされて、理由は何であれ不正請求がなされて、約56万円の税金が支払われたわけですよね。その事業者が約56万円で仕入れをされて、利益が一切ないのですかということをお伺いして

いるのです。ここで仮にですけれども、仕入原価が40万円で販売利益等が16万円ありましたということであれば、不正に公金を請求して得た不正な利得ではないのですかということ。ですから、町として損害を被っていませんかと、そういったことについての事実の確認というのは、できていच्छゃらないのではないですか。そういった可能性、蓋然性というものも否定はできないわけですし、それをこのままにして捨て置くということについては、ならないというふうに私自身は考えるのですが、改めて御見解をお伺いしているところでございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 請求書の内容につきましては、当時の主査も確認をしております、それは適正な販売価格にしたという部分で進めております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 私がお伺いしているのは、いわゆる市場価格、市場相場等を大きく上回ったいわゆる暴利、ぼったくりとかいう表現もよくありますけれども、そういった金額で請求されているのかということではなくて、例えばAという商品が一般定価10万円で販売されていますよと。でも事業者としては、それを販売して利益を得るわけですから、市場に10万円で販売されている商品を10万円で仕入れるということは考えにくいと。

ですから、ここで約56万円の請求を事業者が行なったところなのですが、事業者の仕入原価56万円なのですかということ、約56万円なのですかと、事業者はこの一連の不正請求、不正な経理処理について利得を得ている。事業者というふうに限定はしませんけれども、ここで不正な利得を得ている者がいないという断定できるのですかと、調査として未了ではないのですかと。これを完了するためには、約56万円の請求を行なった事業者の仕入伝票等追わないと、分からないのではないのですかということをお伺いしているのですが、その辺についての御認識を改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の言うことの質問の内容ですけれども、それは通常の商行為は、あくまでも商品の価格は当然明示されてやるわけですから、ですから私どもが例えば今回のこういうこと、経理的にはそれは不適切だったかもしれませんが、商品のやりくりについては、それはあくまでもその信頼関係はもちろんですけれども、その業者がしっかりとした根拠のもとにということか、それで仕事をしてそういう請求書よこすわけですから、そこに原価が幾らで、それぞれの利益が幾らでと、そういうことを計算しながらそういう事業をやるなんていうことは、今まではほとんど私どもはやった経過もありません。

そこは、あくまでも市場の適正価格としてきちっと処理をしてもらおう、こういうことであります。2件合わせて、それで結果として約56万円ということになってきたと

いうことでありますから、むしろその中が十分でないという、判断が十分でないとかということであれば、また再度、業者に聞き取りもしなければなりません、私どもの今までの地元業者とのそういう事業については、信頼関係できちっとした適正な価格で対応していただいているということは、間違いのないというふうに思っておりますので、そういうことでぜひ御理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項終わりました2番項に移ります。

先ほども述べたところですが、この手口たるや町が発注者であるというような優位な立場を利用し、受注者である町内事業者、中小零細事業者に対してこうした不正を持ちかけて犯罪に荷担させた、極めて悪質なものだというふうに私自身は認識するところでございます。

明らかになったものというのは、委員会質疑で指摘をいたしましたこの2件だけですが、まず、その他にもこうした事故の隠蔽、本当はないのかと。こうした意味で公金を不正に得たというようなものがなかったのかもしれませんが、これに類するものというものがなかったのか。例えば、公用車を損壊させてしまったけれども、傷つけてしまったけれども、それを秘密裏に修理をしたですとか、大型車両等、バス等について例えば1回当たりの修繕、修理費用が高額になるから、伝票を書き換えて2回、3回ということに分けたですとか、さらにはそういった資材や材料、消耗品等の扱いについて不適切と思われるようなもの、こういったものが疑われるようなもの等はないというふうに、断定、断言できるのかというようなどころをお伺いいたします。

当然、性善説にのっとして日頃の業務運営に当たっていらっしゃるとは思うのですが、そもそもこうした不正、不祥事が発覚したときにはもうないのかという視点、あって当然、本当はないのかというような姿勢で調査等に当たるのが常道であるというふうに私自身は考えるところでございますが、それらについて本当はないというような断言、断定までできるのかどうか。

また、仮にそうだとということであれば、そう考えられる根拠についてもお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

答弁からとします。

大和田副町長。

○副町長（大和田収） 御質問ですけれども、2点あるかと思えます。

1点目は、このような事案に対して、その他にも事故隠蔽する類いのものは本当にな

かったのかという部分と、請求書を分けたことについてという2間かと思います。

まず、1点目につきましてです。町長の報告にもありますとおり、1カ月間かけて30名の職員に聞き取り調査をしました。この中では、全員に同じような質問をしておりまして、まず、守秘義務を知っていますかという部分です。これは公務員として、皆さんが了知している部分についてはお話ししてもいいですけども、仕事上のことについての部分について、町民の人に話をするというような部分については、守秘義務違反、秘密漏えいになりますよと、これはほとんどの職員が知っておりました。

それともう一つが、こういうふうな不正とかいろいろな問題が起きた場合については、公益通報制度がありますけれども、この言葉知っていますかと投げかけております。これについても、ほとんどの職員が知っているという部分になります。また、私どもとお話ししたときには虚偽報告、もしうそをつくると、私たちに報告した場合については虚偽報告があります。そのような部分で全員に聞き取り調査をしました。

その結果、このような事故、隠蔽、請求書の改ざんをしたというような職員からの聞き取りに対しては、なかったということになります。

それから、請求書の関係でございますが、支出事務の手引、マニュアル等があります。それに基づいて担当職員は必須するように指示をしておりますので、私としましてはその部分については、そのような分割をして分けて支出をしたというような部分にはないものと判断しております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 御答弁いただきました2番項についてでございます。

1カ月間で30名の聞き取り調査を行なったよというようなところでございますが、守秘義務に関する件、公益通報制度に関する件、こういったところと、この聞き取りに対して、虚偽を申せば虚偽報告になるよというところでございます。この虚偽報告になるよというところについてですけども、当然、そういったことについての罰則処分というものがあると。この辺については、この30名の職員さんたちは、ここで仮に虚偽、その軽重、軽い重い、中身の度合いにもよると思うんですけども、仮に虚偽報告をしてしまった場合は、どういうふうになるのかというような心理的な負担、まずいのではないかと。以前ついでにしまったうそを正当化するために、さらにうそで塗り固めるというようなところなんかも配慮された上で、こうした聞き取りを行なったのか。

また、こういったところについてですけども、これは私の認識といたしましては、これは今、御答弁いただいている副町長、実際、調査に当たられた副町長、総務課長が当たられたということでございますけれども、やはりその姿勢というものは、こういっているからそうなのだというようなもので、本当にそうなのかというところをしっかりと見定めるだけの姿勢というものはやっぱり足りない。

それは先ほど述べたとおり、別件においても、そういった事例が既にあったでしょう

と。繰り返し繰り返し不祥事が起こるたびに、信頼を回復するだとか、徹底した、徹底するだとか、指導を徹底するだ、周知を徹底するだという趣旨の御答弁いつもいただきますけれども、都度都度こういったことが出てくるといった中で、本当に御自身のやられている聞き取り調査であるとか、職員が本当のことを言える環境というものが、この本別町役場の現在にあるというふうにお考えなのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私どもは職員として、正式に総務課長と2人でしっかりと聞き取り調査をしています。職員についても私は信用して、信頼をして答弁をいただいていると判断をしております。

その中で頭から本人を疑って説明を求める、答弁を求めるということは考えておりません。というのは、やはり同じ職員としてきついことは言います。たまには。怒ることもしますけれども、その中でこの事案に対して、本当に間違いなくお話ししていますかという部分については、信頼をして聞き取りをして、その結果、このような形で報告をしております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 副町長がそういったお考えだということについて、私自身の認識とは、やっぱり異なるなというところを改めて感じたところでございます。

そもそもこのきっかけとなった委員会での質疑に対してでも、当日そういった事案はないというような答弁に立たれていますよね、元課長につきましても。結果、蓋開いてみたら、こうしてあるではないですか。やっぱりそういった実態もあって、確かに職員を信じるということは必要ですよ、大切なことだと思いますけれども、現況を既に不正が発覚して起きてしまった際の措置として、本当なのかというような追及する、徹底究明するのだという姿勢について。職員を信じる信じないではなくて、やはりそうした本当に話しやすい環境を整えたりとか、そういったような状況証拠等を別の角度から見るとか、やっぱりそういった姿勢というものが、欠落しているのではないかとこのように私自身は考えるところでございますが、そこについてはそうではないと、職員を頭から信用しているのだよというようなところだということの認識は持ったところでございます。

改めて最後お伺いをいたしますが、では、もう類似するような事案等について、伝票の書き換え等も含めてでございますが、もう一切ないと、断定、断言されるということではよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） そのように私は判断しております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 本件について、改めての形でと思いますので、そういった御答弁

でございましたら、そのようなものというふうに了解いたしました。

それでは2番項終わりました、次、3番項について移らせていただきます。

こちら、そもそも事故の起因となったのは、町道の維持管理の瑕疵であるというところでございますが、今年度においてもいわゆる町道の維持管理に関する予算が、減額されているよというような実情がある中で、これからというものについて適切な維持管理ということが、しっかりやっていけるのかというところを改めて、どのような御認識持たれていらっしゃるのか伺います。

また、人事という点でいけば、今年度より建設水道課課長と車両センターというところ、それぞれのトップの責任者が代わったというところでございます。この辺について組織のトップというものが代わるというところは、新たな体制構築をしていく、風通しをよくしていくというところについては、悪しき慣習等を改めるちょうどよい機会だというふうに私自身考えるところでございます。当然、そうした体制整備の部分だけではなく、勤務される職員の働きやすさ、心の安定等も図ってあげる必要もあるというふうに考えるところでございます。

先ほどの御答弁で互いに目を光らせるですとか、特定の職員に権限が集中しないように、また、公益通報制度等もあるよというようなところの周知を図ったりとかいうところで、対策をしていきたいというような御答弁もいただいたところでございますが、やはり建設水道課でこのように不正が複数件起きているというところを鑑みて、組織のトップが替わったというところでしっかりと体制整備と風通しのよさというものを図っていく必要があると。

当然、上が悪いと中間とか下が本当に大変な苦勞されるというふうに考え、また、その職員の苦勞というものが今回のように結果、ひいては町民への大きな不利益となる、信頼を損なうということにもつながっていくと。こうした組織のトップが交代したことによって、新しい体制が生まれるのではないかというような期待もするところでございますが、この辺については町長、どのようにお考えになられているのか、お考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 午前中にも梅村議員の質問に答弁させていただきましたが、私どもは、この事務処理が不適切だということはもちろんのことですが、このことで業者を犯罪に駆り立てたという事実はありませんので、この発言はぜひ精査していただいて、御自身が不適切だということであれば、ぜひ取り消しをいただきたいと思うのですが、まずそこをお願いしたいなというふうに思います。

今、組織ですから、それぞれ組織としては指揮命令系統もしっかりしなければなりませんから、風通しのいいというのがもちろんでありますし、ふだんから特にチームで仕事をするという多い職場ですから、それは風通しももちろんですけども、お互いにそれぞれ自分の技術力だとか、自分の中での発案だとか、それがちゃんと協議、議論でき

るというそういう意味の風通しのいい、本当にチームが一丸となって仕事ができる環境というの一番大事だというふうに思っています。

そういう意味では、権力があるなしとかということではなくて、何か命令調で物を言うのではなくて、お互いに職員として協議をしながら職務に当たっていくということが大事でありますから、それは今御質問のとおり、トップが代わったというよりもそういう責任を明確にして、しっかりとこの体制を作って一丸となって任務に当たる、そういう環境を整えたところでありますので、その辺については適切にこれからは事業も一層元気よく執行されるものと、こういうふうに思って新しい体制ということで、体制をとっていったということでもありますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの町長の御答弁の中で、先立って何か先ほど1番項の部分になりますかね。その中で町内事業者を犯罪に駆り立てたというようなところについて、取り消しをしてほしいと、そういった事実はないというようなところでございますか。

今、うなずかれたのですけれども、それは御認識として、結局、役場職員の働きかけによってそそのかされた、中で町内事業者がいわゆる請求書を偽造して請求をしたと、請求実務を行なった。それに基づいて、町として税金、公金を支払いをしたと、これが悪いことではないというような御認識だということなのですか、ちょっとその辺を改めてお伺いをいたしたいというところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） この事務処理について、それぞれ請求書もいただく、それが先ほど申しあげましたように、この一連の職員の行為は、一連の行為ですよ。これはできたことについては、まさにやってはいけない、公務員としての立場からこういう事務処理というのは、不適切な事務処理だということは申しあげたとおりであります。ただ、それが犯罪として業者に犯罪として駆り立てたということは、私どもはそういう認識持っておりません。

ですから、そういうことは一切今まで使っておりませんので、業者の方にも名誉のかることですから、この辺の発言についてはいかなものかなと私は思っておりますので、梅村議員がそれが適切であるとするなら、それでいいかもしれませんが、私どもはもしそれが、御自身が精査をして、この発言が適切でなかったとなれば、取り消しも含めて考えていただける、こういうことであります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 考えてほしいと、発言について考えてほしいというような御趣旨の御発言でございましたが、私自身事情はどうであれ、理由はどうであれ、町内事業者が事実と違う請求書を本町に送って公金を受け取ったと。最終的にその目的たるや、そ

の町内事業者の私腹を肥やすとか、利益を得るということを第一義としたものではないにしろ、ないにしろ行なわれた行為ということにつきましては、当然、不適切なことでありますし、私は犯罪というような表現を使いましたけれども、別にそういったことについて、不適切だというような認識は持ってございません。とにかくよくないことだということについては、間違いもない事実だというふうなところで、少なくともよくないことであるというような事実については変わりません。

それで今、質疑やり取りしている中で、ちょうど思い出してしまったのですが、教育委員会で管理されているバスございますよね。こちらについて、伝票の書き換えというものがなかったのかどうかをもう一度、役場として精査をしていただきたいなというふうに考えるところでございますが、本当にそれがなかったのかどうか、お伺いをするところでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋町長。

○町長（高橋正夫） 細目方式で、私も何か戻るようなことで申し訳ないかもしれませんが、この処理は、事務処理としてはまさに不適切処理ですと、これはずっと言ってきました。そのとおりである。ただ、業者は、しかしこれは犯罪ということではありませんということで、それも言ってきました。1問目から。それを質問の中で業者を犯罪に駆り立てたということの発言であります。これは業者の名誉も含めて、私は適切な発言ではないと、このものについてはどうぞしっかり精査していただいて、適切でないとするなら、この分についてはどうぞ取り消しをしていただけないでしょうか、こういう私のお願いであります。

そのほかの事務の不適切やなんかは、間違いなくやってはいけないことをやったというのは、私どもの認識、何度も申し上げますので、そこに業者の方まで舞い込むということにはなりません。そういうことでお願いしてございますので、ぜひそこは精査、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時52分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今、町長から答弁がありました。既に1項目のところでの質問の経過でございますので、細目方式ですから、それについては戻るということにはなりませんので、取り消しということにして、改めて梅村議員のほうから質問があれば、引き続き行ないたいと思

います。

梅村議員。

○3番(梅村智秀) それでは細目方式を採用してございますので、3番項についてというところでございます。

先ほどもお話いたしました、質問したところでございますが、改めてというところで、改めてこうした建設水道課の組織の長、課長と車両センターの長が代わられたというところで、新たに体制整備を刷新するいい機会だというふうに考えるところでございますが、町長御自身としてはこうしたうみを出し切ったり、風通しをよくしたりするのにこうした人事が代わる、トップが代わるというところについて効果的、有効だというふうにお考えかどうか、最後にお伺いをいたします。

○議長(高橋利勝) 高橋町長。

○町長(高橋正夫) 間違いなければ、先ほども同じ答弁をさせていただきましたので、この管理の部分全体ということで、先ほども言ったようにみんなチームで仕事をする場所ですから、そういう中では指揮命令系統もはっきりしながら、そうしながらも責任の所在をきちっと明確にしながらその中で、そして仕事をするのにも意見も言いやすい、また話も聞きやすい、そしていろいろな持っている技術や何かも交流しながら、しっかりとそれぞれの仕事に関わっていくという面では、こういう管理体制、それから職場の体制をトップはしっかりと定めながら、みんなそれぞれの立場を尊重しながら、この職についていくということは大事なことでありますので、そのことによってより風通しのいい、そしてまた働きやすい元気のいい職場を作るという意味では、こういう人事配置をさせていただくということでもありますので、これはちなみに以前もこういう形の中でずっと進めてきました。

その中では、だんだんだんだん職員の減少など含めても、それぞれスタッフ制など含めて、1人の職員が多くの任務を持たなければならないなど含めて、いつときそういう場面が放れてきましたけれども、改めてこのようなことが起きた中でしっかりと、二度とこういうことの起きない、また元気のいい働きがいのある職場も作る、それが町民の皆さんの負託に応える大事な仕事をするという、そういう組織としてしっかり担っていくということでもありますから、ぜひそういうことは御質問のとおり、こういう体制にすることでしっかりとした職場が完遂できると、こう思っておりますので、御質問の答弁とさせていただきますと思います。

以上であります。

○議長(高橋利勝) 梅村議員。

○3番(梅村智秀) それでは1問目終わりました、2問目、真冬に流水で15秒?学校に手洗い用給湯器の配置を。

有効な感染拡大防止対策の一つとして手洗いが挙げられ、冬期間においても、その定着を図る必要があるが、小中学校の現在までの対応と今後の方針について事実と所信

をただす。

マスクの着用等に併せて、十分な手洗いは基本的な感染症拡大防止対策、これは新型コロナウイルス等に限らずインフルエンザやノロウイルス等、一般感染症全般というところがございます。感染症拡大防止対策で効果的との認識が一般である。本町においても児童生徒が湯を用いて手洗いができる環境がない、もしくは十分ではなく、厳冬期に流水による小まめで十分な手洗いの定着は、困難であることが想定される。いわゆる密の防止を図りながら、給湯設備を適切に配置し、その環境を整える必要があるが、実態と見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の学校に手洗いを、給湯器の配置をについて答弁させていただきます。

これまで学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の対応につきましては、議会での一般質問や議員協議会の中でも御説明申し上げておりますが、基本的な感染防止対策であります毎日の検温はもちろんのこと、マスクの着用、手洗い、うがい、咳エチケット等の徹底とその指導に努めてきたところであります。

御質問の手洗いにつきましては、文部科学省が示しております衛生管理マニュアル、学校の新しい生活マニュアルを基本といたしまして、児童生徒に接触感染の仕組み等について十分な説明を行なうとともに、校内に手洗い方法を含む感染防止対策のポスターを掲示しつつ、外から教室に入るとき、トイレの後、給食の前後などは流水と石けんによる丁寧な手洗いと、ペーパータオルの使用など、感染防止策の徹底に努めてきたところであります。

また、保護者の周知につきましても、学校からお知らせや保健だよりなどを通じて、さまざまな取組を周知してきているところであります。

議員御質問の厳冬期に流水による十分な手洗いは困難であるとのことでありますが、確かに一般的には水温は気温の影響を受けるため、気温が高くなれば水温は高くなり、気温が低くなれば水温も低くなることは御承知のとおりであります。基本的に水道水の水温の変動幅は、気温の変動幅に比べると非常に小さく、1年を通して大きく変化せず安定しているところであります。学校水道水におきましても建物の中での一定の温度が保たれておりますことから、体感から感じる手が洗えないほどの低水温になることはないものと考えております。

手洗いは基本的な生活習慣であり、幼少期からの教育が大切であることから、今後も学校におきまして手洗いが大切なことを児童生徒にしっかりと伝え、繰り返し声かけなどを行ないながら、十分な手洗いの定着が図られるよう指導の徹底に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

文科省による衛生管理マニュアル等について、のっとなってというような御答弁もいただきました。この感染症全般に関しましては、御答弁いただいた中にもございますようにマスクの着用、要は咳エチケットですよね、そういったものや距離の確保、うがい、手洗いそういったところが有効だよというところの認識は同じだなというふうなところでございます。

当然、水温の影響度の問題とかも御答弁いただきましたけれども、一般論として冬の寒いとき手指を冷水に浸すということ自体が、なかなか気が進まないのではないかとこのところでございます。その証左といたしまして、例えば家事等で食器洗いをしたり、身支度で洗顔をしたりとかそういったときについても、冬期間はなおのことお湯等を使って暖かい環境を整えるというようなところが、一般的だなというのが私の認識でございますが、それが水を触れないとかそういったことではなく、また、昨今のこうした現況下、手指の消毒等によって手荒れが進んだりとか、そういったような事例も当然体質等によってございます。

そういった中で冬期間でいうと、例えば乾燥して手指がひび・あかぎれ等で痛んだりとか、そういったような状況もあるという中で、冷水に手を浸すということが児童生徒にとって、気が進んでよし手を洗おうと、長時間しっかり15秒とか15秒以上とか、15秒を2回とか、このように厚労省等に示されているような有効な手洗いの方法等にのっとなったことが進んでできるかと。やはり人間ですから、どうしても寒いとき、冷たいなど感じるときはさっと終わらせてしまうというような傾向に、一般的な一般論としてありませんかというところでございます。

その中で実験結果等によっても、これ大人に対する実験でございますけれども、そうしたお湯等を使った場合の手洗いは基本的なものとして水を使っているよりも、流水に使う時間が長くなる傾向があるとか、そういったような実験結果も一部については示されているところでございます。

これはそんなに難しいことではなくて、単純な本当一般的な感覚として、冬にお湯使って手洗いたくありませんかというところでございます。この辺についての御認識が、改めて児童生徒については、別に冬でも何ら支障なく水で手を洗うことは差し支えないというふうなお考えなのか、改めて伺いをするところでございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 再質問に答弁をさせていただきます。

私も梅村議員と一緒に考えは同じでございますが、できれば温水が全ての学校で、蛇口を一つひねれば全て温水が出てくる、そういう環境が一番いいということにはこしたことはないと思っております。

しかしながら、コロナウイルス関係もひっくるめてそうでございますけれども、特に学校の環境整備につきましては、施設整備、それから学習環境の改善等もろもろございます。その上で今回の給湯器の設備につきましては、優先順位が特に高いということ

私どもは判断していないわけでございます。

先ほども答弁させていただきましたが、冬期間におきましては、手洗い時には冷たさを感じることは、私も十分承知しているところでございますけれども、ただ、学校の管理者、それから学校の関係者から聞き取りも行なっております。その中では、冷たさを感じるものの、温水にしなければならない状況ではないということで、学校からの報告もいただいておりますし、また例年、予算編成時の前に全ての学校を訪問して予算のヒアリングを実施しております。

その中で今までも給湯器の要望というものは、上がってきてございせんでした。確かに、学校としても必要ではあると認識はしておりますが、優先順位からすれば、その部分につきましてはあくまでも上位ではないということで、学校としてはそういう判断ということを私どもも承知しておりますので、その辺を御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 必要については認識していると。しかし、学習環境の整備、学校の施設整備というところの中では、優先順位としては高くない、上位ではないよというような御答弁だったと。では、どういったことが、この給湯器の設置より上位に当たるのか、項目だけで結構ですから、何々何ということ今時点で学校の施設整備、環境整備の中で給湯器の設置より上位にあるもの、項目だけで結構です。内容は結構でございますので、お聞かせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 先ほども申し上げましたが、学校からそういう要望は今のところ一切上がっていないということでございまして、その優先度の項目につきましては、その年度年度の私どもが予算計上している備品の購入及び修繕ということで捉えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 私がお伺いしているのは、だから今、新型コロナウイルスの感染拡大防止というところで、いわゆるコロナ禍にある中で、今までにない状況でございますよね。今現在、優先的に考えられている学習環境及び学校の施設整備について、優先だというふうにして考えられていることの項目をお聞かせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 優先度からいけば、やはり1番はタブレットの導入と私どもは捉えてございます。

さきの議会で、タブレットの購入を計上させていただきました。実はタブレットにつきましては、年次計画をもって導入計画を進めてまいりましたが、コロナ禍の影響によ

りまして、国の補助金も使えるということから、前倒しで全ての小中学生にタブレットをそれぞれ与えるということで予算計上してございます。そういったことが私どもがコロナ対策、それから先ほども言いましたが、各予算で計上している部分が、優先度が最も高い順位ということで捉えていただきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 予算計上されているものということであれば、こういうタブレットの導入みたいないわゆる事業の一つの取組、事業というふうに表現できるものと学校の維持管理、運営等に必要な消耗品等も含めた予算措置ということになって、ちょっと広範にわたりますので、ですから具体的にその項目だけで結構ですから、タブレットの導入ならタブレットの導入、タブレットの導入とは何ぞやというところについての御答弁は求めてございませんので、優先だというふうにして考えられている具体的項目のみお聞かせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 全ての要望等の優先順位、1から10位とか15位とか、それは私どもは定めてございません。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） となると、優先順位を定めているものはないけれども、しかるに学校ないしはPTA等を含めてですけれども、そういった要望、給湯器の設置。あるにこしたことはないが、そういった具体的要望が上がっていないので、優先的なものだというふうに考えてはいないというような理解でよろしいですか。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 今、御指摘のとおりとさせていただければよろしいかなと思いますし、また、私どもが先ほど学校ヒアリングのお話をさせていただきました。学校ヒアリング上におきましては、各学校でそれぞれ優先順位をつけてございます。そこを私どもは、その優先順位と全体的な町全体の小中学校の優先順位はどうであるか、そこを精査しながら、これは予算に上げる、これは次年度に回す、そういった判断をしておりまして、それを一覧表に落とすといったそういう作業まではしていないということでもありますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） なるほど、その優先順位については、御答弁によって理解をいたしました。

ただ、必要性というところについては、考えてられていらっしゃるというところでございますので、仮にでございますけれども、例えばこうした給湯器、電気式のものとかそういったもの導入した場合、そういった給湯器等、電気式の給湯器とか置き型のもの

のとか小型のものとか、さまざまなものがございますが、一般的に手洗いの用に供するような小型の電気給湯器等だと物にもよりますが、1 基数万円程度であったり、安価な工事だけで済んだりとか、置き型のものであれば壁かけのものもあったりとかで、特段場所等も要しないと。こういったところについて、シミュレーションされたりとか、想定をされたりとか、お考えになられたこと、書面化されていなくても仮に設置するとしたら、そういうものになるだろうな等々のお考えを持ったり、また、現状の部分でございしますが、児童や生徒がそういった類いのものを使えるような部分があるのかどうか。例えば、十分でないまでも学校に1 基だけあるのですとか、そういったものがあればお聞かせをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 給湯器につきましては、学校規模、それから給湯器そのものの性能等いろいろあり、安価から高額なものまでであると、私も認識しているところでございます。

一つの学校に何台入れるかではなくて、私どもは全ての学校を公平な立場で、もしするのであれば導入したいという思いもありますから、その部分につきましては児童生徒数、それから手洗い場の数等々を加味しながら、もし給湯器を設置するのであれば、そのような運びで計画的に実施をしていくのだろうと思っております。

いずれにいたしましても、各学校におけます給湯器の設置状況につきましては、電気温水器を設置している学校もありますが、温水器を設置していない学校におきましても、ボイラー用の温水を利用してお湯を使用することができるようになってございます。これらは主に手洗い用というところではなくて、掃除用等に使っているものでございまして、ここの部分につきましては、全ての学校でお湯が出る状況にはなってございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3 番（梅村智秀） それでは2 問目を終わり、3 問目に移らせていただきます。

3 問目でございますが、私自身が消防や救急に従事する職員さんは、自身の危険をも顧みず、いかなるときにも防災の最前線へと向かう、まちの皆さんから多くの信頼を寄せられる方々であるとの敬意を持ち合わせているところでございます。私の認識といたしましては、防災に当たるヒーローであるというふうな認識もしているところでございます。

3 問目、消防署員が活躍する消防署の環境整備は急務。

それでは通告文の読み上げを行ないます。

町民の暮らしと命を守るため、緊急時、消防職員が安全に第一線で活躍するため、仮眠室及び緊急車両用車庫の整備が急務である。現在までの対応と今後の方針について事実と所信をたず。

1、消防職員が不測の事態に備え、夜間待機中に利用する消防署内仮眠室が個室となっていない。昨今の社会情勢はもとより、コロナ禍において、密を避ける社会的距離の確保にも適合していない。新型コロナウイルスへの感染は誰しにも起こり得ることで、万が一、消防職員が感染し、その感染が拡大した場合は、本町の消防、救急体制に大きな影響を及ぼすことは必至であるため、仮眠室の個室整備が急務であるが、実態と見解を伺う。

2、緊急車両用の車庫が狭いため、車両間の距離が適正に保たれていない。緊急出動時の消防職員の準備や動線確保、緊急車両乗車時のドア開閉にも支障を来すほど、極めて不適切な状態である。職員のけが、車両や備品の損傷、そして緊急出動の遅れなど、あってはならぬ事態が生じることが予見され、緊急車両用車庫を新たに設置する等の対策が急務であるが、実態と見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 梅村議員の3問目、消防署員が活躍する消防署の環境整備は急務の質問の答弁をさせていただきます。

御存じのとおり、現在の消防庁舎は、ただいま御質問にありましたけれども、昭和48年に本別町役場との合同庁舎として建設されました。47年が経過をいたしました。この間、交通情勢の変化、また産業機械の大型化など、社会情勢は大きく転換をし、さらには大規模な自然災害を想定する中で、救急対応は複雑化する傾向にもあります。

それに対応し得る体制の整備を図っていく上で、緊急車両の大型化やまた新規配備、消防職員の増員が行なわれてきた経緯があります。御質問いただきました仮眠室や車庫の状況については、御質問のとおり、決して十分な環境とは言えないというふうに私どもも認識をしています。

1問目の仮眠室の環境整備につきましては、今までエアコンの設置やまたシャワー室の整備など、これまで当直職員の疲労回復のための環境改善に努めてまいりましたが、仮眠室が現状につきましては、当直職員の、また特に新型コロナウイルスをはじめ、この感染予防は想定もされないというのがありますが、今現在も十分とは言えない状況になっているところでもあります。現在は、密にならないよう分散して仮眠を取っている状況であります。

御質問いただきましたとおり、仮眠室の個室整備についてもひとつの改善策として上げられますが、感染症対策を講じながら必要なスペースを整備するためには、消防庁舎の構造、改修費用が大きな課題となりまして、早急な対応はいまだ厳しい状況となっているところでもあります。

当面はマスクの着用やうがい、手洗いの徹底、3密の回避など新型コロナウイルス感染予防対策をしっかりと行ない、消防、救急体制に支障が生じることのないよう、最大限の配慮を行なってまいりたいと考えております。

コロナ感染予防対策として、仮眠室の対応は急務と考えており、現状でできる対応を

署員、これは役場ですが、建築の担当とただいま協議中ではあります。

2問目の緊急車両用の車庫の新たな設置などの対策についてであります。近年の緊急車両の大型化、消防資機材の整備などに伴い、現在の車両用車庫は、狭隘化を来していることは御質問のとおりであります。現状の中で署員は、けが、車両や備品の損傷、当然のことではありますが、緊急出動の遅れもなく対応をしていただいております。

通報を受けてから出動までの初動時間、距離的な問題、出動の際の安全確保、車庫の設備整備など総合的に考えますと、やはり適当な敷地の確保や費用の面が大きな課題となります。町民の生命と財産を守っていくためには、重要な課題と捉えているところであります。

御質問いただいておりますとおり、緊急車両用車庫の新規設置につきましては、現在の状況改善のためには有効な手段の一つではありますが、平成30年度に作成したハザードマップでは、現在の役場庁舎を含め消防庁舎は、大雨災害時の浸水想定区域内に位置しておりますことから、将来的には消防庁舎の移転、改築も含め検討が必要となっております。

したがって、大規模修繕はできないまでも、少しでも現状の改善を図る方策を講じながら、最善に近づけていきたいと考えております。

以上申し上げて、答弁いたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項についてお伺いをいたします。

町長の御答弁からあったように、いわゆる仮眠室等の整備について十分ではないと、ここの認識は同じであるというところが、御答弁から分かったところでございます。現在、分散して仮眠を取ったりというところの御答弁がございましたが、これそもそも今の時点でいうと、どのようなところで利用に当たられているのか、現況についてお伺いをいたすものでございます。

○議長（高橋利勝） 上原総務課主幹。

○総務課主幹（上原章司） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、消防署での仮眠の状況ですけれども、仮眠室をはじめ待機室、それから事務室、それから講堂などを使いまして、分散した形で仮眠を取っているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁から、町長の御答弁を裏づけるように、十分なスペースではないというところの裏づけが取れたところでございます。

そもそも役場庁舎を目的外の使用をしていると、恒常的に、待機室や事務室、講堂なんか分散して寝ているというところで、これは例えば災害時とか緊急時というようなものの暫定的なものであれば、理解はできるところでございますが、恒常的にこうした目的外の使用するというところについては、いかがなのかというふうに考えるとこ

ろでございますので御見解を伺いたい。

また、昨今の時代の流れ、これはいわゆる一昔前のようなもので、例えば一般的な旅行等においても大部屋に団体で宿泊するというような時代ではなく、今、個人が個人の時間を尊重される、つまり個室等に宿泊すると。現在、一般の職員の出張等においても、そのような形を取られているのではないのかなというふうに考えるところでございますが、この辺の現状もいかがなのかなというところでございます。

そうした社会状況下であり、併せてコロナウイルス感染拡大防止のため分かれてというところではなくて、最大限やはり救急や消防をこうした不測の事態に備える職員に対しては、特にもそういった対策、いわゆる仮眠室の個室化というものが必要であるというふうに考えるところです。

施設の大規模改修とかそういった部分についてでございますが、例えばでございますけれども、プレハブ式のユニットハウス、いわゆる工事現場で使われる宿舎のようなものであるとか、移動式のコンテナ、こういったものについても最近において住居と見まがうほどのものがあると。こういったものを導入したり、移動が可能、防災用などの汎用性がある、また数百万円程度と安価、またリース等も可能であると。当然、町内におきましては、こうしたものについてリースを行なう事業所、また、類似の商品等を販売やリースをする事業所もあるというところでございます。

また、もう1点でございますが、現在、消防団が使用している講堂、こちらについて先ほど仮眠の用に供している、使っているというような御答弁もいただきましたが、例えば、消防団の御利用については別の場所を御用意させていただいて、講堂を整備して仮眠室を整えるとか、こういったようなところについて具体的な提案としてできるところでございますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 提案なのか、ちょっと私もまだ分からないのですけれども、今、たくさん言っていただきましたけれども、先ほど答弁しましたように、コロナが出てくる前は、それほど問題になるようなことでもなかったのかなと思うのですが、ここに来て3密の解消ということでは、仮眠といいながらも一定の時間一緒にいるわけですから、その部分については分散してということではありますが、以前から仮眠室の在り方について、先ほど申し上げましたとおり、役場の建築担当と職員、現場と打ち合わせしながら、どのような方針、パーティションいろいろ含めてどうすれば密を防げるのか、多々含めてあります。

中でも今、御提案がありますように、例えばスーパーハウスだとかいろいろなことがあるのですけれども、結果的にいろいろ検討はしているのですけれども、やっぱり救急の通報だとか、またドアのシャッターの上げ下ろしだとかいろいろ含めて、なかなか一体となっていないと、非常に出動的にも時間のロスなど含めても問題があろうと。置くスペースについても、それらもあるというようなこと含めて、非常にいろいろな検討をし

ていただいた中では、まだ、十分な場所やまたそれらのいろいろなユニットハウスだとか、リースでいろいろ借り入れを含めても、なかなかそこまで行き届かないというのが実態であります。

特に、この庁舎の建て替えは、御案内のとおりのお質問のとおりですから、機械も大型化になって、車も大型化になっていますから、これは少しでも広いところということで実は検討してきた経過もあるのですが、1番は営林署の旧苗畑のところですね、町有地なのですが、あそこを計画して、財源をどうするという事になって、おかげさんで国のほうの緊防債含めて使える、使えるというのは、ある意味使い勝手のいい促進させていただけるような予算が国もできているのですが、残念ながら先ほど申し上げたように、1000年に1度のハザードマップが作成をしなければならないということになると、この当たる周辺も全部浸水地域になってしまって、それはとてもとてもそこにこの緊急用なものが建てられないということになりましたので、それではしかるべきで高いところといってもなかなかそこまでは届かないとか、いろいろな検討を重ねた結果、まだ、現状なところにいるところであります。

その中でも事故のないように、また緊急出動に支障のないように、署員がまた団員がしっかり任を担っていただきますので、その思いにも応えるように、なるべく早くこれらの課題の解決に向かっていきたいなというふうに今思っているところでございますが、当面、宿直の密の解消対策については、現場と十分協議しながら応急措置かもしれませんが、しっかりと対策をとっていきたく思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○3番（梅村智秀） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問コロナウイルス感染症を踏まえた本町の今後の対策についてを質問させていただきます。

なお、今回の質問は、一問一答細目方式を採用しての質問とさせていただきます。

それでは質問事項、コロナウイルス感染症を踏まえた本町の今後の対策について。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束のめどが立っていない現状ですが、新しい生活様式を踏まえた、町民が安心して暮らしていけるように本町独自のガイドラインを策定することが必要だと考え、以下2点を伺います。

1、町に設置されていますコロナ対策本部会議の中で、さまざまな対策を検討されていると思いますが、町の施設等や会議、会合に関して町独自のガイドラインが必要と考

えますが、町の見解を伺います。

2、コロナ禍において、全国各地で災害が深刻な問題になっていると思いますが、本町においても、いつ未曾有の災害に見舞われるかは想定できません。新しい生活様式の中、避難所の開設における定員や分散避難、車中泊、情報の伝達、共有など課題がある中でガイドラインの策定や防災訓練は、町民の生命財産を守る大切なことと思います。町の見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 柏崎議員のコロナウイルス感染症を踏まえた本町の今後の対策についての答弁をさせていただきます。

まず1点目の公共施設や会議、会合に関わるガイドラインの策定でありますけれども、5月25日の北海道における緊急事態措置の解除を受けまして、6月1日から新しい生活様式を実施しながら、町内の公共施設の利用を再開してきたところであります。

本町では、これまで25回のコロナウイルス感染症対策本部会議を開催してきましたが、現時点におきまして施設利用などに関するガイドラインの策定は行なっていませんが、会議、会合の主催者において、人との距離の確保や3密の回避、手指消毒などの感染予防対策をとるよう徹底してまいりました。

議員御質問のとおり、コロナウイルス感染症の収束は先が見えない状況であります。各種施策や地域活動を停滞させることなく、行政運営を行なうことが重要であり、そのためには安全確保は不可欠であると考えておりますので、御提案いただきました施設利用や会議、会合に関するガイドラインの策定につきましては、対策本部会議において今後も検討させていただきたいと思っております。

まだ、即できるということでは答弁ができないのが、このガイドラインの策定に当たりましては、細部にわたって非常に細かくまた厳しく、それができたら一定の制限を加えるということにもなることでもありますので、そこら辺はどのような方法をとることがいいのかということを経済的に、それぞれの任意での活動含めて、支障とならないようなガイドラインをとる形の中で示すほか、また大枠の目安としてどのような方向を持っていくかなど含めて、併せてこれは対策本部会議の中で十分に検討させていただきたいなというふうに思います。

2点目についてです。

コロナ禍における避難所運営に関しましては、内閣府より新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所の開設、また運営関連の通知がありまして、避難所における十分なスペースの確保、避難所全体のレイアウト、動線などについて示され、北海道からも同様の通知や、北海道版の避難所運営マニュアルの改定がなされたところであります。

これらの通知も踏まえまして、本町におきましても避難所の感染症対策、新しい生活様式を考慮した場合の収容人員の算出、車中泊、分散避難の在り方、情報伝達、また共有の方法などにつきまして検討を重ねながら、本別町避難所運営マニュアル、ガイドラ

インの原案を作成し、北海道の指導を受けながら、8月31日には職員による避難所運営の開設訓練を実施したところであります。

現在、参加した職員の意見、また課題などの集約、整理を行なっております、それを生かしながら今後の避難所開設、避難所の運営マニュアルに反映させる予定としております。

なお、住民との防災訓練や住民向けのガイドラインの策定につきましては、議員の御質問のとおり、重要なことと捉えておりますので、先ほど申し上げましたことを含めて、十分に検討して進めてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、住民の皆様が安心して避難していただけるような避難所開設ができるように、改めてしっかりと努めさせていただきますので、御理解を賜って答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま町長のほうから答弁いただきました。

1項目めについて再質問させていただきます。

これまで25回対策本部会議を開催されたということでございます。現状、町の施設を利用してのイベントや式典、会合、会議といったものは、いわゆる集まるということに関しては、やるほうも開催しづらいという現状が続いているところではあります。今後、いつまでそういった状況が続くというのも、先通しは見えないというところではございますが、先ほど町長のほうからも地域活動を停滞させることなくということですので、どんどん活動を再開していただくというような観点から、やはり町独自のガイドラインを作り、基本的には関係団体との協議になると思っておりますが、国の進めています接触確認アプリのCOCOAですとか、僕も今申請しているのですけれども、北海道のコロナ通知システムなどを利用して、どんどん開催を考えるというようなことをできないかというふうに思いますが、町の見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 柏崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、町長からの答弁にもありましたように、やはりこれまでずっと集まることに対しては自粛ですとか、会議に関しても書面会議というような状況が続いてきまして、いろいろな町行政も含めて、地域活動も含めて、少し停滞感があるのかという認識で町のほうもいてございます。

今、議員のほうから御提案のいただきました厚生省のCOCOA接触確認アプリ、これはホームページ等とかでも紹介はさせていただいておりますし、不特定多数が集まるような公共施設、公共の場所には、北海道の通知システムとかも設置をさせていただいているところです。現在の感染予防資機材との関係では、各施設において非接触性の体温計の購入とかも、それぞれ手に入るものからしていつている状況でありますので、それぞれの会場の使用目的にもあるかとは思いますが、どのような形で安全に

使っていただいでいくのがいいのかというところを新しい生活様式の基準に照らし合わせながら、町としても少し整理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま、課長のほうから答弁いただきました。

C O C O Aというアプリのほうは、ホームページを通して紹介しているということです。北海道のコロナ通知システムに関しましてですけれども、町の施設に関しては町が道に申請してQRコードをいただいているということ。もしくは民間の企業とか団体が、イベントをするといったときに、そういったものをQRコード欲しいといったときに、町のほうで代替というのですか、道のほうにやっていただけるのかどうか。個人でやったら大変な部分もあるので、町の施設を使うときは町のアプリ、QRコードでいいのか、イベントごとのコードになるのかというのをお聞きします。

あと、非接触体温計ですけれども、なかなか手に入りづらい状況が続いていましたけれども、今、結構手に入るということで、イベントとかやるときに貸し出しとかは可能なのか。例えば、体育館でやる、公民館でやるといったときに何台か貸していただいて、みんなの体温はかれるようにするのか。

もう1点、式典とか、会議、会合の後に飲食を伴う場合があります。そういったことは、町の中でこの施設を使うときは飲食はやめてくださいというのか、それも運営団体に任せるのか、その辺もお聞きします。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えをいたします。

北海道コロナ通知システムQRコードの関係ですけれども、基本的には、例えば公共施設であれば役場がつくるですとか、あるいは各施設を持っておられるところの設置者がつくるですとか、お店関係であればお店の経営者がつくるというような形になっております。

不特定多数の方が集まるようなイベントに関しては、その都度その都度、そのイベントごとにQRコードを取得する形になりますので、例えば今年はやっていないですけれども、きらめきをやりますよといったときには、きらめきの実行委員会というのですか、そこがQRコードを取得するというそういう形になるかと思えます。

あと、非接触性体温計の関係につきましては、そこそこの施設で今少しずつ入ってきている状況ですので、例えば公民館を使ってこういうことをやるので貸してくださいという場合には、貸し出しはできるかというふうに思っております。

あと、飲食につきましても、これは一概に飲食がいいとか悪いとかということではないというふうに理解をしております。例えば、新しい生活様式にのっとった形でちゃんと飲食ができるのであれば、一概に飲食を否定するものではないというふうにも理解をしておりますので、その辺につきましては、先ほどのマニュアルとかガイドラインと

いかそういうものを整理する中で、併せて検討していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 1項目めについては終わります。

2項目めの再質問をさせていただきます。

国や道から、コロナ禍における避難所の開設や運営に関して通知が来ているとのことですが、本町において感染症対策、新しい生活様式を踏まえた避難所運営マニュアルの原案を作成しているということで、大まかな収容人数ですとか、車中泊、分散避難等に対して情報の伝達、大まかでいいですけども、中身を伺います。

また、せんだって避難所運営の開設訓練をされたというふうに伺いましたが、今、その検討をしているということですが、客観的に見てその訓練はどうだったのか、2点をお聞きします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時55分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） それでは、ただいまの柏崎議員の質問にお答えをしたいと思います。

マニュアルの原案につきまして、いろいろと担当のほうで作らしまして、収容人員の関係ですが、コロナ禍の中で感染症防止のパーティションがない場合、今、現状ないので人数の算定をしております。おおむね20%台の収容人員になろうかというふうに考えているところでございます。

あと、車中泊の部分に関しましては、当然、車中泊の部分も避難所開設をすると、国のほうからも今は車中泊いいですよというような通知も来ているところでございますので、車中泊についても管理をしなければいけないと、我々のほうで管理をしなければいけないということも踏まえまして、駐車場の選定も今しているところでございます。現状考えているのが、役場駐車場を考慮して、そこを考慮して台数等も算出をしているところでございます。

あと、開設訓練8月31日に、道の指導を仰ぎながらやったところです。今、担当のほうで参加した職員に対しまして、アンケート用紙で回答をいただいているところですが、1番出ているのが受付の部分の流れがコロナ対策をしますと、検温ですとか問診ですとかという部分がございます。その部分の流れのところの指摘を参加した職員のほうからも意見がございます。その辺を関係課等交えまして再度洗い出しをしながら、次に進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 何点か新たに聞かせていただきます。

収容人数は、大体20%ということですが、国のほうも4分の1というようなコロナ禍においては数字を出していますが、そういった場合に、町市街地においてはなかなか件数においては入らない状況が、今回、記憶に新しいところだと、台風10号で九州のほうは避難所がすごい定員オーバーになったと。500カ所以上の定員オーバーになって、すごく大変だったというような事例も出ていますが、本町も災害においては入れなかった人がどうするのかというような場合に、先ほど車中泊というのでも出ましたけれども、本当に分散避難というのが大事になってくるなというふうに感じています。

分散避難というのは、入れない方云々というよりは災害起きました。我々の住んでいるところは、どこに避難したらいいのかというようなことをあらかじめ知らせておくとか、町のほうも例えば親戚の家ですとか、そのまま自分の家にいるとか、何が正しいのかということは、周知していかなければならないかなというのを感じているところであります。

そういった場合に、ホームページですとか、広報ですとか、そういうところで周知しても、なかなか地域によって逃げる場所とかそういうものは違ってくるので、これは案ですけども、自治会単位で防災講習会なりを開いて住民の方に周知してもらおうことが、大切になるのかなというのを感じているところでございます。

その辺、町の見解伺いたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） ただいまの柏崎議員の質問にお答えしたいと思います。

分散避難につきましては、我々も重要なことだというふうには捉えているところで、周知の方法等、今、担当のほうで9月1号にも若干、避難所における新型コロナウイルス感染症対策についてといったようなことも出させていただいたのですが、保存版としまして、今、避難ガイドといったようなものも作成しようというところで取り組んでいるところでございます。分散避難等につきましても、そこら辺で周知を図っていければなというふうに考えているところでございます。

訓練につきましては、こういったやり方があるのか、担当のほうとも協議を重ねて、訓練は重要なことだと思いますし、訓練の中でそういったところも議員おっしゃるとおり、周知していければと担当としても考えてございますので、取り進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 再度質問させていただきました。

両項目についてですけれども、前向きなガイドラインについては、前向きだというふうに感じているところがございます。やはりそういったガイドラインを作って、町民の生命、財産を守るということは、行政の仕事かなというふうに思っております。今、話したことというのは、かなりの業務量になってくるのかなというふうに感じているところあるのですけれども、最後、町長にお伺いします。

今、防災担当兼務で、兼務の業務内容の中でこういったコロナ禍において、いろいろな仕事が増えているという中で防災大事だなというところで、今後、防災に関しては人員をもっと増やすですとか、そういった見解があるか、最後伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） いろいろ難しい答弁をしなければならないかなと思うのですが、実は十勝の町村も全体でこの防災には、それぞれ町村自体が力を入れなければならないということで、一昨年来から取り組んでいるのですが、それまで本別町は防災担当というのは現になかったものですから、それでこれからのこの未曾有のいろいろな災害が起きる中で、何といたっても今御質問のように住民の生命、財産守るためには、これはしっかりと司令塔を置かなければならないということで、実は小坂主幹においでをいただいて、こういう立場にさせていただきましたので、そういう中では課一体となって、住民課が交通防災も含めてみんなで対応していただきますからこうなっています。そしてそのほかに全体の職員全体が一体となって訓練や、また防災意識を高めているところでもありますから、担当そのものを増やすかどうかはちょっと答えはしづらいですけれども、よりそれに応えられるような組織体制をしていきたいなというふうに思っています。

小坂主幹は間違いなく兼務でなくて、そっちになるかもしれませんが、兼務となってまた一緒に働ける、常に頑張れる直接のスタッフも、もうちょっとできるのではないかなというふうに思っていますが、あと、副町長がうんと言え、大体その感じになってくるかなと思いますので、今、ガイドラインも作成中ですので、その中身も含めて対応できるようにしていきたいなと思っています。

以上です。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時04分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番水谷議員。

○1番（水谷令子） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました1問を質問いたします。

インフルエンザ予防接種の対応について。

新型コロナウイルスの感染が収束しない中、冬を前にインフルエンザとの同時流行は、世界的大流行ツインデミックになるのは避けられない状況です。インフルエンザがやる前に、備えを万全にする必要があると考えますが、見解を伺います。

1項目、インフルエンザは、新型コロナウイルスと症状が見分けにくいことから、感染を警戒してインフルエンザワクチン接種の希望者が増えると見込まれます。混乱を避けるために、優先接種の対象者を決める必要があると考えます。また、コロナウイルスワクチンが開発されたときの優先順位は、現時点でどのように考えているか、対応を伺います。

2項目、現在、コロナ禍以降、子どもたちを連れて病院に行くこと自体を恐れて、受診控えをする親がいると聞きます。今後、インフルエンザの流行期を迎える中、インフルエンザで重症化しないためにも、子どもたちに対する予防接種の周知が大切だと考えますが、対応を伺います。

3項目、新型コロナとインフルエンザは、高齢者と基礎疾患のある人がかかると、重篤になると言われています。ワクチンの優先接種により、インフルエンザの患者数と重症化のリスクを抑えることができれば、医療機関の負担が軽減され、医療体制の逼迫を防ぐことになると考えます。これらのことから65歳以上の人のインフルエンザ予防接種自己負担額の無料化の必要があると考えます。見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 水谷議員のインフルエンザ予防接種の対応についての答弁をさせていただきます。

まず1点目についてですが、議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルスの感染が続く中で、インフルエンザの流行シーズンを迎える今年度は、インフルエンザワクチンの接種を希望する方が、きっと増えるのではないかというふうに見込んでいるところがあります。

本町の今年度のインフルエンザワクチンの実施につきましては、9月15日号の町広報のかけはしにも掲載させていただきましたとおり、10月に受付し、11月から接種を予定しておりますが、現在、国では予防接種法に基づく定期接種の対象者となっております65歳以上の高齢者などに、10月前半からの接種を優先的に呼びかける方針で進めていることから、本町におきましてもワクチンの入荷状況を見据えながら、各医療機関と協議をし、可能な限り10月中の接種開始を目指していきたいと考えております。

また、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、現在、開発が進められておりました、併せて国レベルでワクチン接種の在り方が検討されておりますことから、接種の優先順位につきましても、今後の国の方針に基づいて進めていきたいと考えております。

次に、2点目の子どもに対するインフルエンザのワクチン接種についてですが、子どものインフルエンザにつきましては、ワクチンではインフルエンザの流行を阻止できないとの理由から、平成6年に定期接種の対象から外され、現在は重症化予防を目的とした任意の予防接種として、本人、保護者の意思と責任で接種を行なうことになっております。

任意の予防接種ではありますが、本町といたしましては希望される方が受けやすいように、今年度から対象年齢の下限を1歳から6カ月に引き下げます。乳幼児、小学生には2,000円、2回やるわけですが、中学生、高校生には1,700円をそれぞれ助成することとしております。子どもがインフルエンザワクチンを接種した場合、大人よりも副反応が出やすいことから、今年度につきましても保護者同伴のもとで、町内の医療機関で接種を受けていただくことを、広報や健診などで周知しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、3点目についてですが、議員の御質問のとおり、いずれの感染症も高齢者や基礎疾患がある方は重症化しやすいと言われておりまして、これらの方にインフルエンザワクチンを接種していただくことが重要であるという認識はしておりますが、今年度につきましては接種に関わる委託料の単価は上昇しておりますが、自己負担額を据え置きに、これまでどおり1,500円とし、町内医療機関での個別接種のほか、新型コロナウイルス感染症予防に配慮し、町内の公共施設での集団接種の回数を5日から7日に増やすことで、高齢者の方々が受けやすい形での実施を予定しております。

昨シーズンは、手洗いの励行や手指の消毒、マスクの着用でインフルエンザに罹患する方が減少したという報告もありますことから、予防接種を希望される方が1人でも多く接種できる体制づくりと併せて、新しい生活様式の実践といった予防行為の普及や啓発をさらに推進をして、町民の皆様の健康管理と感染症予防に努めてまいりたいと思っております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 再質問いたします。

優先接種の対象ということで、広報にも載っていたとおり、65歳以上の方には9月下旬に案内文書と予診票を送るというようなことが書かれていました。そのほかに国としては基礎疾患のある方、また医療従事者の方、また妊婦、小学生低学年の方というような順位をつけていると思うのですけれども、本別町では接種場所を変えていて、予約を変えたり、接種日を変えたりというような工夫はされていると思っておりますが、改めて接種順位という点ではどのように考えているのかお伺いいたします。

それと、広報に書いてあるのですけれども、万が一、在庫がなくなった場合には、早期接種終了となりますので御了承くださいというふうになっておりますけれども、受ける方、全員の分は用意されていないということなのか、この辺をお聞きしたいと思いま

す。

それと、子どもたちの先ほど町長が言ったように、平成6年度から任意で行なうようになったというお話でしたけれども、今回の場合、環境が変わりまして親への周知というのですか、その辺がやはり学校のほうにきちっと行なわなければならないのではないかなと思うのですね。その辺の周知の仕方、学校に対してどのようなアピールをしていくのかということもお話を聞きたいと思います。

それから、無償化ということで65歳の方のインフルエンザですね、対象者が接種する方が増えるのではないかということで、インフルエンザとかコロナとの関わりに関係してきて無料化、これを医療機関の負担軽減とか体制の逼迫につながるのではないかなと思ったわけです。このことでいま一度、例えば今現在、新型コロナウイルスのウイルス感染症対策地方創生臨時交付金というのが出ていますけれども、このことは対象にならないのか、いま一度お聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時16分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） それでは、水谷議員の御質問にお答えをいたします。

65歳以上の方への対応といたしましては、今、個別通知をこれからさせていただくということで準備を取り進めているところです。国のほうで言っている優先順位とその接種時期の目安なんですけれども、これは10月1日から65歳以上の方、10月26日以降を例えば妊婦さんですか、65歳以上以外の方で配慮が必要な方、それ以降は皆さん一緒というようなことで、早目に接種をしたほうがいいですよ、呼びかけをしてくださいというのが、厚労省のほうの言い方になっております。

本町の状況を申し上げますと、今、各医療機関にワクチンの入荷状況等も確認しているのですが、10月の初めから接種できるほど早い段階でワクチンが入ってくる状況にはないということで、二つの医療機関とも確認をしておりますので、今、国保病院のほうで広報で10月下旬から接種ということになっておりますので、そこが1番早いのかなというふうに思います。

そう考えますと、そのほかの方も含めて大体同じ時期に皆さん接種されるような状況になるかと思っておりますけれども、呼びかけとしましては、65歳以上の方は、希望される方はなるべく早い時期に受けられるのがいいかというふうなことで、今、個別通知をするような準備をしております。

あと、接種場所、接種日にちを変えるとということでは、これはある意味予防接種による密を避けたりですとかということかなというふうにも思っておりますけれども、接種場所については、うちは2カ所の医療機関とあとは集団接種、65歳以上の方については

集団接種という形をとっております。予防接種をする時間とか、例えば受付時間だとかそういうものは各医療機関の中で、この時間でお願いしたいというもので組んでおりますので、医療機関によっては夕方とか午前の遅い時間とかで、余り一般の患者さんと交わらない時間にやりますというようなことでは言っていないところもあります。それはそこそこの医療機関の状況にもよろうかなというふうにも考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

あと、ワクチンの供給の関係ですけれども、今、国のほうでは本数としまして、約3,200万本ぐらいのインフルエンザのワクチンを確保している。これは1本が2人分ということなので、約六千何百万人ぐらいのワクチンを確保していると。これは昨年と比べると、12%増の確保量であるというふうに厚労省のほうでは言っております。

広報のほうに、もし希望数が多くて、多くなった場合には接種できない可能性ありますというのは、これ毎年多分書いてあると思うのです。今年に限ったことではなくて殺到すれば、やっぱり全国的にワクチンはいろいろなところに供給されるので、希望した数が全部入ってくるわけではないということでもあります。ですので65歳以上の方とか、配慮が必要な方は早目にとという呼びかけをして、あと残った部分はその他の方というふうなことでやっていくというような流れになろうかというふうに思います。

インフルエンザワクチンの親への周知の部分でございますけれども、現在のところ広報とか、あるいは健診での呼びかけということで、特別、学校にPRをしているという状況ではございません。こちらはあくまでも任意の予防接種ということもありますので、積極的に受けてくださいというような働きかけは、できない予防接種になっております。ですので、あくまでも保護者の方の判断で、受ける必要があるのかどうなのか、受けた後、もし何かあったときの責任も含めて、各自で判断をしていただきたいという予防接種になっておりますので、あくまでも一般的な広報というような考え方で取り進めているところでございます。

あと、無料化の部分につきましては、現時点としては無料化をするということでは考えておりません。若干、金額は値上がりをしておりますけれども、自己負担を据置きにするということと、お金の問題で受ける受けない確かにあるかもしれませんけれども、できる限り高齢者の方で受けた方が受けやすい形をとっていくことが、接種率の向上につながるのではないかというようなこちらの解釈もさせていただいております。現在、今年度は接種場所、接種する日にちを2日間増、増やしまして1人でも多く希望される方に受けていただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうからは、地方創生臨時交付金の関係を答弁させていただきます。

今、手元に資料等はないのですが、地方創生臨時交付金は新型コロナの感染予防、感

染対策、そういったものを目的に創設をされておりますので、インフルエンザワクチンを単純に無料化するというのは、ちょっと該当にならないのかなというふうには今考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 今回、あくまでも今までの状況と違って、新型コロナウイルスの感染という部分が環境的に入っていると思うのですね。その危機感というのですか、今までと同じでいいのか、危機感を持った対応というところをもう1度聞きたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 確かに報道も含めまして、国のほうでもこれからインフルエンザがはやる時期になってくると、コロナ感染症と症状が見分けがつかなくて、医療機関も大変な状況になってくるのではないかとかというような報道もされていますし、そういうような通知文書とかも入ってきているところです。ただ、先ほども申し上げましたように、1億人ちょっとのインフルエンザワクチン全てが確保されているわけではないという状況があります。

それと併せまして、町長の答弁の中でも申し上げましたけれども、今シーズン、2月、3月まだインフルエンザの流行シーズンではあるのですけれども、皆さんがマスクをしたり手洗いをしたりということで、一般的な感染予防対策に努めたことで、インフルエンザの流行は、春先は本当になかったかなというふうに思っておりますし、いろいろな方面から、そういう報告も入ってきております。

ですので、限られたワクチンという資源と併せて、各自ができる予防対象というものを併せての対策を双方やっていくことが必要なのではないかとというふうに考えておりますので、御理解よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 確かに、2019年から2020年のシーズンの国内のインフルエンザ感染者は約700万人で、例年の約1,000万人を大きく下回っています。この冬も手洗いや消毒の徹底、マスクの常用、3密の回避など、コロナ対策によるインフルエンザの流行は抑制されるとの見方もありますけれども、予断は許されない状況ですよね。新型コロナの感染と、どのように関わっていくかという点がやはり問題になると思います。この点において、ほかの市町村でも65歳以上の方の重症化を防ぐために、先立って無料化しているまちもあります。このことについて、今後、どのように対応できるのかももう1度お聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 65歳以上の方の無料化の部分でございます。

私どもでも十勝管内、年齢による無料化の状況について調べさせていただいた中では、もともと無料化であるというまちも含めまして、今回、無料にするというところも含めて3自治体という状況になっているというふうに聞いております。ほかの市町村につきましては、これまでと同様の自己負担もいただきながらやっていくということでありまして、多くのまちにつきましては、一般的な感染症予防というか、これまでの流れを継承しながらの予防対策の一つというふうな考え方でやっているのかというふうに理解をしております。

本町につきましても一応、先ほど申し上げましたように、希望される方ができるだけ多く接種ができる体制づくりと併せて、各自の感染予防対策の徹底というところで、再度周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 同報無線でも1度流れたと思うのですがけれども、今後また、同報無線などで周知をしていくという考えはありますか。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

今、ちょうど同報無線でインフルエンザワクチンがやりますという無線を流していただいております。実際、受付が始まるのは10月1日からというふうになっておりますので、それは適宜間隔を置きながら、周知はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（水谷令子） 以上で終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、4番石山議員。

○4番（石山憲司） 議長のお許しを得ましたので、通告いたしました1問について質問させていただきます。

防犯カメラの設置について。

児童生徒が安心して通学できる環境整備として、また、犯罪防止、抑制や行方不明者捜索のため、防犯カメラの設置は有効と考えますが、見解をお伺いいたします。

私は今日で3回目、過去2回質問させていただいています。昨年的一般質問におきまして、町長は、防犯カメラが抑止力を含めた地域の防犯力の向上という意味で、有効な手段であると認識を示されております。また、必要があれば、そこにつけたいと思いますので、必要だということがあれば逆に提案していただければ、協議ができると思いますと答弁されております。

私が考えるには、本別地区においては、地勢的に中央小学校、本別中学校、本別高校が弥生町に集中しており、文京区をなしております。多くの児童生徒は三つの橋、本別大橋、愛のかけ橋、中央橋を渡って通学しております。橋は逃げ道がないので、抑止力として防犯カメラが必要だと思います。勇足については、旧駅前交差点、小中学校に向け2方向、仙美里については小学校方向にそれぞれ設置が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 石山議員の防犯カメラの設置についての答弁をさせていただきます。

まず1点目についてであります。児童生徒が安心して通学できる環境整備、また、犯罪の防止、抑制や行方不明者の捜査のための防犯カメラの設置についてですが、議員仰せのとおり、防犯カメラが抑止力を含めて地域の防犯力の向上にとって、有効な手段の一つであるということは認識しているところでもありますし、必要とあらば設置について、この広い本別町ですから、どこにつけていいのか、どこにつければ有効なのか含めて今までの質問の中で、ぜひ検討協議させていただきたいという答弁をさせていただきましたし、まさにそのことについては、ある研究の成果では、特定の場所に防犯カメラを設置することにより、犯行現場を変更するとか、また地理的移転が起こるなども指摘されておりました。設置場所の特定には十分な議論が必要であるというふうにも考えておりますし、また、昨年の御質問の際に答弁させていただきましたように、本町においては町民の皆さんの御理解と御協力、人の目による見守りを積極的に取り組んでいただいておりますし、先般、公用車及び関係機関の社用車などに貼る防犯パトロール中のステッカーもそうでありますし、また、これを100台分配付させていただいたところでもあります。

今、議員に上げていただいたような特定の場所において重点的に取り組んでいただくことも、有効な手段の一つであると考えておりますが、町内における防犯カメラの設置状況といたしましては、警察署との協議によりまして、令和元年10月に商工活性化センター・アースホールですね、ここに設置をさせていただいて、今年6月には本別のコミュニティセンター・道の駅に設置をしていただいたところでもあります。市街地の公共施設の要所に、既に設置されているということも、そういう状況であるということも御理解いただけたと思います。今、教育委員会におきましては、防犯カメラは登下校時の児童生徒の見守り活動を補完するものでありまして、防犯カメラが設置すること自体は、通学路の安全対策を充実させるものであることは理解しているところであります。

今回、御提案の設置場所に関しましては、いずれも幹線道路上にありまして、見通しがきくことや交通量も多く、より人の目につくものと考えておりますので、設置を考えるとすれば、本町におけるこれまでの不審者情報を基に、出没が多いとされる公園

だとか、また、そこに接する道路、あるいは脇道に入った人通りの少ない路線を見通す交差点などが、優先すべき場所ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、現在は録画装置や監視モニターを設置することのできる公共施設に設置しているわけではありますが、議員に提案をいただいた場所は、遠隔操作の必要な場所であり、コスト、操作面、またセキュリティー対策などの課題についても、十分な時間をかけて検討していく必要があるというふうに考えております。

何とぞ御理解いただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） まず、先ほど町長答弁の中にありましたアースホール、道の駅と、私も理解しておりますし、道の駅等につきましては設置のいろいろな機種から金額等、承っているところでございます。

私、今回提案いたしました橋につきましては、実は前回の質問のときに、町長が具体的に言えと言いましたので、前回最後の質問のときに、たしか私は橋というのは子どもたちが逃げるところがない。ですからこういう場所こそ危険なのですが、いかがですかという質問はさせていただいているはずなのです。ここに議事録ございます。議事録にそれははっきりと記載されております。

それで町長にお伺いしたいのは、提案せと言うから提案させてもらいましたが、その結果について、そのときは去年の6月の話でございまして、涼しくなったらまたやろうという答弁であったかと思えますけれども、その後どのような検討をされたのか、そこからお伺いをしたいと思います。前回提案させていただきました。その協議についてどのような協議をされたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 前回、石山議員から防犯カメラの質問いただきました。ここがいい、あそこがいいということは残念ながら余り出てきませんでしたから、本当に抑止力になるとか、それぞれ効果があるというのは、それは誰しも認める場所ですけれども、ただ、それを実際につけるとなると、本当にそのことが有効なのか。町民の皆さんもそこは、そういうことが地域でも本当に理解をしていただけるのかなどなど含めて、やっぱりこの場で提案して議論してもなかなかできないだろうと。夏だし、もう少し時間かけて涼しくなったらちゃんと協議しませんかと、間違いなく私、言いました。それでその後も個人的に、具体的に必要なところであったら、ぜひ提案してくださいと、それによってまた検討協議できますよね、そういう意味ですよ。

橋の話もしました。職員も皆集まって話を。実際に学校、教育委員会も先ほど言いましたけれども、学校の登下校時に橋の上って本当にどうだい、必要ですかと言ったら、それは橋の上というのは逆にメイン通りだから、本町は。人も車も多いところとなると、そこは防犯だとか何とかということには余り、逆に人の集まる場所で不特定多数の人が集まる場所、そういうところがもし必要であれば、そういうところが

優先すべきでないかというような、大方のみんなの見解でありました。

一部の自治会の方々に聞くと、それはこの地域にはなかなかないという話、ここにつけて、あったらいいというような意見はなかなか出てこないというのが、実は現実なのですね。でも今、勇足と仙美里の話も出ました。例えば勇足と仙美里、まちの中、子どもいないよねということになるのですよ。ですからつけるとしたら、その提案というの、またありがたいですけれども、これは本当にどこに設置することが一番効果的なのか、一番理解得られるのかということもやらなければならない。だけれども、橋の上ならコストはかかるけれども余りそこがないね。それでなくても議員も一生懸命やっていますけれども、青パトだとかそのステッカーで防犯呼びかけだとか、子ども110番だとかの駆け込みのところ、たくさん増やしていただきながら、こうやって町民挙げて協力していただく。このほうがちょっとずつ効果がある。

その中で、やっぱり道の駅は特に必要ですからということで、警察も含めて協議して、双方から監視カメラが作動できるようにした。また、アースホールも道路に向かってというか、道路に向かっているあの一带を入れました。そういうことでありますから、そういう是非を含めて私どももまた言いますが、不必要だとは思っていませんので、有効だなというようなことはぜひ取り組んでいって、より町民の皆さんが安全安心、子どもたちも高齢者の皆さんも安心して出かけられたり、通行ができるというのが一番大事なことです。夏場、春・夏・秋・冬含めて、また冬期間の道路状況なんか含めても必要なことというのは、例えばだけれども、公園の中がどうだとか、御所のあの辺がどうだとかと、いろいろあるかもしれません。そういうことも含めてやらせていただきたいというふうに思いますので、ぜひ3回目ですから具体的にまた出していただくことは、私どもも望むところでありますので、ぜひしっかり出していただければ、またいろいろな角度から是非も含めて協議できるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 町長は、橋の上よりも確かに事件のありました錦町公園や清流公園、実際にちょっとひどい事件等ございました。それは事実でございます。ただ、橋の上でも何回か起こっています。大橋でも起こっています。勇足の東橋でもちょっと古くなりますけれどもございました。橋の上というのは、本当に逃げるところがないのです。

朝ですね、声かけというか、ちょっと事案があったときには、その子どもは学校まで泣いて走ったそうです。金曜日だったもので、私もそのとき5分違いでその場所に走っておりました。非常にそのとき残念に思ったのですけれども、橋の上というのは、決して町長言う見晴らしがいいとか、そういう状況ではないということは改めて御理

解いただきたいと私どもは思います。

それから、確かに町長がおっしゃるとおりでございます。町長は、防犯カメラなどに頼らずに、町民の力で防犯をしていきたいと思います。カメラに頼らなくてもいいというまちづくりをされたいという思いは、私も理解しています。ただ、残念ながら人の目で24時間、その目は活躍しません。人の目を補うためにも防犯カメラは必要であるということは、再三私のほうからも言わせていただいているところでございます。

確かに町長のおっしゃるとおり、メイン通りよりも横道や公園、事実、公園はいろいろございましたし、横道がいいのではないかと申しますが、横道でつけるということは、住宅街を映るといのは、前、町長が断った自治会があったと言いましたが、実はそれなんですけれども、今はフィルタリングとかいろいろな機械も変わってきております。そういうもので対応はできると思っておりますけれども、基本はこれだけ多くの子どもたちが通っている橋ですね、ここに必要でないかと。そして行方不明者等、これも捜索においても本別町の地勢を考慮すれば、橋のカメラというのは、極めて有効に捜査に利用できるものであると私は思っています。

そういう意味で、今、町長は確かに脇道も公園も、実際公園にはありましたので、公園に必要でないかと言いますが、その前に通学生、子どもたちのことを考えるならば、橋のほうが必要でないかというのが私の意見でございますけれども、それに対する答弁を改めてお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ここがいいということで決めて質問されると、非常に答弁がしづらいのんですけれども、その場所以前に防犯カメラの是非も含めて、きちっと理解をしてもらわなければならないということですよ。

今、石山議員がおっしゃったように、ある自治会では、うちのそばにそういうものつけてもらったら困るという方、やっぱりいるわけですから、プライバシーいろいろ含めてね。だけど、それ以上に防犯、犯罪抑止含めて必要だと。そうすると、しからば今、石山議員がおっしゃっているように橋の上は本当にそうなのですか。本当につけるのだったら先ほどの質疑にある、優先順位もっとあるのではないですかと意見もあるのです。たくさん。

ですから、そのことを含めて、ここが必要だ、ここが必要だということであれば、そこは十分に検討協議をさせていただきませんか。もう1回言いますが、防犯カメラを否定することではありませんので、せっかくつけるのだったらより有効的に、効果的に、そして地域の皆さん方にも御理解をいただけるような設置の仕方というのをすべきではないかなと私は思うのです。そのことを含めて結果として橋につくかもしれないし、橋の外れたところにつくかもしれないし、人通りのというか、遊ぶところ多い公園につくかもしれないし、それぞれですが。この本別町のそれぞれの地形いろいろ含めて、子どもたちの集まる、高齢者の集まるのも含めてどうしてもここは、ただ、犯

罪者を見つけるとか何とかではありませんから、これは。だからそのことも含めて、しっかりと理解協議をさせていただくことのほうが、ずっと大事でないかなというふうに思いますので、そのことについてぜひまた御意見をいただきたいと、こういう具合に申し上げます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 私と町長の間は、橋については若干認識が違うようでございます。それで私は改めて言いますが、私は橋というのは必要であると思っています。今、ここでつけるつけないという話はしておりませんので、今、町長答弁されたとおり、そのほかも含めまして、検討するというところで理解させていただきます。

検討するに当たりまして、もしつけないというならば、要らないというならば、その理由をしっかりと説明していただきたいと思います。なぜここがだめだったのか、今、提案しているのですから。例えば、Aをお願いします。Aのとこどうですかと聞いたら、だめだったら、Aはこうこうこういう理由でだめなんですよという理由が必ずありますので、その辺の説明責任はしっかりと果たしていただきたいと思います。

それから、もしつけるとなるならば、1回目の質問で申し上げましたとおり、ガイドライン、管理運営のガイドラインとそれから捜査機関等における協定書、これは町民の不安の軽減に一番役に立つと考えておりますので、1回目の質問のときに町長もつけるならば、それは大事なことであるという趣旨の答弁をされておりますので、その辺を含めてしっかりと検討していただきたいと思います。

町長は、昨年まで執行方針でコンプライアンス、アカウンタビリティ、スピーディーということを2年続けておっしゃっておりました。これは高橋町政のスタンスであると思います。まさに法令遵守、説明責任、速やかにこれは高橋町政の基本であると思いますので、それを踏まえまして、もう1度町長にお伺いします。検討をスピーディー、アカウンタビリティというどのように考えているか、再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 石山議員、ちょっと私の答弁したことも理解まだしていただけないかと思うのですが、防犯カメラの是非については必要なところは必要です。必要なところ、効果的なこと、地域の人たちも理解のできるようなところだったら、設置をするということについてはやぶさかでない。ただ、この橋が私はいから、この橋がいいのだと、あんたは違うのかと、どうなんだということを言われても、それは私が独りで判断するわけではありませんから、そういうことの答弁はできません。

ですから、それ含めて、本当に本別町の町内の中で、どうしてもここは必要だと、あったらいいなというところをぜひ提案していただいたら、その地域も含めて、関係者も含めて協議して、本当にここに設置したらいいのか。先ほど、カメラの精度の問題もありました。それも中に必要ですよ。橋の上からずっと見通すのだったら、自動でちゃ

んと準備できるようなそういうのも必要ですし、それについてはまたいろいろなマニュアル、それこそありますよ。

だから、そういうことも含めてきちっと協議して、理解していかないと、ただ私が独りで判断できるわけではないですから、石山議員と2人で話しして、ここがいい、ここがいいということではないので、そこら辺を十分に、何回も言いますけれども、その必要性と地域も含めて、関係者も含めて理解していただけるようなところでやる必要があるのではないかなと思っています。

先ほど、教育委員会の答弁をちょっとしましたけれども、教育委員会から聞き取りするも、それは教育委員会としては、通学路のそこはそれほど優先順位というか、優先順位でもそこはそれほど防犯上、通学上、支障のあるところだという理解はされていない。

石山議員のおっしゃるとおり、私はこう思うけれども、町長は思っていないのかもしれないと言うけれども、私は自分だけで判断するということではありませんので、そこら辺は理解してください。もう1度言います。防犯カメラが必要ですが、その必要だとするところのそれこそやらない理由ではなくて、つける側の理解と理由と含めて、十分に地域の人も理解していただけるような、関係者も理解していただけるようなことで、設置をすることがいいのではないのでしょうかというお話をさせていただきますので、ぜひそのことは御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 町長、協議するというそれにつきまして、非常に懐疑的なものですから、私自身が。というのは、1回目の質問のときに、町長は必要性についても警察を含めた関係団体と協議をしますと言いました。2回目のとき、警察と協議しましたかという質問に対して、いやしませんと。どうせ警察に聞いたら、必要だと言うに決まっているのだと、だから協議はしません。これ、答弁変わるのですよね、私、答弁変わることはせめてません。変わるのだったら、変わった説明を求めたのです。

ですから、今回は町長も言われたとおり、関係機関と協議をすると、今、明言されたので、その協議をしっかりと進めてやっていただきたいと思います。それについて再度、もう1度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 石山議員、どういうところか具体的に示してくださいと言いましたよ、何回も。そこで示されたら、実は警察でも関係機関と言っていますから、そこに行きますよ。教育関係なら教育委員会に行きます。地域にも行きますよ。場所が示されていないのに、本別町の中のどこにつけたらいいのですかと相談したら、それはあったらいいよりいいですよと言うかもしれないということは言いましたよ。でも具体的に、まだないのですよね。今、橋の上という話が出てきました。それまではないのですよ。

だから、石山さん、具体的にここはつけたらいいのではないかということがあったら、ぜひそこを教えてください。そこについていろいろ協議したらいいのではないですかと、こういうことです。言った言わないでなくて本当にそういうこと。大事などこは大事などこで、きちんと協議してやるということでもありますから、そのことをぜひこれから協議できれば一番いいのかなと思いますので、今までの石山議員の熱心に取り組んできた防犯カメラの設置についての御質問ですから、そこも私も真摯に受け止めて、しっかり場所が、何回も言いますけれども、必要として理解いただいて、関係機関も含めて協議してそこだったらなというところであれば、必要とあればそこは設置するということは、そういう手続を踏むということが大事でないですか。そういうことでもありますので、そのことは理解してください。あのとき言った言わなかったの話は、もうここでする必要はないと私は思っていますので、そんな話をした覚えもありませんし、常に前向きに何回も言います。必要なところはやります。これだけです。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 町長は橋の話は、今日初めて聞いたというそうでございます。ここで申し訳ないのですけれども、これは令和元年第2回本別町議会定例会会議録というのがございます。これの83ページですか、その中に記載されております。これ読むと答弁全部になってしまうのですけれども、要は町長は、具体的に言いなさいと私に言いました。そこで私は、確かにどこにつけるといふ話になれば通学路の中で本別町には長い橋が二つあります。愛のかけ橋と大橋、ここは子どもたちは逃げるとはございません。そういうところにこそ必要であると私は考えておりますが、いかがでしょうかという提案をさせていただいています。これは町長、初めてではないのです。前回も私、橋につきましては申し上げております。ですが町長、言った言わないの水かけ論は私もしたくはございません。言っていることは、議事録が間違っていなければ言っていることは事実だと私は思っております。

これは、これ以上追求しません。それで町長に先ほど言いました、検討をしていただけると、関係機関と。案が上がってきたのだから検討していただけるということでございますので、その検討の中に関係機関ですね、それと検討する、関係機関等についてだけお伺いしたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 石山議員、何回もそうやって御質問いただいて、本当にありがたいと思うのですけれども、防犯カメラは通学だけでないですから、犯罪いろいろ含めてでしょう。先ほど言いましたように、質問ありましたように、それこそ行方不明者も含めてですから、このこと含めて必要とするのは通学路だけでなく、そういうことで一連のもの全部です。ですから関係機関と地域という言葉含めてお話ししました。そのことが、ただ、今の提案というか質問の中で橋だけがここだと言っても、そこだけでそうすかという話ではなくて、その橋もちろん我々は検討しますよ。橋も検討しました。

私どもの今は、今日の場面についてはまだ関係機関といたり、地域とまだ話をしていませんけれども、ただ関係機関、子どもの通学路とすれば教育委員会、学校のそれこそ先生方というか、管理者に聞いてもそれだけのものはないということでもありますけれども、でもそれが防犯も含めて、通学路いろいろ含めて必要とするものについては、提案あったものはちゃんと関係機関、それは警察であろうが、それこそ生安であろうが、いろいろなこと一緒に関わってもらっているし、自治会も含めてありますから、それはちゃんとやります。

何回も言いますが、やらないと言っていないから、必要なことをやるのですから、必要な提案をし、このことについてはきちっと協議させてくださいと。協議して本当によかったなと思っていただけるような設置の仕方というのが私は必要だと、こういうことありますので、石山さんが一生懸命質問していただいたこと、一つも否定したことありませんので、そこだけは御理解いただいて、せっかくですからしっかりまた提案していただいて、よりいい結果が出るようなそういうカメラを設置するにしてもそういうところにしたいなど、こういう思いでありますので、首を横に振らないで縦に振っていただければと、以上であります。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 私の意見、大きく変わってはいないのです。町長の思いも私も分かります。ただ、提案せというから提案しました。私はぜひ協議してくださいという最後を言って、協議しますという答弁を期待したのですけれども、いろいろございましたので、もう1度最後に町長、防犯カメラは確かに町長言うとおりの、通学生だけのためではございません。よその町においては、ポイ捨てや徘徊、そのために防犯カメラをつけるという一般質問は、十勝管内でもございました。だから防犯カメラというのは、決して通学生のためだけという限定は私もしていません。ただ、余り言うとなんてなってしまう。ですから私は絞って通学生のために少なくとも本別町における子どもというのは、町の宝であるという答弁もございましたので、そのためには通学路をまず安全に子どもたちに通ってもらえるようにしたいという思いから、私は今回、橋というのを具体的に提案させていただいております。町長のおっしゃるカメラはなくても云々から、町長は、しっかりとカメラの有効性は最初から認めていただいております。それは私も分かっております。今度、その場所について、どこにつけるか言わないからこうだというから、提案させていただきました。最後に、あとは検討するだけで結構でございます。答弁を求めます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 石山議員、改めてさっき1番最初に答弁したやつ、もう1度答弁します。いいですか。

今回、御提案の設置箇所に関しましては、いずれも幹線道路上でありまして、見通しがきくことや交通量も多く、夜、人の目につくところと考えております。設置を考えて

いるとするならば、本町におけるこれまでの不審者情報を基に、出没が多いとされる公園だとか、また、そこに接する道路あるいは脇道に入った人通りの少ない路線を見通す交差点が優先すべき箇所でないかと考えています。これはこちらの考え方ですから。石山議員のは、橋がいいのではないかと仰うのですけれども、そこを受けて私どもはそこは見通しのきくところで、どちらかというとな審者も今まで出たとか、また、そういう公園だとかそういうところのほうが優先すべきでないかということをお答えしているわけですから。だから石山議員が今提案したことは、検討も何もしないということではないですからね。どうもそういうことではないのですから、しっかり検討するか約束することですから、それはずっと前から約束していますから、きちっと提案していただいたものはその是非も含めて、きちっと検討させていただければと、私どももそこら辺を真摯に答えたつもりですから、そのことについては今までと同じく、それを提案していただいても残念ながらそこが優先順位から含めて、必ずしも100%いいということにはならない部分もあるかもしれませんけれども、そこはぜひ御理解いただいて、自分が質問したら全部が通るとのこととか、全部が設置するということでないということでもありますので、設置する上には、最後にしますけれども、地域の理解と関係者、そしてその効果など含めて、最大の効果が出て、最大の理解をいただける場所に設置するというのが1番でないでしょうかということ最初に申し上げておりますので、提案させていただいたことをむげにすることは一切ありません。きちっと協議させていただきますから、検討させていただきますから、その辺では忘れないでいただきたい。以上であります。

○4番（石山憲司） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 4時02分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しをいただいたので、2問について一般質問を行います。

1問目ですが、収束の見えないコロナ感染症、さらなる独自対策をということで伺います。

なかなか収束しないコロナ感染症ですが、町民の皆さんの暮らしは、さまざまな分野で影響を受けていると思います。国や道の諸対策に加え、本町の現状を踏まえたさらなる町としての独自対策、追加対策をとる必要があるのではと考えますが、見解を伺います。

全国的にはコロナの影響で、閉店した飲食業などの事業者の報道がされています。国

の支援策が十分とは言えないことの現状ではないかと考えます。本町においてはいち早く独自の緊急支援事業を実施、町内事業者に20万円、飲食業などは最大100万円の補助などを行ないました。

私は、これはいち早く十勝として取り組んだ事例としては、牽引者的な役割を果たしているのかなというふうに思っております。しかし、長引くコロナ感染症で、営業状況が回復しないとの声も聞いています。

建設業関係業者にも伺ったところ、町も行なっていますけれども、各種イベントの中止などで、例えば足場や会場作りの仕事などが中止になっているということで、そういう影響も受けていますという話を聞いております。恐らく多くの業者が、なかなか平年の業績には回復していない状況だと思います。また、国に対しては、今後も支援策を講じるよう求めていく必要があるというふうに考えております。

全道の市町村の首長の見解などをちょっとネットで調べました。いろいろな首長が不十分な金額だ、国の支援が不十分だという趣旨の話をされております。そういう意味では国に対して、先ほど言ったように今後も町村としても、支援策を講じるよう求めていく必要があるというふうに考えているところです。

そこで①ですが、町としてさらなる追加の独自支援策を行なうべきというふうに考えますが、見解を伺います。

当然、町内の状況、事業者の状況をつかむなどそういう必要はあるのですが、先ほど申し上げたように長引くコロナの影響というのは、まだ収まっていないというふうに私は見ておりますが、この点についての見解を伺います。

二つ目ですが、独自支援財源の考え方ですが、今年は各種イベントなどが中止によって、その予算の活用というのが一つ考えられないだろうかというふうに思います。本来こういうことに使うというふうに積み上げた予算ですから、安易にこういうことに流用するというにはならないかもしれませんが、こういう緊急事態の中でそういうことも含めて考えられないかどうか、見解を伺いたいと思います。

三つ目ですが、テレワークやネット会議などの報道がされていますが、今後の町の諸事業や会議、研修会での活用を図るべきではというふうに考えます。もちろんテレワークやネット会議、それぞれのインターネット環境などが整っていないと、なかなかできないことですし、一町村の中でということはなかなか難しいかというふうに思います。可能な範囲でということとか、条件に応じてということだというふうに思います。そういった中で、会議とか研修会などを進めてはどうかというふうに思っています。

また、町村でテレワーク・ネットということだけでなく、ビニールのつい立てなど、よくテレビで最近見かけますけれども、あのような形での会議などを開催し、再開し、復活していくべきだというふうに思いますけれども、この点についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員の収束の見えないコロナ感染症、さらなる独自対策の御質問の答弁をさせていただきます。

まず、1問目の町として、さらなる追加の独自支援策を行なうべきとの御質問ですが、議員の御質問の趣旨のとおり、新型コロナウイルスの感染者数は連日報道され、収束までの道筋が見えず、不要不急の外出を控える傾向、また、大人だけでなく子どもたちまでもがレジャーやレクリエーションを楽しむ心の余裕も奪われ、心理的にも現実の生活面においても不安や不便を強いられている状況にあります。

今さら言うまでもありませんが、大変残念なことです。これまでの通常どおりの暮らしが戻らない限り、経済的な影響を消し去ることができないのが実態となっています。

御質問の町の独自支援策であります。この間、新型コロナウイルス感染症の影響で中小事業所が減ることのないように、地域経済の持続化を図るために緊急支援事業、さらに休業協力、感染リスクの低減支援金、いきいき商品券販売事業、プレミアム率50%にしました。もう一つは、地元産材の活用支援事業ということで、特産品を35%の割引で提供させていただくなどの四つの支援策を講じてきました。予算総額で7,187万円の対策を行ってきたところでありますが、しかしながら今、御質問ありますように、最初に申しあげました日常生活が戻らない限り、経済的影響は出続けることになりまして、根本的な対策、解決には至らないことから、地方創生臨時交付金の第2次配分額を財源して活用して、切れ目のない各種対策を講じることにより、中小企業者の不安解消に資するよう努力をしてまいりたいと思います。

その具体的な内容につきましては、現在、商工会とも事務レベルで協議を進めさせていただきながら、内閣府から内示を受けました後、速やかに予算化を図りながら、地域経済の持続化支援事業として、引き続き独自の支援策を講じてまいりたいと思っています。

次、2点目であります。

独自支援財源の考え方ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、各種イベントが中止となっておりますが、このことに伴う予算の調整、御質問にありますように予定したものが使えなくなったから予算が余るだろうと。間違いなくそのとおりではありますが、私どもも職員一同このことも十分に協議するのですが、残念ながら例えばイベントが多いですね、きらめきを含めて大きな。何かほかのことに使えないかと、活用できないかといったら、残念ながら人の集まるものはなかなかできないというのが現状でありまして、予算の言ってみれば有効活用というのはなかなか見出せないですね。

それでこの後いろいろ秋口に含めて、このそれぞれ業界も含めていろいろな検討をしながら、やれることをぜひやろうというようなことの提案させていただきながら、具体的には商工業者も含めて、中心になっていろいろな企画をしていただけないかとい

うようなことも投げかけて、少しでも活性化というか、元気に通常の生活に近づけるようなそんな対策ができないかということで、今、検討をしているところであります。

次に、3点目です。

テレワーク・ネット会議の今後の町との諸事業や会議、研修会での活用の御質問であります。新型コロナウイルス感染症の予防策として、3密防止が言われまして、密集、密接を回避しながら、感染防止の上でリモートなどによる事業の実施、会議研修会を開催することは有効な手段であります。

既に総合ケアセンター、教育委員会社会教育課の職員などがインターネット動画を活用した健康維持、体力増進に資する事業を展開しているところでありまして、今後においてもこうした伝達手段の趣旨に沿うものにあつて、事業や研修会として趣向を凝らしながら対応していきたいと思っています。

ただ、動画の配信につきましては、送り手からの一方的な配信となりますから、これらも会議や研修会の内容によっては、双方向による通信が必要となりますので、現在、その環境整備を図るため、地方創生臨時交付金を活用して必要な資機材の調達を検討中であります。

現行の中でも、私も全国的に生涯学習協議会の理事会をリモートでやりました。双方で意見、お互いの意見交換できるものになりましたから、こういうことも何回目かの実証でありましたけれども、有効に逆に九州、本州まで出かけなくても北海道と交流ができるということ含めて、改めて十分に活用していく必要があるなというふうに思っています。

行政が主体となる会議だとか研修会の資機材に関してですが、全ての役場の関連施設の部署などから、双方向の通信情報行なうことはインターネット環境におけるセキュリティ対策の管理が制限されるということでありまして、役場で全部できないかということでこの施設ですね、検討したのですが、役場庁舎でいうと、2階・3階の会議室、議会の横にある大きな、大きいというか会議室で、この辺は十分にできるということでもありますので、庁舎内はこの2カ所でそれぞれ実施するというようにしてありますし、また、町民の皆様の利活用を対象とする部分につきましては、中央公民館、ここにフリーWi-Fiのための機器を導入して、インターネット回線を利用したオンライン会議をはじめ、研修会や講習会の講師が遠隔にいても公民館で3密を回避しながら、リモートの受講ができる環境をしっかりとこの模索をしていって、環境が整うその取組をしていきたいなというふうに思っています。

今後におきましても通信環境整備とは別に、リモートでの会議や研修会の開催に当たり、どのような範囲まで有効的に利活用できるのか、先行事例を参考にしながら町民の方々や事業者に向けた普及また周知方法につきまして、同時に検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ①と②ちょっと関連があるので、同じような意味で申し上げたいのですが、先ほど申し上げたとおり、本町が取り組んだ緊急の独自対策ですね、20万円、100万円というやつは非常に十勝の中では早い段階でやって、それを見ながら各町村の知り合いの議員などにも伺うと、非常にそれが参考になったという話を聞いております。

それで、あれは町のお金でふるさと納税の創生基金ですか、ふるさと創生基金の6,000万円のうち4,000万円何がしを活用したという中身だったのですが、国の緊急対策に併せて、これから町としての独自対策も考えていくということには全く異論はありませんが、②と関係しているのは、予算の使い方は難しいのだけれどもという前置きがあったと思いますが、このイベント等に一定予算されていたものを商工業者、あるいは先ほど来申し上げているように、私たちのまだ目に見えない部分で影響を受けている方がいらっしゃるように私は感じたのです。

先ほど申し上げた建設の関係も、私はつい最近までちょっとそれどうなのかなと思っていたのですが、言われてみればそのとおりでなというような影響受けていますよね。そういうことでは、少なくとも今年使わない予算の全部とはもちろん申し上げませんが、活用しての同じようにやっていた緊急対策をさらに上乘せするとか、範囲を広げるとかということも含めて、活用の仕方というのは一つあるのではないかな。

今、国がいろいろ予算を立ててくると、それから議員のほうにも提案してはという話も来ていますけれども、いずれにしてもその体制を待つということも必要なことだと思いますけれども、今、ある独自対策をさらに継続、あるいは再度行なうということも限られた予算の中ではありますが、有効な手段としてできるのではないかなというふうに思うものですから、その点について再度伺います。

それから、三番目ですが、役場関係者の会議とか研修会は、先ほど町長おっしゃったような機能的な方法、あるいはインターネット活用ということが、割と容易にできる環境も整っているということは理解しております。

問題はの間、一般の町民の方が参加していただいていたいろいろな諸会議ありますよね、町でもいっぱい会議持っていると思います。それがなかなかの間、開かれないうでいたというふうに聞いておりますけれども、最近になってちょっと距離を取りながら会議を行なっているというところもあるようですけれども、いずれにしてもテレワークやネット会議ができないとすれば、先ほどちょっと申し上げたとおり、よくテレビで見る横にビニールのつい立てとか、前につい立てがあったりとかいろいろあるようですが、可能な限り一般町民の方も参加できる会議を復活していかないと、来年度以降の町の諸事業の推進に影響出てくるのではないかなというふうに思っているものですから、テレワークやネットという技術だけのみならず、そういう物理的な方法も含めて検討し、そんなにお金のかかることではないように私は思うのですけれども、一定の

予算措置もしながら、一般的な町民の皆さんが参加する会議を少しずつ復活していくと、そういうことが必要ではないかなというふうに考えるものですから、③についてはそのような意味で伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） コロナ禍で執行できない予算の使い道などは、12月に、先ほど言いましたけれども、総務課長のほうから活用含めて、可能なのかどうかも含めて、答弁をさせていただきたいと思いますが、あと、2問目の町民に必要な会議というのは、まさに私どもそのとおりで思っていますので、できる限り早く通常の今までの暮らしに戻れるような方法を何とかとれないかということで考えて、内部でも協議をさせていただいています。

今、言われるように、阿保議員のおっしゃるように必要な予防対策をしっかりととりながら、その中でも可能な限りみんなが、顔も見ながら、声も聞きながらきちっと会議ができるということがやはり一番私は望ましいというふうに思っていますので、御質問のようにいろいろなことが遅れになってしまって、しまいには書面だけといいながらもそこに議論として十分に参加できないとか、その説明も十分にお互いに聞けないということに、長く続くと会議そのものが、また集まりそのものが本当に必要なのかというようなことにもなりかねないところでありますから、必要なまちづくりの大事な大事な諸会議ですから、そこは本当に御質問のように早く少しでも多くの会議ができるように、これは進めていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうからは、独自支援策財源の関係でございますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、各団体の補助金等でイベントの中止などの関係ですね、そういったものは12月議会、12月の補正までには、一定程度整理をしていきたいなというふうに考えております。

ただ、今後、どのように活用していくかというのも含めて、各団体ですとか、あるいはそういった関係機関、関係者との協議も必要になってくるとは思いますけれども、そこをめぐって調整を図っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ①、②に関してですが、私も何件かの業者くらいしかお話を伺っていないもので、本町の現状での状況・影響、コロナの影響を受けている業者の状況というのは全部もちろんつかんでいるわけではありませんが、一般論とか、あと全道のいろいろなデータとか、ネットで出ているようなことを見た限りでは、もちろん影響を受けているということですし、東京なんかではきのうの新聞ですか、200を超える飲食業が廃業したというような記事も出ているようですけども、いずれにしても町と

して、今、本別町にいる業者、商工業者を含めた業者の皆さんの現状、困っていることはどうなか。これは多分、業者に限らず一般町民の方も現状で困っていることはあるかというふうに想像するわけですが、その辺についても町の個人的にどうですかと聞いても、なかなか答えてもらえないし、なかなか聞く勇気もないのですが、町として政策のために一つその辺をお知らせ願いたいといえば、皆さん現状についていろいろ言いたいことあるのではないなかというふうに思いますので、そういう調査も併せて12月に一定の方向を出すということであれば、12月に向けてそういうことも担当する部署を中心に、本別町の業者、あるいは生活者の現状把握というのを必要ではないかな、その中で独自対策として打てる部分、それから新たに来る国の対策を活用して打てる部分、いろいろ出てくると思います。現状の分析把握ということが必要ではないかと思えますけれども、その点について伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 阿保議員御質問のとおりだというふうに思いますし、当初、コロナ始まったとき中小飲食業中心でしたけれども、飲食業の人は本当に本町よく頑張っていて、テイクアウトからいろいろな独自イベントも仕掛けながら、お互いに盛り上げて頑張っていていますから、その中で新しい食を提供するところが3軒もできて、非常に元気よくやってもらっているのですが、それらも含めてですけれども、そのほかに今御質問にありますように、ここがと思うようなところ。要するに私も余り気がつかないようなところも、非常に多くなって気になっているのは、それは運輸だとか建設関係、建築のほうは本当に頑張っていて、すごい多忙を極めているのですけれども、人がいないというせいもあるかもしれませんが、すごく頑張っているのですが。

意外にこういうところまで影響があるのかなというのは、企業のセーフティネットというのが出てくるのです。そういう申込みがね。それを見ると、対前年比何割減なんということすぐ出てくるものですから、本当にすごい影響が出てきているなという感じがするのですが、しからばそこら辺も全部独自対策でできるかという、なかなかそうもいかないところありますが、商工会と協議するというのは、商工会にそういう情報も含めて、商工会議ですから、そういうところ含めて情報収集するということについては、うちの担当のほう頑張っていてやっていますので、そこら辺でちょっとお話いただきますが、あと、それぞれ町内でいう中小、大手も含めてそこら辺の把握は私どももしっかりしながら、それは国の施策としてやっておくこと、また、そこに働いている人たちの部分については、町でもできるようなところはしっかり町でして、子どもたちも含めてあるのかなというふうに思っておりますので、その辺はこれから第3次に向けて、また、年末に向けてその辺の対策をしっかりとれるように、全力を尽くしていきたいなというふうに思っておりますので、また、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 阿保議員の御質問でございますけれども、この間、商工会、事務局といろいろと協議させていただいて、それはずっと継続してきておりますけれども、経営指導員等も交えながらのいろいろな協議をする中で、今、阿保議員おっしゃられたとおり、その実態把握につきましては、どういう方法が事業者にも余り負担かけない方法も考えながら、また、よりそういった部分をつかむための方策について、また、検討してまいりたいというふうに思っております。

現段階で私ども大ざっぱなつかみ方ということであれば、やはり大分飲食店におきましても1次会と言われる部分については、少しずつお客さんが小グループでお出かけになられるだとか、そういった部分については徐々にということは伺っておりますけれども、やはり2次会以降のその後の時間の部分については、なかなかまだお客さんが戻ってきていないということは言われておりまして、これは本当に首都圏や何かでも報道がされているとおりのかなというふうには思いますが、そういった部分の対策というところが、今、求められているのかなというふうには認識しているところでございます。

いずれにいたしましても先ほど言いました、また、その状況把握をどうするかというところは商工会とも協議させていただきながら、方向について考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは2問目にまいります。

鳥獣害対策の推進、充実をということで伺います。

地域おこし協力隊員として、本年1月より新たに有害鳥獣駆除専門員の方を配置しました。実績が上がっているというふうに聞いておりますが、その活動がよりしやすい環境整備等について見解を伺います。

私も以前、一般質問でも取り上げております。ほかの議員も何人か取り上げております。特に、鹿害対策として、専門の方を町職員として雇ってはどうかという話をかなり前にしました。それが形は変えたのですけれども、有害鳥獣駆除専門員ということで、地域おこし協力隊の方がその任についていただいたということは、あのときの議論はいろいろな関係で難しかったという答弁ですね。詳しくは申し上げませんが、という中で今一步実現したということが、非常に有意義なことだなというふうに思います。

小麦の収穫の時に個人的に話す機会あったのですが、非常に若い方だし、有害駆除の専門員の活動がよりしやすくなるような環境を、特別扱いという意味ではないですよ。特別扱いという意味ではないのですけれども、環境づくりを町としてもぜひ整えるべきだというふうに私は考えているところです。

そこで①ですが、鹿の駆除が主ですから、主に農村や山林地帯の活動だというふうに

思います。私が見た感じでは、多分四輪駆動だと思いますが、バンタイプの車だというふうに認識していますけれども、そのほうが鹿が警戒しないのではないかという話も一部にあるようですが、ちょっともう少し駆動力のあるものがないのではないかなと、私は思うのですが、その辺の考え方についてまず伺います。

二つ目ですが、町境界の付近、隣まちとの境界の付近での活動も当然考えられるということで、そういうことも想定して隣まち、他町との連携、連絡等を今も取っているは思うのですが、さらに専門の駆除の方ができたということでは、さらにその辺をしっかりと取っておかないとだめなのではないかなというふうに思いますが、現状と今後の対応について伺いたいと思います。

本別の鹿、隣まちの鹿ではないですから、その連絡体系というか、お互いの理解というのは非常に必要かなという思いから伺います。

三つ目ですが、町広報で今回紹介されていましたよね、駆除員のことをね。それで、それを見て町猟友会の一斉駆除にも参加されているということですが、まさにこの部分が非常に本町においては、重要な部分だろうなというふうに私は思っていました。そういう面で猟友会との連携協力の強化をさらに図っていくべきだというふうに考えております。今後の対応について、具体的なものがあれば伺いたいというふうに思います。

四つ目ですが、これも町広報に紹介記事の中で入っていましたが、鹿を資源として有効活用にも取り組んでいきたいということです。今やはりのジビエということだというふうに思うのですが、それを対応するとなると、施設的なものの整備とか、やっぱり肉ですから、特に肉とか牛乳というのは法令的に厳しいようなのですが、法令等への対応というものが必要になるというふうに思います。その辺の準備とか考え方について伺いたいというふうに思います。

以上、4点お願いします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員の2問目、鳥獣害対策の推進、充実をの質問の答弁をさせていただきます。

平成28年の第2回定例会で、有害鳥獣の捕獲員について御質問いただきました。令和2年1月14日、今年の14日から地域おこし協力隊、有害鳥獣捕獲の推進員として採用させていただきました。活動内容といたしまして、農業被害防止のためのエゾシカ、キツネ、カラスなど有害鳥獣の捕獲、わななどでの効率的な捕獲方法の調査研究及び普及活動であります。また、自らの事業化に向けて捕獲した鳥獣の有効活用の研究開発などが活動の内容となっております。

質問の1点目ではありますが、専用車両の対応ではありますが、四輪駆動の軽トラックで、わなの運搬や、わなの見回りなどを行なっています。軽トラックかということでもありますけれども、これは細かい道路も四輪駆動で入っていけて、非常に機動力があると

ということで、この軽トラックの四輪駆動ということで、選定をさせていただいているところでもあります。

2点目の他町との連携であります。現状としては町境、越境に関する協定書を池田町と結んでいますけれども、隣の足寄町、土幌町、浦幌町、隣接するところについては、ここは残念ながら国有林が近い、また高速道路があるなど含めて、銃器が使えない地区となっておりますので、ここはあえて協定は結んでいないということでもあります。

3点目の猟友会との連携協力であります。協力隊員につきましては、初めて来た年でもありますので、土地勘もまだそれほどなく、また、銃器の取扱いについても日が浅いために、猟友会本別支部の皆様にご指導・御協力をいただいているところであります。また、協力隊員自身も猟友会の一員として一斉駆除などの活動を行なっています。今年1月に来て今までの間、地元猟友会の皆さん方に非常に溶け込んでいて、またそれぞれ何というのですか、よく声かけをいただきながら、本当に猟友会の一員としてしっかりまたその位置を、確かにこの存在感も含めて頑張らせていただいているということに、私どもも安堵しているところであります。

4点目であります。資源の有効活用、これも当然のように捕ればジビエ、地元の資源ということで、そういう夢も希望も持って捕獲に当たっているわけですが、これは残念ながらいろいろな制度もありますけれども、例えば鹿1頭撃つても、それはその場で即必要な解体処理ということになると、移動する、そういう解体する車だとか、また、それを本格的に処理をする施設などが必要になってくるということでもあります。これらが効率的な捕獲に向けて、また1年目の活動でありますけれども、今後に向けて他町などの取組を参考にしながら、協力隊員が今後自ら目指すそれらの方向に向けて、よりよい形で進められることを支援してまいりたいというふうに考えています。

1人ではできないことではありますが、協力隊員を中心にしながら、また、地元の猟友会を中心にしながら、協力していただける方をしっかりと募りながら、特に志を持った猟友会の隊員の方もおりますので、それらも含めて将来的に、近い将来にこのことが実現できるように私どももしっかり応援しながら、そのことが大きな鳥獣害防止への貢献にもなるというふうに思っておりますので、しっかりこの対策を講じられるように支援をしていきたいなと思っております。

以上申し上げて、答弁とします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 誰もができないような仕事を担っていただくということで、非常に活動しやすい環境を整えていきたいという気持ちで質問をしているところですが、先ほどのジビエの関係で言えば、これは野生動物の肉ということで、扱いは多分いろいろな意味で分けていかなければいけない、分別していかなければならない。簡単に言うと、ゲンキッチンは恐らく使えないだろうなというふうに思っているところですが、加工も含めて今後考えていきたいということであれば、④で申し上げ

ているのは、それに対応したようなことを具体的に考えていかなければならないだろうというふうに思うものですから、この方が何年いていただけるかちょっと分からないのですけれども、いていただける間に何とかそれを形あるものにすべきだというふうに思うもので、4番を伺っているわけで、再度その部分も伺いたいと思います。

それから、私が聞いた範囲では、非常に成果が上がっているということで、なかなか多忙を極めているのではないかなと想像しているところですが、その辺の勤務状況とか、簡単に言うと手が回る状況なのかどうなのか、その辺も含めて何か先ほど町長もちらっと自治会の協力等あったようですが、何かの具体的な支援策というものは必要なのかどうなのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ジビエ、先ほども言いましたけれども、施設がしっかりしなければなりませんから、施設を作らなければなりません。以前、ちょっと話されるかもしれませんが、職員やめてジビエをやりたいという職員がいて立ち上げを図ったのですが、やっぱり1人でやるというのはなかなか、無駄だとかいろいろな物理的なことで無理だということであるのですが、それらの志ある人方と共同していけば、かなりなものができるのではないかなというふうに思います。

また、十勝管内も特に豊頃の方面なんていうのは、大きなジビエの処理をしてレストランにまでどんどん卸しているという、大きなジビエ専門にやっている業者の方おられて、また、近く上士幌なんかも昔からやられて、それぞれそういうノウハウを持っている人たくさんいますので、そういう近隣の猟友会やまた加工する人たちの指導をいただきながら、うちの協力隊員も含めてどういうことができるかということももちろん学習をさせていただきながら、支援をしていきたいなというふうに思っておりますから、その後、勤務状況などについては直接上司がおられますので、課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 阿保議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊ですが、職員と同じ8時半から勤務になっております。16時30分までの勤務体制となっております。

町長からの答弁にもございましたけれども、食肉処理を今後ジビエとして行なっていくとしますと、施設に2時間以内で搬入する必要がありますので、狙撃部位や心臓や頭など急所を一発で動物の仕留めるといった技術が伴ってくる部分がございますので、今後、猟友会の皆様と一緒に活動しながら、腕を上げていただくような形で進めていきたいと思っております。

また、繰り返しになりますが、猟友会本別支部の皆さんと農業者の皆さんの情報提供等をいただきながら、今後進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○10番（阿保静夫） 終わります。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 4時54分）

令和2年本別町議会第3回定例会会議録（第3号）

令和2年9月17日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1	議案第 67号	本別町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 2	議案第 68号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 3	議案第 69号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 4	議案第 70号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 5	認定第 1号	令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 2号	令和元年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 3号	令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○会議に付した事件

日程第 1	議案第 67号	本別町手数料徴収条例の一部改正について
日程第 2	議案第 68号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 3	議案第 69号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 4	議案第 70号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 5	認定第 1号	令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 2号	令和元年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 3号	令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸	
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	飯山明美	
住民課長	久司広志	子ども未来課長	大橋堅次	
建設水道課長	坪忠男	企画振興課長	高橋哲也	
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	藤野和幸	
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司	
建設水道課主幹	宮崎恒一	建設水道課長補佐	小出勝栄	
総務課主査	石川雅康	教育長	佐々木基裕	
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	高橋優	
農委事務局長	倉崎景一	代表監査委員	畑山一洋	
選管事務局長	村本信幸			

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

なお、マスクの着用につきましては、発言する際には外しても構いませんのでお知らせします。

◎日程第1 議案第67号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第67号本別町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第67号本別町手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の手数料徴収条例の一部改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号、マイナンバーの通知カードが廃止され、再交付を行なわなくなったことに伴い提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

本別町手数料徴収条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中、27の1、個人番号の通知カード再交付手数料1枚500円。

27の2、個人番号カード再発行手数料1枚800円を27、個人番号カード再発行手数料1枚800円に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上をもちまして、議案第67号本別町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号本別町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号本別町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第68号

○議長(高橋利勝) 日程第2 議案第68号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第68号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤消防団員に係る損害補償等及び非常勤職員に係る公務災害補償等を共同処理する団体が、事務毎に異なる複合的一部事務組合であります。加入団体が解散し、脱退することに伴い、北海道市町村総合事務組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

変更内容の1点目として、組合規約別表第1、組合を組織する地方公共団体から札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合を削除するものであります。

2点目として、別表第2、共同処理する事務と団体から当該3組合を削除するものであります。

これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約(平成31年2月22日市町村第1877号指令)の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局(12)の項中「(12)」を「(11)」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局(16)の項中「(16)」を「(15)」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局(32)の項中「(32)」を「(31)」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上、議案第68号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第69号

○議長（高橋利勝） 日程第3 議案第69号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第69号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合は、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するものでありますが、加入団体が解散し、脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

変更内容は、組合理約別表（2）一部事務組合及び広域連合から山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合を削除するものです。

これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合同約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第69号北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についての、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号北海道市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第70号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第70号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第70号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するものでありますが、加入する団体が解散し、脱退することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更の必要が生じてまいりま

した。

変更内容は、組合規約別表1、組合町村等から山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合及び札幌広域圏組合を削除するものであります。

これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附則。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第70号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 認定第1号

○議長（高橋利勝） 日程第5 認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算書をごらんください。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入の決算状況であります。歳入合計は、予算現額75億1,672万2,000円。収入済額、決算額ですが74億9,548万6,292円。不納欠損額139万3,806円。収入未済額3,168万5,772円であります。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出の決算状況であります。歳出合計は予算現額75億1,672万2,000円。支出済額、決算額であります。73億6,579万9,840円。翌年度繰越額1,254万2,000円。不用額1億3,838万160円あります。歳入歳出差引残額は1億2,968万6,452円となっております。決算額は、前年度と比較すると、歳入7.1%増、歳出が7.4%増の決算となっております。

次に、10ページをお開きください。

実質収支額は、3、歳入歳出差し引き額1億2,968万6,000円から、4、翌年度へ繰越すべき財源37万5,000円を差し引いた1億2,931万1,000円の黒字決算となっております。

ここからは決算資料のほうで説明させていただきます。

別冊の令和元年度本別町各会計決算資料をごらんください。

一般会計の資料は、1ページから59ページまででございます。

まず、決算資料15ページの第1表をごらんください。

普通会計決算収支の状況であります。表頭の中ほど、実質収支（e）欄の一番下、令和元年度合計欄をごらんください。歳入歳出差引額1億2,968万6,000円から翌年度へ繰越すべき財源37万5,000円を差し引いた実質収支は1億2,931万1,000円の黒字を保っております。

本年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は1,058万7,000円の赤字となっております。

一番右側の実質単年度収支をごらんください。

これは単年度収支に財政調整基金への積立金及び地方債の繰上償還金を黒字とみなし、財政調整基金取り崩し額を赤字と見なして調整した額であります。4億6,289万6,000円の赤字となっております。

次に、16ページの第2表をごらんください。

歳入決算額の状況であります。表の右端、令和元年度の欄をごらんください。

それでは、一番上の町税の状況であります。総額で9億7,778万円の決算額となり、

前年度と比較すると2,622万円、2.8%の増となりました。

税別の内訳ですが、23ページの第4表をごらんください。

一番上の区分欄中ほど、収入済額の合計（g）欄がございますが、上から3行目、(1)の市町村民税は4億5,655万4,000円で対前年0.1%の減となっております。

主な内容としましては、②の個人所得割が589万3,000円、1.6%の減、④の法人税割が587万3,000円、12.0%の増となっております。

(2)固定資産税ですが、下の行にあります①純固定資産税は4億3,426万1,000円で、対前年2,603万7,000円、6.4%の増となり、内容としましては、土地が1.0%の減、家屋が5.8%の増、償却資産が9.6%の増となりました。

なお、(1)市町村民税と(2)の①純固定資産税の2税で町税総額の91.1%を占めております。

それでは16ページの第2表にお戻りください。

上から11行目にあります地方交付税につきましては28億4,884万5,000円で、前年度と比較すると780万5,000円、0.3%の減となりました。

地方交付税の内訳は、普通交付税が25億6,190万2,000円で、対前年1,918万円、0.8%の増、特別交付税は2億8,694万3,000円で、対前年2,698万5,000円、8.6%の減となりました。

普通交付税については、基準財政収入額は町民税所得割及び固定資産税償却資産が増となったものの、自動車取得税交付金の減等の影響により865万7,000円、0.9%の増と伸び率が小さかったことに加え、基準財政需要額がトップランナー方式導入による単位費用の減はあったものの、公債費の増、臨時財政対策債振替相当額の大幅な減少などにより3,097万3,000円、0.9%の増となったことが要因であります。

次に、1行飛びまして、分担金及び負担金ですが1,531万8,000円で、対前年1,101万8,000円、41.8%の減となっております。これは、畜産担い手総合整備事業受益者分担金、養護老人ホーム措置費の減が主な要因であります。

1行飛びまして、国庫支出金は6億1,471万7,000円で、対前年5,162万4,000円、7.7%の減となりましたが、これは、子どものための教育、保育給付費負担金、社会資本整備総合交付金の道路事業等が増加したものの、公営住宅整備事業、地方創生拠点整備交付金等が減少したことによるものであります。

その下の道支出金ですが3億9,397万2,000円で、対前年98万2,000円、0.2%の減となりましたが、これは、農地耕作条件改善事業補助金、参議院議員通常選挙委託金が増加したものの、畑作構造転換事業費補助金等が減少したことによるものであります。

その下の財産収入でございますが4,054万7,000円で、対前年1,333万6,000円、24.7%の減となりましたが、これは、保育間伐生産材売払い収入の減によるものであります。

その下の寄付金は1億1,475万8,000円で、対前年4,593万1,000円、66.7%の増となりましたが、これは、個性あるふるさとづくり基金寄付金、ふるさと納税が4,683万1,000円の増となったことによるものであります。

その下の繰入金であります、一般会計における繰入金の決算額は8億9,141万6,000円で、対前年4億2,964万3,000円、93.0%の増となっております。

繰入金の主なものは、財政調整基金7億円、減債基金7,000万円ですが、財政調整基金は、当初、歳入の確保の見通しがつかなかったことにより4億円の取り崩しを予定しておりましたが、町国民健康保険病院の経営改善に向けて、資金不足の解消を図るため3億円の取り崩しを追加しております。

最終的には2億4,769万1,000円の積み戻しをいたしました、4億5,230万9,000円の減額となっております。

2行飛びまして、町債であります、決算額は7億6,653万9,000円で、対前年5,358万2,000円、7.5%の増となりました。

これは、普通交付税から振り替えられた臨時財政対策債、除雪専用車購入が減となったものの、スクールバス購入及び水槽付消防ポンプ自動車購入、緊急防災、減債事業債が増となったことが主な要因となっております。

町債の構成比は10.2%で昨年度と同率となっております。

なお、説明いたしました内容につきましては、決算資料の5ページ以降に記載されております。

次に、歳出の決算状況であります、24ページ、第5表をごらんください。

行政目的別に分類した歳出決算状況であります、表の右側、令和元年度の欄をごらんください。

増減率で見ますと、総務費が防災行政無線更新事業、デジタル化及び財政調整基金、個性あるふるさとづくり基金積立金の増等により39.2%の増、衛生費が国保病院への救急医療確保経費負担金、不採算地区病院運営経費負担金の増等により24.7%増となり、商工費が企業誘致奨励事業補助金、観光協会補助金の減により14.4%の減、災害復旧費が北海道災害復旧促進協会負担金の減により79.6%の減となっております。

次に、25ページの第6表をごらんください。

これは、各年度の歳出決算額を、経済的な性質により分類したものであります、表の右端、令和元年度の欄をごらんください。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費の決算額は、上の行から人件費が12億6,192万2,000円、5行目にあります扶助費が5億511万3,000円、3行下の公債費が6億6,239万6,000円となり、合計は24億2,943万1,000円で前年度に比較し8,577万8,000円、3.7%の増となっております、構成比では33.0%、1.2ポイントの減となっております。

うち、人件費は、対前年7,999万円の増となり、構成比では17.1%と前年度より

0. 1ポイントの減となっております。

5行目にあります扶助費は、介護給付、訓練等給付のサービス利用者の増、幼児教育、保育無償化に伴う施設型給付費の増等により、対前年1,218万6,000円、2.5%の増となっております。

3行下の公債費は、対前年639万8,000円、1.0%の減となりましたが、これは、臨時財政対策債が増となったものの、学校教育施設等整備事業債、辺地対策事業債の元利償還が減となったことが主な要因であります。

次に、下から5行目にあります投資的経費の決算額は11億7,400万7,000円で、対前年5,798万1,000円、5.2%の増となっておりますが、構成比では0.4ポイントの減となっております。主な要因は、栄町団地公営住宅建替事業等が減となっておりますが、水槽付消防ポンプ自動車及びスクールバスの購入、防災行政無線更新事業、デジタル化の増などによるものであります。

投資的経費の内訳は、32ページから37ページの第14表に、町道の改良舗装の状況は38ページの第15表に添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、今後の財政運営の指標となります経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明させていただきます。

まず、26ページの第7表をごらんください。

経常収支決算額の推移であります。歳入では、町税以下、経常収入である一般財源の額を、歳出では、人件費以下、経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性があるかどうかの指標となりますが、表の右側、令和元年度の欄、下から2行目の歳出合計36億866万5,000円を、中ほどにあります歳入合計39億8,922万6,000円で除した率が一番下の欄の90.5%となっておりますが、前年度より4.5ポイント上昇しており、依然として財政構造は硬直化した状況が続いております。

次に、飛びまして46ページの第20表をごらんください。

町債現在高の状況であります。令和元年度末における地方債の現在高は、右から4列目、差引現在高E欄の一番下、合計の欄になりますが73億1,842万3,000円となっております。

左端の30年度末現在高A欄と比較いたしますと1億4,017万円、2.0%の増となります。

これは、借入額が臨時財政対策債で減となったものの、一般単独事業債、緊急防災、減災事業債等の借入額の増により、元利償還金を発行額が上回ったことが要因であります。

次に、48ページの第22表をお開きください。

この表は、令和元年度までに借入した町債の令和2年度以降の年度別償還見込額を推計

したものであります。

なお、この表は令和2年度以降の借入を加味しておりませんので、あくまでも目安として作成したものであります。

次に、49ページの第23表をごらんください。

町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。中段にございます財政構造の弾力性を判断する指標の公債費比率であります。令和元年度は4.8%となり、前年度を0.4ポイント下回っております。

その下の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標であります起債制限比率は、3カ年平均で3.4%となり、前年度を1.0ポイント上回っております。

次に、50ページの第24表をごらんください。

債務負担行為比率は、債務負担行為額の標準財政規模に占める割合であります。表の令和元年度の欄、下から2行目にありますとおり3.1%となっており、住民情報システム導入事業、ごみ収集運搬業務委託料等の増加により一般財源が増加し、前年度を1.6ポイント上回りました。

なお、年度別の内訳は次ページ以降に掲載をしております。

次に、54ページの第26表をごらんください。

積立金の状況であります。表の下から2段目の合計欄をごらんください。

令和元年度末における土地開発基金を含めた基金積立金の現在高であります。表の右端、決算年度末現在高の欄、合計額29億4,721万2,000円で、前年度末現在高と比較すると、4億8,269万6,000円、14.1%の減となっております。

令和元年度は、基金から8億8,629万円を取り崩しており、財政調整基金を中心に4億359万4,000円を積み戻しております。新規積立額は、財政調整基金2億4,769万1,000円、減債基金2,336万6,000円、農業振興基金2,200万7,000円、個性あるふるさとづくり基金1億424万2,000円となっております。この結果、取り崩し額全額を積み戻すことができませんでした。

なお、説明いたしました内容につきましては、決算資料の8ページ以降に記載されております。

次の55ページ、第27表をごらんください。

健全化判断比率の状況であります。

次の56ページ、第28表は連結実質赤字比率等の算出表、次の57ページ、第29表は実質公債費比率の算出表、次の58ページ、第30表は将来負担比率の算出表となっております。各指標の算定結果につきましては、8日に報告第16号で報告しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

令和元年度の一般会計決算の特徴は、歳入では、町税が前年度と比較して2.8%増、地方消費税交付金が5.4%減となりましたが、地方交付税については、普通交付税は0.8%の増、特別交付税が8.6%の減となったことから、臨時財政対策債を含めた総額に

についても、対前年度比1.6%の減となっております。

地方交付税の歳入総額に占める割合は38.0%と依然として高い状況が続いておりますが、交付税総額でピーク時の平成12年度43億6,473万9,000円と比較すると、15億1,589万4,000円、34.7%の大幅減少となっており、これは歳入決算額の20.2%に相当する額であり、本町の財政は依然厳しいものとなっております。

先ほど説明いたしました、積立金につきましても平成25年度をピークに減少を続け、財政調整基金はこの4年間で49.7%の減となっております。財政調整基金については、その残高の目安を標準財政規模の15%から20%としておりますが、令和元年度末で20.3%となっております。

このような状況ではありますが、歳出では、経常経費の削減、事業の選択と限られた財源の計画的、重点的配分に努め、引き続き黒字決算で終わることが出来ましたが、依然、財政の硬直化は続いております。

今後の経済情勢も、人口の減少、高齢化の進展、雇用問題などにより依然として厳しい状況が続き、さらに新型コロナウイルス感染症の終息時期が見通せない中、その対策のための財政支出が必要となる一方で、町税収入が落ち込むことが懸念され、また、地方交付税の原資となる国税である法人税、所得税の減収に伴う地方交付税総額の減少など、財政運営は一層厳しい状況となることが予想されております。

これからの財政運営の方針といたしましては、地方財政対策、地方交付税制度の改正など国の動向を注視するとともに、基金依存度の縮小や経常経費の削減など、行政改革の推進により財政運営の安定化を図り、歳入に見合った歳出の原則のもと、地方の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化に取り組む中で、町民生活に密着した事業の確保と、町民が夢と希望の持てる施策の展開を進めつつ、後年度に負担を残す町債の抑制に努め、簡素で効率的な行政組織の実現を図っていくことが必要であると認識しているところであります。

今後とも、議員各位の御助言と御協力をお願い申し上げ、令和元年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

◎日程第6 認定第2号ないし日程第7 認定第3号

○議長（高橋利勝） 次に、日程第6 認定第2号令和元年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第7 認定第3号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

以上、2件について提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 認定第2号令和元年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

はじめに、令和元年度本別町各会計決算資料をごらんください。

60ページをお開きください。

国民健康保険は、これまで市町村を単位とする公的医療保険制度として、国民皆保険を支える重要な役割を果たしてきました。

令和元年度は国民健康保険制度の安定的な運営に向け、北海道が財政運営の責任主体となり、市町村と共に運営を担う新制度2年目となり、北海道と市町村が一体となり、国民健康保険に関する事務を共通認識のもとで進めてきたところでございます。

次に、62ページをお開きください。

(1) 加入世帯数及び被保険者の動向ですけれども、2行目になります。加入世帯数は、令和元年度年間平均1,111世帯で、総世帯の31.5%を占め、前年度対比は62世帯の減となっております。

被保険者数は、年間平均1,991人で、総人口に対し29.7%の加入率で、前年度対比は136人の減となっております。

次に、73ページをお開きください。

(1) 国民健康保険税課税額、収納額、収納率の推移ですけれども、中段からの表の収納額の一番下段、令和元年度の収納額の計は2億7,620万3,000円で、前年度の収納額に対して2,639万6,000円の減額となっております。

収納率では現年度分が97.8%、滞納分が19.4%、合わせて90.1%となっております。

次に、79ページをお開きください。

医療費の状況について、御説明申し上げます。

表の右側表記の一番下段、令和元年度の件数と費用額の合計についてですが、件数が3万3,030件、費用額が8億1,719万4,000円で、右隣の一人当たりの費用額ですけれども41万444円となっております。前年度に対しましての一人当たりの費用額は4万48円の増となっております。

以上が、本別町国民健康保険特別会計決算資料の概要説明であります。

次に、令和元年度本別町特別会計歳入歳出決算書により説明させていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入の決算状況です。一番下段の歳入合計ですが、予算現額11億8,819万3,000円。収入済額11億6,269万8,504円、前年度対比1.7%減。不納欠損額156万5,500円。収入未済額2,883万706円となっております。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出の決算状況です。一番下段の歳出合計ですが、予算現額11億8,819万3,000円。支出済額11億4,300万1,677円、前年度対比ですけれども0.5%減。不用額4,519万1,323円。歳入歳出差引き残額は1,969万6,827円となりました。

続きまして、6ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額は11億6,269万9,000円。歳出総額は1

1億4,300万2,000円。翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は1,969万7,000円となります。

次に、8ページをお開きください。

下段の3、基金の状況です。本別町国民健康保険基金につきましては、前年度末現在高7,553万9,000円。決算年度中増減高2,806万3,000円の増、決算年度末現在高1億360万2,000円となりました。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳入になります。1款国民健康保険税の収入済額は、前年度対比8.7%減の2億7,620万3,134円、歳入に占める割合は23.8%になっております。

不納欠損額は156万5,500円、24人の33件となっております。

一番下段の3款道支出金でございます。

保険給付費と保険者努力支援交付金、特別調整交付金の合計で、前年度に比べ5.9%増の7億3,589万887円となっております。

12ページ、13ページをお開きください。

3段目の5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、低所得者の保険税軽減や保険者支援分の保険基盤安定繰入金分、事務費分、健康管理センター事業費などの合計で、前年度対比12.9%の減。1億905万3,263円となっております。

次の2項1目基金繰入金については、前年度は0円でしたが、575万2,000円となっております。

14ページ、15ページをお開きください。

2段目の6款繰越金は、前年度対比41.4%の減で3,469万301円となっております。

16ページ、17ページをお開きください。

歳出でございます。上段の1款総務費は、事業運営に係る事務的経費であります。

支出済額は、前年対比14.8%増の3,828万4,165円となっております。

次の段の2款保険給付費は、国保連合会に支払う経費で、前年度対比4.6%増の6億8,385万8,547円となっております。

給付費の内訳ですけれども、その下の1項療養諸費ですけれども、4.3%増の6億21万2,668円となっております。

引き続き18ページ、19ページをお開きください。

項の2段目の2項高額療養費ですけれども、1,474件分で前年度に対し7.0%増の7,926万6,215円となっております。

その次の次の4項になります。出産育児諸費、1目出産育児一時金は10件で、前年度対比2.9%増の404万7,774円となっております。

次の5項葬祭費につきましては11件で、前年度対比8.3%減の33万円となっております。

款の一番下段になります。3款国民健康保険事業費納付金は、北海道から示される額に基づき、国民健康保険制度の運営費として北海道に支払う経費であります。前年度対比は2.8%減の3億3,209万3,000円となっております。

20ページ、21ページをお開きください。

款の3段目になります。5款保健事業費は、特定健診などを実施することにより、被保険者の健康の保持増進及び生活の質の向上、医療費の適正化対策などを実施する経費で、前年度に対し4.8%減の4,805万4,738円となっております。

22ページ、23ページをお開きください。

款の2段目になります。

6款基金積立金は、前年度に対し34.7%減の3,381万5,837円となっております。

次の7款でございます。諸支出金は、過年度分国税の税額更正による還付金、病院事業会計への繰出金などの合計で、前年度対比60.7%減の689万5,100円となっております。

以上で、認定第2号令和元年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号になります。令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

はじめに、令和元年度本別町各会計決算資料をごらんください。

80ページをお開きください。

平成20年4月に市町村単位の老人保健制度から都道府県単位の広域連合による後期高齢者医療制度になり12年が経過しました。この間、広域連合は保険料の賦課、医療の給付などの財政運営を担い、市町村は保険料徴収、資格の得喪届出、被保険者証の引渡し、医療費払戻しの申請受付を担うなど、安定的な制度の運営に努めてきました。

令和元年度の加入状況ですけれども、同じページの下段の表をごらんください。

令和元年度の加入者数の年間平均は1,571人で、前年度に対して5人の減となっております。町の人口に対する加入割合は23.4%となっております。

次に、81ページをお開きください。

上段の表、保険料の収納状況になります。左から3番目の一番下の欄、収納額の計は9,571万9,800円で、前年度の収納額に対し949万7,120円の増額となっております。収納率では現年度分が99.2%、滞納繰越金分が17.4%、合わせて99.0%となっております。

以上が、本別町後期高齢者医療特別会計決算資料の概要説明でございます。

次に、令和元年度本別町特別会計歳入歳出決算書により説明させていただきます。

25ページ、26ページをお開きください。

歳入決算の状況です。一番下段の歳入合計ですけれども、予算現額1億3,828万5,0

00円。収入済額1億3,762万4,918円、前年対比5.4%の増。不納欠損額1,200円。収入未済額99万8,500円となっております。

27ページ、28ページをお開きください。

歳出の決算状況です。一番下段の歳出合計ですけれども、予算現額1億3,828万5,000円。支出済額1億3,734万2,933円、前年度対比5.3%増。不用額94万2,067円。歳入歳出差引き額残額は28万1,985円となりました。

続きまして、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額は1億3,762万5,000円。歳出総額は1億3,734万3,000円。翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は28万2,000円となります。

次に、31ページ、32ページをお開きください。

歳入ですけれども、1款後期高齢者医療保険料は、収入済額で前年度対比11.0%の増、9,571万9,800円、歳入に占める割合は69.6%となっております。不納欠損額は1,200円で、1人の1件となっております。次の2款繰入金は、一般会計からの繰入で前年度と比べ5.0%減の4,125万7,874円となっております。

33ページ、34ページをお開きください。

支出ですけれども、上段の1款総務費は、事業運営に係る事務的経費で、支出済額は207万572円となっております。次の2款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰入した保険基盤安定分を広域連合へ納付する経費で、前年度対比5.5%増の1億3,464万7,174円となっており、歳出総額の98.0%を占めております。

以上で、認定第3号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） お諮りします。

認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第3号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、明日18日議事予定の認定第4号から第9号の説明を受けたのち設置する、令和元年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第3号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、明日18日議事予定の認定第4号から認定第9号の説明を受けたのち設置する、令和元年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定いたします。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会いたします。
御苦労さまでした。

散会宣告（午前11時09分）

令和2年本別町議会第3回定例会会議録（第4号）

令和2年9月18日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- | | | |
|--------|--------------|---|
| 日程第 1 | 認定第 4号 | 令和元年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 5号 | 令和元年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 6号 | 令和元年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 7号 | 令和元年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 8号 | 令和元年度本別町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 9号 | 令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について |
| 日程第 7 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件 |
| 日程第 8 | 意見書案
第 4号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 |
| 日程第 9 | 意見書案
第 5号 | 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書 |
| 日程第 10 | 意見書案
第 6号 | 種苗法の改定に関する意見書 |
| 日程第 11 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会) |
| 日程第 12 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書) |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 4号 | 令和元年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 5号 | 令和元年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 6号 | 令和元年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |

日程第 4	認定第 7号	令和元年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 8号	令和元年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第 6	認定第 9号	令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
日程第 7	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第 8	意見書案 第 4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
日程第 9	意見書案 第 5号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
日程第10	意見書案 第 6号	種苗法の改定に関する意見書
日程第11		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
日程第12		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)

○出席議員 (12名)

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副	町	長	大和田 収									
会計	管理者	花房永実	総	務	課	長	村本 信幸								
農	林	課	長	篠原順彦	保	健	福	祉	課	長	飯山 明美				
住	民	課	長	久司広志	子	ど	も	未	来	課	長	大橋 堅次			
建	設	水	道	課	長	坪 忠男	企	画	振	興	課	長	高橋 哲也		
老	人	ホ	ー	ム	所	長	前 佛清治	国	保	病	院	事	務	長	藤野 和幸
総	務	課	主	幹	上 原章司	住	民	課	主	幹	小 坂祐司				

建設水道課主幹 宮崎恒一
総務課主査 石川雅康
教育次長 阿部秀幸
農委事務局長 倉崎景一
選管事務局長 村本信幸

建設水道課長補佐 小出勝栄
教 育 長 佐々木基裕
社会教育課長 高橋優
代表監査委員 畑山一洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 三品正哉

総務担当主査 越後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、決算提案とします。

なお、マスクの着用については、発言する場合は外されても構いませんので、お知らせをしておきます。

◎日程第1 認定第4号

○議長（高橋利勝） 日程第1 認定第4号令和元年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 認定第4号令和元年度 本別町介護保険事業特別会計 歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに各会計決算資料により、決算と介護保険事業の概要につきまして説明させていただきます。

各会計決算資料の82ページをお開きください。

本別町介護保険事業特別会計は、平成12年4月に創設された介護保険制度に基づき、本別町が保険者として実施する介護保険事業に関する収入、支出を会計区分するもので、令和元年度は第7期介護保険事業計画の2年目になります。

中段から決算の概要を記載しておりますが、歳出は、支出済額10億1,542万4,000円で、予算現額10億2,197万9,000円に対しまして99.4%の執行率であり、歳入は、収入済額10億2,757万8,000円で、予算現額10億2,197万9,000円に対しまして100.5%の執行率となっております。

令和元年度の運営状況であります、83ページから説明させていただきます。

一般状況ですが、(1)の介護保険対象人口は、前年度より177人減の6,735人で、(2)の第1号被保険者数は前年度末より46人減の2,850人となっております。

年齢区分ごとの状況は、65歳から74歳の前期高齢者は前年より20人減少。75歳以上の後期高齢者につきましては26人の減少となっております。

(6)の要介護認定者数は497人で、前年度と比較して9人の増となっております。

次に、1ページ飛びまして、85ページをお開きください。

(2)の介護保険料の収納状況につきましては、収納率は97.5%で、滞納繰越分を含めた未収額は104件、493万6,730円。不納欠損額は13万9,800円となっております。

次に、86ページをお開きください。

4、保険給付状況につきましては、一番下の列、給付費合計が8億8,692万1,050円で前年度と比べて3.8%増加しております。

上に戻りまして、居宅サービスの主な内容ですが、訪問介護は18.2%の増、通所リハビリが5.1%の減、短期入所生活介護が14%の増、上から4段目の訪問リハビリが19.2%の増となっているのは、介護老人保健施設からの訪問や住所地特例者の利用が増加していることによるものです。

地域密着型サービスは、小規模多機能型居宅介護が2.5%の増、認知症対応型共同生活介護が1.6%の減、居宅サービスから変更となった地域密着型通所介護が6.8%の減となっており、在宅サービス給付費全体の58%を占めております。

居宅サービスと地域密着型サービスを併せた在宅サービス全体では1.9%の増となっております。

施設サービスは介護療養型医療施設が11.7%減少しているものの、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の給付が増加し全体では5.2%の増となっております。

下段の5、計画と実績ですが、第7期介護保険事業計画の令和元年度における給付見込額9億763万9,085円に対し、実績額は8億8,692万1,050円となり達成度は97.7%となっております。

以上が、令和元年度における介護保険事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、特別会計歳入歳出決算書により御説明いたします。

決算書の36ページ、37ページをお開きください。

歳入決算の状況です。一番下段の歳入合計ですが、予算現額10億2,197万9,000円。収入済額10億2,757万7,883円、前年度対比0.2%の増。不納欠損額26万8,427円。収入未済額479万6,930円となっております。

38ページ、39ページをお開きください。

歳出決算の状況です。一番下段の歳出合計ですが、予算現額10億2,097万9,000円。支出済額10億1,542万4,485円、前年度対比2.8%増。不用額655万4,515円となっております。

歳入歳出差引残額は1,215万3,398円となりました。

続きまして、40ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額は10億2,757万8,000円、歳出総額が10億1,542万4,000円で、歳入歳出差引額が1,215万4,000円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は1,215万4,000円となります。

次に、42ページをお開きください。

基金の状況です。介護保険基金につきましては、前年度末現在高が3,836万3,000円、決算年度中増減高が1,830万3,000円の増、決算年度末現在高は5,666万6,000円となりました。

44ページ、45ページをお開きください。

歳入です。1款1項介護保険料は、前年度比2.4%減の1億9,202万9,450円で、歳入総額に占める割合は18.7%となっております。

2款分担金及び負担金は、地域支援事業に伴う利用者負担金で、通所型介護予防事業、認知症高齢者見守り事業など合わせて31万2,900円となっております。

3款国庫支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費補助金、保険者機能強化推進交付金の合計で、前年度と比べ0.7%減の2億3,681万8,394円となっております。

4款1項支払基金交付金は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金で、2号被保険者の保険料から交付されるものです。前年度と比べ2.0%増の2億4,384万3,002円となっております。

46ページ、47ページをお開きください

5款道支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と財政安定化基金交付金及び地域支援事業交付金で、1項道負担金から3項道補助金までの合計で、前年度と比べ0.8%増の1億4,538万1,224円となっております。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、前年度対比1.9%減の1億7,069万円で、歳入総額に占める割合は16.6%となっております。

次に、50ページ、51ページをお開きください。

歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理経費と地域包括ケアプロジェクト推進事業、権利擁護人材育成事業及び総合的な介護人材確保策などに係る経費であります。

2項賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る経費で、3項介護認定審査会費は、十勝北部介護認定審査会の負担金及び認定調査等に伴う経費であります。

2款保険給付費、1項介護サービス諸費は、居宅、施設サービス給付に係る経費であり、合計で前年度比3.8%増の8億8,692万1,050円となっており、歳出総額の87.3%を占めております。

52ページ、53ページをお開きください。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防、日常生活支援総合事業費は、通所型介護予防事業及び介護予防、生活支援サービス事業などに係る経費となっております。

2項包括的支援事業、任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び介護相談員に係る経費、生活支援体制整備事業費などとなっております。

54ページ、55ページをお開きください。

4款1項1目基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と平成30年度決算などによる積み戻し分を積み立てたところであります。

5款諸支出金は、第1号被保険者への介護保険料還付、国庫、支払基金及び一般会計への前年度精算償還金となっております。

以上で、認定第4号令和元年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明と

させていただきます。

◎日程第 2 認定第 5 号

○議長（高橋利勝） 日程第 2 認定第 5 号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 認定第 5 号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を御説明申し上げます。

はじめに、各会計決算資料により、介護サービス事業運営の概要と決算の概要につきまして、説明させていただきます。

各会計決算資料の 87 ページをお開き願います。

本別町介護サービス事業特別会計は、特別養護老人ホームの施設運営費及び在宅要介護認定者の居宅介護支援事業、要支援認定者の介護予防支援事業をあわせた会計であります。

中段にあります決算の概要であります。歳出は、支出済額 2 億 9,797 万 4,000 円で、予算現額 2 億 9,954 万 5,000 円に對しまして 99.5% の執行率であります。

歳入は、収入済額 2 億 9,909 万 7,000 円で、予算現額 2 億 9,954 万 5,000 円に對しまして 99.9% の執行率となっております。

それでは、令和元年度のサービス事業内容であります。次の 88 ページをお開き願います。

特別養護老人ホームの状況につきましては、施設利用者の年度末の利用者数は定員 50 人に対しまして 50 人で、内訳は男性 14 人、女性 36 人です。なお、令和元年度の入退所者の内訳は、入所者が 19 人、退所者 19 人となっております。また、平均利用年数は 3 年 4 カ月となっております。

介護度別の利用者数は、要介護 4 と 5 の方を合わせまして、37 人で、全体の 74% を占めており、全体要介護度の平均は 4.12 となっております。なお、前年度は 4.16 でございます。

次に、ショートステイの利用状況ですが、5 人の定員で、年間 1 日当たり平均利用人数は 3.49 人の利用となっております。

次に、89 ページをお開き願います。

居宅介護及び介護予防サービス計画実績状況につきましては、居宅介護支援では 1,192 件で対前年度比 19 件の減、介護予防支援では 536 件で対前年度比 87 件の増となっております。

続きまして、決算内容につきましては、特別会計歳入歳出決算書の事項別明細書により主なものを御説明いたします。

決算書の 65 ページ、66 ページをお開き願います。

歳入ですが、1款サービス収入、1項1目介護給付費収入は、対前年度比3.2%増の1億9,618万4,279円で、歳入総額の65.6%を占めています。そのうち、1節施設介護サービス費収入及び、2節短期入所生活介護費収入合わせて1億7,339万6,839円、2目自己負担金収入は3,645万2,598円で収納率は99.97%となっております。

次に、1目3節居宅介護サービス計画費収入は、対前年度比1.7%減の2,042万6,370円、4節居宅予防支援サービス計画費収入は、対前年度比18.8%増の236万1,070円となっております。

次に、3款寄付金は、個人4人から23万円の御寄付をいただいております。

次に、4款繰入金は、対前年度比4.7%減の6,377万9,101円であります。

次に、5款繰越金は、対前年度比34.3%減の240万9,504円であります。

67ページ、68ページをお開き願います。

6款諸収入、1項1目1節雑入は2万9,013円あります。

69ページ、70ページをお開き願います。

歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項施設介護サービス事業費は、対前年度比2.1%増の2億6,138万3,654円で、歳出総額の87.7%を占めています。人件費が、賃金を含めまして2億1,219万4,248円で、施設介護サービス事業費総額の81.2%になります。

18節の備品購入費の内容につきましては、当初予算でリクライニング車椅子2台、補正予算で故障に伴う更新によりガスレンジ1台、また寄付をいただいたその都度補正させていただき、リクライニング車椅子2台、移乗用スライドボード1台を購入したものであります。

次に、2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費及び71ページ、72ページの2目介護予防支援事業費は、サービス計画作成に伴う経費で、人件費、居宅介護支援事業所職員4名分を含めまして、対前年度比2%減の3,659万283円となっております。

歳出総額は2億9,797万3,937円となりまして、歳入歳出差し引き額は112万3,232円となっております。

次に、61ページにお戻り願います。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額は2億9,909万7,000円、歳出総額は2億9,797万4,000円となり、実質収支額は112万3,000円となります。

以上で、令和元年度本別町介護サービス事業特別会計決算認定の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

◎日程第3 認定第6号ないし日程第4 認定第8号

○議長（高橋利勝） 日程第3 認定第6号令和元年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決

算認定について、ないし日程第5 認定第8号令和元年度本別町水道事業決算認定について、以上3件について提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長(坪忠男) 認定第6号令和元年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

決算資料の90ページをお願いいたします。

最初に、本別町全体の給水状況について説明させていただきます。本町の水道は、本別市街地の上水道を中心に4カ所の簡易水道、2カ所の専用水道、勇足西宮農用水道により、給水が行なわれています。本町が管理運営している簡易水道は勇足・仙美里・美里別の3カ所です。農業用防除施設は、勇足及び美里別簡易水道区域内で192基に給水しております。

令和元年度における、総配水量は25万2,200立方メートル、総有収水量は23万8,900立方メートル、また年度末の給水人口は、前年度比3.51%減の1,183人。普及率は前年度より0.09ポイント増の79.08%となっております。なお、有収率につきましては、前年度より1.5ポイント増の94.73%となったところであります。

令和元年度の主な事業と決算の概況につきましては、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明させていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書の89ページ、90ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費、中ほどの2目維持修繕費、15節工事請負費の主な内容は、老朽化による機器更新3機種と配水管の移設工事、計量法による96基の量水器の更新工事を実施しました。

3目基金費は基金の利子を積み立てるもので、年度末の簡易水道基金は152万5,939円となっております。

3款公債費、1項公債費は起債償還の元金、利子で、年度末における起債未償還元金は5億5,359万9,717円となっております。

次のページ、91ページ、92ページをお願いいたします。

下段の歳出の合計は予算額1億2,510万1,000円に対し、支出済額は1億2,349万4,496円で、執行率は98.72%となりました。

次に、歳入であります85ページ、86ページをお願いいたします。

2款1項使用料及び手数料、1目水道使用料、収入済額は前年度比4.95%増の4,368万7,733円で、収納率は現年度分で99.60%、過年度分で15.34%であります。

次のページ、87ページ、88ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計は予算額1億2,510万1,000円に対し、収入済額は1億2,618万8,371円となっております。

次に、78ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入、歳出差し引き額269万4,000円が実質

収支額となり翌年度へ繰り越すこととしております。

以上で、令和元年度本別町簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第7号令和元年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

決算資料の99ページをお願いいたします。

最初に、本別町全体の下水道の普及状況について説明をさせていただきます。中段になりますが、本町の令和元年度における下水道の普及状況につきましては、処理区域面積が288.0ヘクタール、管渠延長が5万1,439メートル、世帯数が2,879戸、人口が4,606人となっております。

また、都市計画区域内の下水道普及率は96.40%、水洗化率は92.62%となっております。

なお、浄化槽を含めた汚水処理人口は5,742人となり、汚水処理人口普及率は83.96%となったところであります。

令和元年度の主な事業と決算の概況につきましては、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書106ページ、107ページをお願いいたします。

1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費、13節委託料のうち、業務委託料4,001万2,337円の内訳は、終末処理場の維持整備業務委託料3,224万2,200円、水処理タンク清掃委託が104万5,000円、汚泥の産業廃棄物に係る運搬処理委託料が570万2,289円、汚泥利用組合への汚泥運搬委託料が96万208円とコンポスト運搬委託料が6万2,640円であります。

2款土木費、1項下水道費、次のページ、108ページ、109ページをお願いいたします。

1目下水道新設費、15節工事請負費5,834万4,000円の内訳は、汚水管渠新設工事として、マンホール施設改修及び国道242号線道路改良に伴う汚水管渠移設、町道山手町通り道路改良舗装に伴うマンホール改修を2,294万6,000円で、管渠更新工事として、東部マンホールポンプ所の機器更新を1,656万6,000円で、終末処理場機器更新工事として高圧気中負荷開閉器、引込受電盤等の機器更新を1,883万2,000円で実施しております。

2目個別排水処理施設新設費、15節工事請負費4,168万3,200円は、合併処理浄化槽13基分の新設工事費であります。

3款1項公債費は起債償還元金、利子で、年度末における起債の未償還元金は24億3,765万2,058円となっております。

次のページ、110ページ、111ページをお願いいたします。

下段、歳出の合計は予算額4億6,750万8,000円に対し、支出済額4億6,309万2,286円で、執行率は99.06%となりました。

次に、歳入であります、102ページ、103ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料の収入済額は、6,606万5,968円で、収納率は現年度分で99.62%、過年度分は35.68%、2目の個別排水処理施設使用料は、収入済額が1,266万6,414円で、収納率は99.91%となっております。

次のページ、104ページ、105ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計は、予算額4億6,750万8,000円、収入済額4億6,723万9,857円となったところであります。

次に、98ページにお戻り願います。

実質収支に関する調書であります、歳入、歳出差し引き額は414万8,000円となっており、翌年度に繰り越すこととしております。

以上で、令和元年度本別町公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号令和元年度本別町水道事業会計決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の11ページをお願いいたします。

令和元年度における水道事業の概況ですが、給水戸数は2,602戸、給水人口は4,758人、総配水量は52万5,374立方メートル、総有収水量は前年度比2.86%減の42万111立方メートル、有収率は79.96%となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

令和元年度の主な工事であります、配水管整備事業として給水区域連絡管整備工事、道道美里別本別停車場線水道管更新工事、国道242号線歩道改良舗装工事に伴う水道管移設工事を行ないました。

次、15ページになりますが、計量法による量水器更新工事により、376個のメーター器の取替えを行なっております。

次に、決算の概況について説明させていただきます。

1ページ、2ページをお願いいたします。

1の収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比7.25%減の1億5,832万769円となっており、内訳は水道使用料が主な1項営業収益では、前年度比1.13%減の1億1,807万9,809円、2項営業外収益では、前年度比21.50%減の4,024万960円となっております、減額の主なものは一般会計からの補助金対前年1,005万9,000円の減によるものです。

次に、支出の総額ですが、前年度比7.84%減の1億5,384万3,294円となり、1項営業費用は、総係費、減価償却費等の減により、前年度比6.89%減の1億3,791万5,908円となり、2項営業外費用は、消費税納付の減等により、前年度比15.28%減の1,592万7,386円、3項特別損失はありませんでした。

なお、税抜き額の詳細は20ページから27ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入総額は、配水管整備工事等の企業債の増により、前年度比44.58%増の4,018万9,107円となっております。

支出の総額では、前年度比20.35%増の1億343万8,533円で、内訳は1項建設改良費では、主に工事費の増により対前年度比22.26%増の6,001万3,560円、2項企業債償還金では、前年度比13.05%増の4,342万4,973円となっております。

資本的収支では、6,324万9,426円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金5,822万9,086円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額502万340円で補てんいたしました。

なお、税抜き額の詳細は28ページ、29ページに記載されていますが、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。

1の営業収益は給水収益が主で、合計は前年度比1.71%減の1億870万5,893円となっております。

2の営業費用は、合計で前年度比7.16%減の1億3,542万3,863円。

3の営業外収益は、前年度比21.76%減の4,010万3,215円となっております。

4の営業外費用は、企業債利息が主であり、前年度比5.40%減の1,438万30円となっております。

5の特別損失は、ありません。

なお、令和元年度末における未償還元金は9億3,216万1,537円となっております。

全ての項目を差し引きしますと、当年度は99万4,785円の純損失となったところであります。

6ページから10ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

下段に記載されています。供給単価と給水原価であります。1立方メートルあたり、供給単価は対前年2円55銭増の257円41銭、給水原価は経常費用と有収水量ともに減少していますが、経常費用の減少率の方が多いため、対前年13円86銭減の333円10銭となっております。

以上で、令和元年度水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお

願いいたします。

◎日程第6 認定第9号

○議長（高橋利勝） 日程第6 認定第9号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 認定第9号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算書の11ページをお願いいたします。

令和元年度の病院事業報告書から説明させていただきます。

1、概況の（1）総括事項であります。令和元年度における病院事業会計の決算は、損益勘定において、消費税抜きで、収入13億6,712万707円、消費税込みでは13億7,105万6,579円、このうち一般会計からの繰入金は昨年度比2億2,677万5,000円増の5億8,837万3,000円であります。

支出は、12億4,761万6,804円、消費税込みでは12億3,704万6,571円となり、差し引き1億1,950万3,903円の利益をもって終了したところであります。

また、資本勘定につきましては、消費税込みで、収入6,251万6,011円、支出9,949万9,081円で、差し引き3,698万3,070円の不足額を生じたところであります。

次に、15ページをお願いいたします。

2、工事（1）建設工事の概況、②器械及び備品購入費は、内視鏡洗浄消毒装置1台、消費税込みで203万400円の器械を購入いたしました。

次に、16ページの3、業務（1）業務量であります。イの入院は、延べ患者数合計で1万7,006人、1日平均46.5人で、前年度比、延べ患者数で1,550人、1日平均では4.2人の増となり、ロの外来は、延べ患者数合計で3万9,630人、1日平均163.1人で、前年度比、延べ患者数で1,824人、1日平均で8.2人の減少となったところであります。

次の17ページ、18ページをお願いいたします。

上段の表（2）事業収入に関する事項であります。消費税抜きの数値となっております。医業収益は10億7,140万2,319円、前年度比20.5%の増で、うち入院収益は3億8,704万6,865円、前年度比7.6%の増、外来収益は3億821万3,588円、前年度比0.9%の減となっております。

入院収益の増加は、1日平均患者数が42.3人から46.5人に増加したことなどによるもの、また、外来収益の減少は、1日平均患者数が171.3人から163.1人に減少したことが主な要因で、入院は外科、耳鼻咽喉科で患者数の増加、外来は内科、外科、耳鼻咽喉科共に患者数の減少が影響しているものと考えております。

その他医業収益は3億7,614万1,866円で、前年度比72.3%の増で、主な要因は一般会計負担金1億5,828万6,000円の増によるものです。

医業外収益は2億9,571万8,388円で、前年度に比べ7,006万5,031円、31.0%の増加となりましたが、一般会計負担金6,823万6,000円の増が主な要因であります。

下の事業収入合計は13億6,712万707円で、前年度比2億5,238万3,260円、22.6%増の決算となったところでございます。

下段の表、(3)事業費に関する事項であります。医業費用は11億9,680万3,491円で、前年度比0.5%の増となりました。内訳は給与費が7億7,852万661円で、前年度に比べ275万9,463円、0.4%の増であります。うち給料が2億9,560万536円で、前年度比396万946円、1.3%の減、手当が1億7,328万1,807円で、前年度比464万1,401円、2.6%の減となりました。賃金が1億1,897万5,647円、前年度比1,239万1,499円、11.6%の増となったためです。

材料費は1億4,052万8,526円で、前年度比4.8%の増であります。うち、薬品費が6,297万8,010円、前年度比693万4,917円、12.4%の増となったためです。

経費は1億8,886万2,690円で、前年度比262万1,695円、1.4%の減であります。

減価償却費は、リース資産減価償却費の増により8,437万9,626円となり、前年度比75万2,152円、0.9%の増です。

研究研修費は346万6,170円で前年度比53万7,138円、13.4%の減です。

資産減耗費は104万5,818円で、前年度比121万7,188円、53.8%の減であります。固定資産除却費が127万2,773円、84.7%減となったのが主なものです。

医業外費用は5,081万3,313円で前年度比319万8,367円、6.7%増となりました。

下から4段目、特別損失は支出ございません。

以上、事業費合計は12億4,761万6,804円、前年度比878万1,956円、0.7%増の決算となったところでございます。

次に、戻りまして5ページをお開きください。

財務諸表の令和元年度の損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。

1の医業収益の合計10億7,140万2,319円から、2の医業費用合計11億9,680万3,491円を差し引いた医業収支は1億2,540万1,172円の医業損失となり、3の医業外収益合計2億9,571万8,388円から、4の医業外費用合計5,081万3,313円を差し引いた医業外収支は、2億4,490万5,075円の黒字となり、事業収支合計では1億1,950万3,903円の当年度純利益となります。

一番下段、当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金 20 億 4,423 万 6,238 円から 19 億 2,473 万 2,335 円に減少となりました。

次に、8 ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部の中段から少し下になりますが、2 の流動資産合計は 1 億 6,276 万 5,900 円。次の 9 ページ、負債の部、4、流動負債合計は 2 億 113 万 3,534 円となっており、そのうち上段 (2) イの 1 年以内に償還予定の企業債 9,211 万 9,191 円は、補てん財源を算出する際には含まれないとされていることから、これを除いた流動負債は、1 億 901 万 4,343 円となり、流動資産が流動負債を上回り、資金不足という状況にはなっておりません。

次に、戻りまして、3 ページ、4 ページをお願いします。

資本的収支であります。消費税込みの数値となっております。収入の 1 款資本的収入決算額は 6,251 万 6,011 円で、1 項企業債は借り入れなし、2 項出資金 5,879 万円は、企業債元金償還にかかる財源として受け入れたものであります。

支出では、1 款資本的支出決算額 9,949 万 9,081 円で、内訳は、1 項建設改良費は 580 万 7,272 円で、先ほど事業報告で申し上げました器械備品購入費とリース債務支払額であり、2 項企業債償還金 9,359 万 1,798 円は、企業債償還金の元金分。3 項投資 10 万 11 円は寄付金及び基金利子を医療施設等整備基金に積み立てたものであります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は 3,698 万 3,070 円となりますが、過年度分損益勘定留保資金 3,682 万 1,485 円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16 万 1,585 円で補てんしたところであります。

以上、令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋利勝） お諮りします。

ただいま、提案のありました認定第 4 号令和元年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第 9 号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、及び昨日 17 日議事とした認定第 1 号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第 3 号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上 9 件については議長及び議会選出監査委員を除く 10 名の委員をもって構成する令和元年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、昨日から本日にかけて提案がありました、認定第 1 号令和元年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第 9 号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上 9 件については議長及び議会選出監査委員を除く 10 名の

委員をもって構成する令和元年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩宣告（午前11時02分）

（休憩中に、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において令和元年度各会計決算審査特別委員会を招集します。ただちに、議員控室に参集願います。これをもって通知済みといたします。）

再開宣告（午前11時20分）

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました、令和元年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に、篠原義彦委員。

副委員長に、大住啓一委員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

◎日程第7 諮問第1号

○議長（高橋利勝） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件について、提案の理由を説明申し上げます。

令和2年12月31日をもって、任期満了となります人権擁護委員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの、福家立雲さんを人格識見とも適任と判断し、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるために提案をするものであります。

よろしく願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

休憩宣告（午前11時21分）

（議員の皆さんには、ただちに議員控室に御参集ください。）

再開宣告（午前11時24分）

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本件は、お手元に配布いたしました意見のとおり、答申したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件は、お手元に配布しました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

◎日程第8 意見書案第4号

○議長（高橋利勝） 日程第8 意見書案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文朗読によって説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊

急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣となっております。

議員各位の賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 意見書案第5号

○議長（高橋利勝） 日程第9 意見書案第5号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第5号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウ

ウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取り組みを継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである食や観光に関連する地域、生産空間が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備、管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的、体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流、観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。

議員各位の御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第6号

○議長（高橋利勝） 日程第10 意見書案第6号種苗法の改定に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第6号種苗法の改定に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文の朗読を主に説明に代えさせていただきます。

種苗法の改定に関する意見書案。

種苗法改定案は先の通常国会で全く審議されることなく継続審議となりました。

農業競争力強化支援法が2017年に施行し、公的試験機関が長年の研究、品種改良で蓄積してきた種子生産に関する知見を民間企業に提供することが義務付けられ、種子の開発、生産、普及の事業が公的機関から民間企業に移ることとなりました。種苗法改定案は、この農業競争力強化支援法にもとづくものであり次の問題点があります。

種苗は、農民の長年の努力によって食料を作るために次世代に引き継がれ、改良が繰り返

され、種苗交換会などをおして在来種をはじめ優れた種苗は全国各地に広がり、歴史的にも公共の財産といえ、本来利益を目的とするものではありませんでした。今日、サツマイモなど種苗の自家増殖で生産されているものも多くあり、自家増殖の原則禁止、自家増殖の許諾性導入の種苗法改定案は、安定的な食料生産と農民の経営を脅かす危険性があります。遺伝子組み換え種子など世界に出回る種子の7割が多国籍企業によって生産され、育種権者保護の名目で多国籍企業の種苗の独占が進むことで、食の安全安心が脅かされる危惧が消費者、国民に広がっています。

また、自家増殖が国内品種の海外流出の要因という指摘がありますが、国民の食を支えてきたすぐれた種苗を守るためには、従来国が行なってきた海外での品種登録を、さらに積極的に進めることが現実的といえ、実際他国も自国の品種をまもるために日本での品種登録を勧めています。

よって以上の理由で、種苗法改定案の取りやめを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣です。

意見書の中の説明の中でも申し上げました、種苗法の改定に至る流れを大きく言うと、まず最初に種子法が廃止され、研究機関での種子等の知見を民間にとという中身のほうにという方向になりました。

そして、更にそれを裏付けるように農業競争力強化支援が制定され、そしてさらに今回の流れのもとに今回の種苗法の改定という大きな流れです。中でも述べていたように、例えば本別で言うと、金時豆などは非常に種子の量が必要な豆なので、少なからず農家の方が自分のところで作った金時豆を来年用の種に作るというような場面が多々見られます。

これらは、ここで言える自家栽培ということに当たるわけですが、もしこれが許諾性、制限が加わるということになると、これはなかなか大変なことになると、経済的に大変なことになる。

それから、最近豆の改良というのは非常に進んでおり、これから出てくる新品種の種というのは、この改定されるとしている種苗法の対象になるわけですから、自家増殖、自家取り、自家種取りと言っていますが、それが許諾性になるという形に繋がっていくと思います。

種子の量が非常に大きな豆類は、経済的に大きな影響を受ける可能性があるということと、今までこれまでも議論してきたように世界的に見ると種会社というのは、日本の種会社も優秀なのですが、世界的には全然比較にならないくらい大きな種会社です。そこが種とセットで農薬を売るといようなことをやっています。ラウンドアップという強力な農薬に耐えうる大豆、遺伝子組み換えした大豆、これを多量にアメリカを中心に今、作っているのが現状です。

このようなことが儲けに繋がってはいけないという考え方も含めて、今回の提案ということになりましたので、議員各位の御賛同のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番(梅村智秀) それでは、意見書案第6号種苗法の改定に関する意見書について質疑を行ないます。

まず1点目でございますが、本意見書は8月25日受付で農民運動北海道連合会委員長名で議長宛てに種苗法改定に関する意見書採択のお願いとの文章が送付されており、同会に示された意見書案文のうち、ひらがな表記2カ所程度を漢字に改められた以外は、そのまま採用された同文の意見書案とお見受けするところでございます。

そこから道内農業者関係組織において、こうした一定の意見集約がなされているということについては伺えるところでございます。

ちなみにこの本別町内の農業者間においては、どのような実態にあるのかお伺いをいたします。

2点目でございます。本町の営農実態等において、この改定案によって特に懸念されるような具体的事項はあるのかという点についてお伺いをいたします。

つまりは、広い意味で将来的な懸念等ではなく、特定の作物、特定の品種等について登録品種になり、現在の営農に即時、直接的に影響を及ぼす具体的事情があるかというところでございます。

今、提案理由の中で金時豆の事例が示されたところでございますが、この金時豆を栽培していくに当たって、いわゆるこの登録品種とされてしまって、一般品種ではなくて、こうした営農に影響を及ぼすような具体的事情等があるのかというところをお伺いしてございます。

3点目でございます。意見書案文の中に、後段のほうでございますが、自家増殖が国内品種の海外流出の要因という指摘がありますが、といったくだりの部分でございますが、この件について懸念される事項だというような、この海外に種苗が流出していくというものについて、懸念事項だという認識はお持ちなのかどうかという点を、まずお伺いいたします。

また、従来国が行なってきた海外での品種登録をさらに積極的に進めることが現実的とありますが、具体的などのような取り組みを想定されていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長(高橋利勝) 暫時休憩いたします。

休憩宣告(午前11時49分)

再開宣告(午前11時49分)

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿保議員。

○10番(阿保静夫) 聞いてすぐメモしているものですから、抜けていたら御指摘をください。

まず1点目ですが、この元々の案文は先ほど御質疑のとおり、農民運動北海道連合会、全国組織ですが北海道では連合会という形でやっている農民組織、農民の運動体ですが、そこ

が案文を全道の市町村議会に送っております。

今日の時点で、管内の状況しかわかりませんが、いくつかの町で、大樹なんかもこないだ聞きましたけども、この意見書が取り上げられているというのが現状の実態です。まだこれから広がりを見せるものというふうに思っています。

また、管内だけで言うと、農協単位で同趣旨の署名が行なわれておりまして、ある町では全農協職員によって署名がいただいている、あるいは本町においても自治体の職員も含めて一般の方も含めて、私の手元で言うと200数十筆の署名が現在中身に賛同する意味で、署名が集まっているというのが現状です。

それで町内の実態では、申し上げたとおり国会の中でまだ一度も具体的に議論がされていない、項目としては挙げられていますけど、議論がされていないという状況なので、中身については十分な話し合いはされていないかというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げたように、署名はかなり早くから私自身も含めて取り組んでいるものですから、こんなことでは困るねという話があります。何が困るかと言ったら、一番のポイントは自家増殖の部分なので、これは改定前の法では21条の第2項というところが、農家における自家増殖、我々は自取り種というのですか、自分のところで次の来年のための種を取っておくと、最初にまくのは、いわゆる調整されたきちんとした種苗を使うのですが、いわゆる売っている種をきちんと使うわけですけども、その中の一部を来年用に使う。

金時を例に挙げたように、非常に多量に使うのですよね。小豆や何かと違って非常に種の量が多量に必要な品目なものですから、1俵2俵という単位ではないので、10俵20俵という単位になるものですから、これはなかなか全額購入した種というわけにはいかないというのが、実際の営農の実態です。

そういう中で町内の農家は、そういうことがもし仮にできなくなったとしたら、それは大変なことだなという声は署名という形の中ですけれども、集まっているところです。これが一応町内の、私が今掴んでいる実態という形です。

具体的懸念で、金時のことを言いました。改定の案ですから、そのとおりに決まるかどうかは別として、国や農水が考えていることは、25年だったと思うのですが、一定の期間が過ぎたものは特許が外れるみたいな形な扱いになると。要するにさっき、金時の例を私は出しましたけども、今使っているのは従来からの金時豆ですから、仮にこの法律が先ほど申し上げたような中身で決まったとしても、おそらくそれについてはオッケーだと思います。普通に使えると思います。自取りできると思います。

ただし、畑作物の種子というのは米から見ると、改良が遅れてきているのが現状なのですが、最近、お調べになっているかと思うのですが、例えば金時豆だけでも10数種類の種が今作られつつあります。ですから、私が今作っている金時が今の中では一番いい金時だと思って作っていますが、これから新品種でこれがいいよと、それから使っているメーカーなんかがこの豆いいよということになると、当然そっちにシフトしていきますよね。そうすると新品種になるわけで、これがもし法律にかかるとなると、作っちゃだめよということ

にはならないかもしれませんが、いちいち許諾をするというようなことになるので、それが21条2項の影響を受けるというのが具体的な懸念です。

最近のここ2、3年で言いますと、小豆が新しい品種とか全品種の改良型というのが出てきました。AっていうやつはAダッシュみたいなのが出てくるのですよ。それが新品種として扱われていくと、この情報に当てはまっていく可能性があるということで、非常に農家としては

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

もう少し短めをお願いします。

○10番（阿保静夫） すみません。

いわゆる、そういうことで具体的な懸念というのは、現状の中からも少しずつ伺えるというのが状況です。

3つ目です。自家増殖が海外流出という懸念はあるのか。以前に、元々はシャインマスカットというぶどうの高級品種ですね。これが外国で出回っちゃったと、これは先に意見書でも申し上げましたが、品種登録されていなかったのです、外国のね。だから簡単に言うと、外国から見れば自由に作れるという状態でシャインマスカットというのはぶどうの中で非常に高級品種で、非常に農家としては作るのに値があるものだというのが、出回ってしまったという懸念、ことが事実にあるし、その前は確かいちごもオリンピック関係だったと思いますが、これも同じような形で出回ってしまった。しかし、地元では、これは地元の重要な財産だというような認識のいちごだったけど、海外での品種登録してなかったのが、私が知っている限りでというか、調べた限りでは二つの例がありますので、そういうことのないようにするためには、やはり日本でこの品種は大事な品種だと、これから育てていこうということはきちんと海外登録することが大事だということがあります。

付け加えますけど、今国が決めようとしているのは国内法ですから、海外に通じる中身ではありません。だから、海外での品種登録のほうが有効性があるということは農水の担当官も2017年に述べておられますので、その辺も一つ関係しているというふうに思っています。

4番目の品種登録の具体例と言ったか、すみません。品種登録についての具体的な見解とかっていうような意味だったと思うのですが、メモしきれませんでした。

4問目、議長お願いいたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 今2回目の質疑ではなくて、今の問いに答えればいいですか。

○議長（高橋利勝） 1回目のです。

○3番（梅村智秀） それでは、1度目に行いました質疑につきまして阿保議員のほうから改めてというところがございましたので、申し上げます。

私が4番目にお伺いした点でございますが、従来国が行なってきた海外での品種登録をさらに積極的に進めることが現実的というような記載がありますが、具体的にはどのような

な取り組みを想定されていますかというようにお伺いをいたしました。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 現実的に、法的に海外でのその国の優良品種の品種登録というのは、国際法的にも認められていて、先ほどもちらっと申し上げましたが、日本の中にも日本で勝手に作れない海外品種というのは、かなりあるというのが実態です。一つひとつは申し上げませんが、特に野菜と果物の分野が非常に多いというふうに理解をしているところですが、ですから先ほど申し上げたとおり、シャインマスカットやいちごについても海外で品種登録していれば、そのような問題になることはなかったのかなという意味で、海外登録ということは必要なことだという趣旨で話をさせていただきました。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは改めまして、お伺いをいたします。

まず1番目にお伺いした点でございますが、阿保議員のほうで本町に置いても200数十筆の署名が集まっているというところでございます。町内においては、農業者の関係団体等もございまして、そういったところに加盟されない個々の農家さんということもございまして、阿保議員の認識といたしましては、そういった町内の農家さん、または町民の中において、またはこうした我々本別町議会として出す意見書でございますから、町議会議員の中においても、本件種苗法の改定案について成熟された議論がなされていたり、理解が進んでいるというようなお考えなのか、お伺いをいたします。

また、合わせてその理由についてもお伺いをいたすところでございます。

2番目でございますが、金時豆の本町において具体的な事例としてあるのですかという問いでございましたが、本町において金時豆の事例が示されたところでございますが、この金時豆については現時点では懸念されるものから外される、いわゆる一般品種であるので、例えば登録品種に指定されない限りは懸念されるような事態には陥らないというふうに思うところで、これまでどおりの営農が可能だというふうに理解するところでございます。

また、仮にそうしたものの、登録品種というふうに指定がされたとしても議員おっしゃるとおり、改正前は18年、現在は30年、例えば一般品種になりますので通常どおりになるというところでございます。

また、そういったところで、新品種、新しい品種が改良、開発された場合というようなお話もございましたが、当然それは誰かが開発するわけであって、当然開発された方々の権利というものについては考えが及ばないのかというところでございます。

当然やはりそれについて開発する方にも、道楽でやるわけじゃないでしょうから、そういった方々の権利というものが守られない中で、新たな開発の意欲というものが醸成されていくのかというような疑問がございますが、その辺についての御認識について改めてお伺いをいたします。

3番目にお伺いした点でございます。3番目、4番目というふうにくります。

お伺いした点でございますが、海外にそうした種苗が流出してしまっているところ、

議員おっしゃるとおり、シャインマスカットであったりとかいちごであったりとかというところの現実的な、すでに実害というものも出ている中で、なぜ海外での品種登録を行わなかったのかということについて、どのような御理解があるのかなという点でございますが、当然これは国際条約、いわゆるユポフ条約に基づいて定められているところでございますが、自国内で譲渡開始後4年以内、一部においては6年以内に出願申請を行わなければならないというところでございまして、その期間を過ぎると品種登録はできなくなるよと、当然新しいものを開発した時にこれは本当に売れるのかという点も含めて、市場性や評価等を検討している、時間的猶予がないのだよと。でもあとはそこに対して金銭的な負担も大きくなると、そういった諸事情があつてなかなか進まないという現状がある中、育成賢者にとっては大きな負担であるというふうに考えるところでございますが、当然また相手国の事情等、通関や植物検疫等で予期せぬ期間がかかってしまうとか、そういった実情もあるというなか、そしてまた昨今のこの世界的なコロナ禍の状況下、民間レベルにおいても人の往来が制限されていたりとか荷物が送れない、受け取れないというような実態もありますが、現状このコロナ禍におけるこうした世界的な現状下においても、これまでどおりの海外での登録をすることが有効、効果的だという御見解なのかについてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） まず1番目は、町内の皆さん、あるいは議員の皆さんとの議論が十分にされてきた中身としての提案なのかということです。町内の農家の皆さんとは、主にその署名の文章を通じ、また電話をいただいたりもしております、そういう意味でのやり取りはしておりますが、例えば席を設けて、別な会をもってそういう議論をするとかそういうことは現実には行なっておりません。

主としては署名をもって、意見のやり取りをしている、その署名についての御意見をいただいているいろいろな懸念も供されていると。

ここには書きませんでしたけども、樹木の苗もどうやらこれに引っかかってくるようで、自然に生えたカラマツの苗までも国が指定した品種だったら、許可とってくださいみたいな話を受けたということも現実にはきています。

ですから、種苗法というのが、そういう山に植えたり、自然に生えた苗木にまで影響するのかなということが、その担当の農家の人と一緒に話し合った経過はありますし、実際に農水の担当のところにもそのことを聞いて、一応許可とってくださいみたいな話になっていました。そういうことで、一般の農民の方、町民の方とは若干のやり取り、議論はやっております。

議員の皆さんとは普通の平場での話し合い、話の中で何回かしたことがあります、このような形で正式に議場に提案したのは今回が初めてです。

ただ、議員の皆さんの中にも先ほど申し上げたような署名用紙も回っている方もいらっしゃる、返答をいただいたりもしていますので、十分ではないのですが、ここをスタートにしたいのと、私自身の運動としては考えております。

2つ目ですが、これまで30年経った種については自由に作れるということで、これまでどおり行ける可能性もあるのではないかとということです。

先ほど申し上げたように、農業振興、農業の新しい技術開発ということが近年特に若い農家を中心に、非常にその要求が上がってきております。それで米に次いで、畑作物、でも北海道の畑作物ですから、種子の開発が今非常に重要視されていますし、農薬によらない生物学的な防災というのですか、例えば病気に強い品種を作るというのが今課題になっておりますので、今まで以上に新しい品種の開発、とりわけ病気に対する、あるいは虫に対する品種の開発というのはこれまで以上に力が入ってくるものと思っております。

そういう意味では、これまで古い品種については私も中生光黒というのを作っていますが、これは対象外になりますけども、これから出てくる特に主に作っている金時やあずき、小豆類、それから大豆も可能性があるのかなというふうに思っております。

それで、新品种の開発している人たちの権利を守ることができないのではないのという趣旨の話だったと思います。先ほど申し上げたように、種子法の改正というのは研究機関が、例えば小麦で言うと5年以上の年月をかけて、今作っている品種が出回ってくるのですけども、ものすごい労力と、お金の直せばものすごい金額だと思います。

ただ、今までは公的機関でそれを仕事としてやってきたと、これを民間に渡していくと。民間がだめだという意味で捉えられては困るのですけども、経営の概念からいくとかかった経費や時間というのはコストとして、非常に反映してくるのではないかなという意味では、なかなか手放しでそれがいいというふうには私は思えないので、その部分は今までどおりのほうがいい、公的機関が開発して、民間でそれをさらに増やしていくような、そういうようなあり方が望ましいのではないかなと、私は思っていますけども、改定すべきだと思っている方々は議員おっしゃるような意見の方もいらっしゃるし、二つの意見があるというのが今の現状だというふうに思っております。

3番、4番ですが、なぜ海外での登録ができなかったのか、私これの原因を明確に調べているわけではありませんが、簡単に言うと一部の有力な農家さん、生産者、あるいは法人的な方々がいちごやシャインマスカットを作っていて、何かの機会でそういう海外で売れる機会があったのではないだろうかということで、その時に種子法、種苗法というような認識の中で動かれていなかったかもしれない、これは私の想像なのできちんとした説明はと言われるとわかりません。

ただ、そういうことがされていたというのも、2例、3例あるというのも現実です。以上。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。

ただいま御答弁いただいた中で、カラマツというような事例も示されましたが、それは例えとしての話であって、カラマツが登録品種になりますよというものではないですよ、この改定案で。仮にカラマツがなった場合はそうなりますよというところであって、カラマツが登録品種に挙げられているということではないというふうに理解するところでござい

すから、その辺についてはちょっと解釈の仕方として、あまりにも飛躍しすぎなのかなと考えるところですが、その辺改めてお伺いをいたします。

そして、またこうした部分について、町内の農業者、関係団体や個々の農家さん、また我々本別町議会議員間においても成熟した議論や理解が進んでいるのかという問いの部分でございますが、ここをスタートとしていきたいというところでございますが、そもそも意見書の性質というものについてでございますけれども、当然我々は町民の有権者の方々から付託を受けて、この場に立っており、住民全体の代表者であると、それを住民全体の代表者で構成される議会が内外に発布するこの意見書というものについては、やはりしっかりとした成熟された議論を経て出されるべきであり、これがスタートですと言っている段階で出すのは時期尚早であるというふうにと考えるとありますが、改めてその御見解、意見書の性質というものについてお伺いをいたすところでございます。

また、内容についてもでございますが、御答弁の中で、いわゆるこの農家さんにおいても二つの意見があると。この種苗法の改定に関して、賛成の方、反対の方がいらっしゃるというところも御答弁からありましたし、私自身もそのように了知しているところがございます。

先ほどのところに関連してくるところでございますが、そうした各々の立場によって意見が分かれるものを議会の総意として内外に発布することについては、特に慎重審議というものがなされた上で出されるべきだというふうに私自身は考えるところでございますが、その辺の考え方についてもお伺いをいたします。

また3番目の、やはりこの種苗法改定案の主たる目的というところが国内品種の海外流出を阻止しようと、国益を守っていかうというところでございますが、その辺について私一例として、先ほど何故海外での品種登録が進まなかったのかという例を述べたところでございますが、その辺についても原因について調べておらず、わからないということであれば、これを現段階で出されるということについては、いかがかと私自身考えるところでございますが、そのお考えを改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今回の意見書提案について、先ほど来、私お答えしているのは、東大教授の鈴木宜弘先生がこのことについて述べられていたことを参考にしながら伺っておりますし、自分の農業生活の中での具体的な事例として言っているつもりです。

それで、まず再々質問のカラマツの苗の関係ですが、実際の山林育成されている方からこの署名の下に、ところでカラマツの苗もこの制約を受けるのかいというような質問がありまして、もちろんまだ国会で審議されていない段階ですから、内容については十分にわからない状況ではありましたが、農水の森林担当の部局に、先ほど紹介していただいた組織を通じて伺ったところ、現時点で日本の公的な研究機関ですが、カラマツの苗を育種したそうです。その苗木は当然買うという形になるのですが、その木が育って実が落ちますよね。自然に生えてきますよね。その農家の方、この書面を見てこれも許可いるのかということでは

たものですから、実際の担当に聞いたところ、だめとは言わないが一応連絡してくれという話なのですよ。

これは樹木の苗は、この法律にまだ具体的にかかっていません。かかっていませんけども、農家や農林者が育種する時に、網がかかる可能性もあるということはぞんぶんに伺えるということで、先ほど例としても申し上げました。

事実経過は以上のとおりで、実際に農水の見解としてもだめとは言わないが、一応許可とってねという話だったのは事実です。それで先ほど申し上げました。

意見書としての、しっかりとした準備とかされてなかったのではないのかということですが。この意見書に関する取り組みは、私自身は先ほど申し上げたとおり、200数十筆の署名は2カ月くらい前から始めていたので、全道的にも私のような形、あるいは先ほど申し上げました農協単位に署名を持って、同趣旨で署名をかなり集めた、管内にも農協名は申し上げませんが全職員が、組合長先頭にやってくれたと。本別はまだ私行っていませんけども、そういう意味で農民運動としては、そういう意味で取り組んできた中の一つの形として現れてきたので、私としては一定の知らせることはしてきたのですが、議員の皆さんと具体的に一つひとつのことについて会議やなんかの中でやったという経過はありませんけれども、先ほど申し上げたように中には署名に応じてくれた方もいらっしゃるし、今回、国会でいよいよ審議されるというふうに、内閣が変わったのでまたわかりませんが、いずれにしても国会もいよいよ審議されるという、ここまできて私の中では瀬戸際だと思っているものですから、土俵際だと思っているものですから、町村議員としてできる一つの方策として、このことを皆さんに賛同者の方にもお願いをして、内容を知らせながら意見書という形で提案した次第です。

それから内容で二つの意見がある、先ほど申し上げた鈴木教授の中にも最後にこう述べています。やるべきだという意見と、だめだよという意見が両方ある。それぞれの理由があります。それで、どちらも共通しているのは固有の種子は守らなければならないということ共通しているのですよ。方法論が違うのですね。それで、方法論の一つが今回の改定では守れないのではないの、しかも自家増殖の現状の農家の利益も奪っちゃうということで、それはまずいというのが今回の意見書の中身です。すべきだという方々は、簡単に言うと自家増殖した人たちが海外に種を流しているのじゃないかという、事実関係はないのですけども、そういうことが考え方の主なようです。

先ほど申し上げた2例、シャインマスカットといちごは一農家ではありませんので、本当に法人的な、企業的な農家がそういうことになったという、農家というか農業者になったということなので一般農家ということではないということ、一つ追加をしておきたいと思えます。

これを出すということは現時点で今、町村議員としてできる、私の中でできることとして、皆さんをお願いをしているところです。

海外流出をなぜ防げなかったというのは、品種登録がされなかった。おそらく現実的に品

種登録しなかったから流出したのですよね。やはり先ほど来言っているように、海外での品種登録を、そういう議論がされない状況で、先ほど上げた二つの例は行なわれてしまったということです。事実関係だけで言うとそうです。想像は色々しますけども、そういう事実の経過で現在に至っている。ですから今回の意見書はその部分をこうやればいいのじゃないかという提案です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、意見書案第6号種苗法の改定に関する意見書について、反対の立場で討論を行ないます。

質疑の中でも事例が挙げられましたが、昨今の事例によれば畜産においては和牛の精液や受精卵が中国に持ち出されたり、また果樹、野菜等におきましてはシャインマスカットの苗木が中国に持ち出されたり、一昨年のピョンチャン冬季五輪においては我が北海道のカーリング女子が韓国産のいちごを食べ、話題にも上りました。これについては元々日本の品種ではないかというような御指摘があったところでございます。

こうしたところは記憶に新しく、そもそも種苗法の改定案については、農家の権利を守るために登録品種の海外流出に歯止めをかけさせるという大きな目的があり、国益にも適うものであります。

野菜や果実の種苗が中国、韓国など海外に持ち出され、そこで栽培がなされ、すでに中韓におきまして、中国産、韓国産の野菜や果物として東南アジア等を中心に輸出等がなされており、一部は日本にも逆輸入される始末でございます。十勝管内の大手商業施設においても韓国産いちごが販売されているという事実もございます。

5年や10年という長い月日、またそこに多大なる費用を要して開発された新種が自家増殖され、さらに海外流出までされるということであれば、だれが苦勞して新たな品種を生み出そうとするのでありましょうか。これこそ、まさに農家の競争力の低下につながると思慮するものであります。

また、登録品種とされるものにつきましては、全体の8割から9割程度で、残りは一般品種であり、一定期間を経ると登録品種も一般品種となる、よって直ちに影響を受けるというのは誤った印象でもございます。

然るに、一定の懸念等があることも承知をしているところであり、だからこそ国会の場で慎重審議・徹底討論がなされるべきであり、それを妨げるべく改定案を審議せずうちに取り止めろという本意見書案につきましては、反対をいたすところでございます。

議員諸兄姉の御英断を願い、討論を閉じます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 意見書案第6号種苗法の改定に関する意見書について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど来、趣旨説明、また質疑の中を聞いております。ごもっともな点多々ありますが、農業従事者の方々からの真摯な意見、それと国の根幹を成している農業に関わる重要な施策を国が決めようとしている時に、地方議会として国に意見を求めるものは何らやぶさかなことではございません。

したがって、この趣旨に賛同されている議員、私も含めてでございますが、本町、また十勝、北海道の農業のあり方というものを国のほうでも問いていくべきでないかというふうにと考えるとござります。

したがって、この趣旨に賛同する立場から、議員諸氏におかれまして賛同いただきたく、私の討論とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号種苗法の改定に関する意見書についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第6号種苗法の改定に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11

○議長（高橋利勝） 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申し出のあった、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第 1 2

○議長（高橋利勝） 日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 3 回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 0 時 2 8 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 9月18日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 柏 崎 秀 行

署名議員 水 谷 令 子